

# 沼津市地域防災計画

本 編

令和7年3月

沼津市防災会議

## 沼津市地域防災計画 全体目次

### 共通対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

### 地震対策編

- 第1章 総則
- 第2章 平常時対策
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応
- 第5章 災害応急対策
- 第6章 復旧・復興対策
- 別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

### 津波対策編

- 第1章 総則
- 第2章 平常時対策
- 第3章 災害応急対策

### 風水害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画

### 火山災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画（平常時対策）
- 第3章 災害応急対策計画

### 大火災対策編

- 第1章 総則
- 第2章 火災予防計画
- 第3章 災害応急対策計画

### 大爆発対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

### 大規模事故等対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

# 共通対策編

# 共通対策編 目次

## 総 則

第1章 総 則		頁
第1節	計画の目的	1
		危機管理課
第2節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	1 市	危機管理課
	2 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	3 静岡県	危機管理課
	4 警察	危機管理課
	5 自衛隊	危機管理課
	6 指定地方行政機関	危機管理課
	7 指定公共機関	危機管理課
	8 指定地方公共機関	危機管理課
	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	危機管理課
第3節	地域の自然的条件	9
	1 位置	総務課
	2 地形及び地質	総務課
	3 気象	危機管理課
第4節	予想される災害	9
	1 風水害	河川課
	2 高潮・高波	水産海浜課
	3 地震・津波	危機管理課
	4 土砂災害	河川課
	5 火災・爆発	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	6 水難	危機管理課
	7 交通災害	生活安心課
	8 火山災害	危機管理課
	9 複合災害・連続災害	危機管理課

## 発 災 前

第2章 災害予防計画		頁
第1節	計画の目的	13
		危機管理課
第2節	通信施設等整備改良計画	13
	1 無線通信施設の現状	危機管理課 水道総務課
	2 通信施設の防災対策	危機管理課
	3 防災関係機関等相互間の通信手段	危機管理課
	4 整備計画	危機管理課
	5 被災者等への情報伝達手段の整備	危機管理課
	6 障がいのある方への情報伝達体制の整備	危機管理課
第3節	防災知識の普及計画	14
	1 普及方法	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局
	2 普及すべき内容	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 環境政策課 教育委員会事務局
	3 市の実施事項	危機管理課 教育委員会事務局 商工振興課 産業政策課 福祉事務所 地域自治課 環境政策課

<b>第4節</b>	<b>住民の避難体制</b>		<b>21</b>
	1 避難地・避難路の周知啓発	危機管理課	21
	2 避難地・避難路の安全性の向上	危機管理課	21
	3 避難所の指定、整備	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 環境政策課 教育委員会事務局	21
	4 避難地、避難所等の施設管理	危機管理課 福祉事務所 病院事務局 教育委員会事務局	23
	5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	危機管理課 河川課	24
<b>第5節</b>	<b>防災訓練</b>		<b>25</b>
	1 総合防災訓練の実施	危機管理課 河川課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局	25
	2 救助・救急関係機関の連携	危機管理課	25
	3 災害対策本部要員訓練の実施	危機管理課	26
	4 非常通信訓練	危機管理課	26
	5 防災関係機関の研修会等の実施	危機管理課	26
	6 訓練のための交通の禁止又は制限	危機管理課	26
	7 防災訓練実施後の評価等	危機管理課	26
<b>第6節</b>	<b>自主防災組織の育成</b>		<b>26</b>
	1 自主防災組織の概要	危機管理課 地域自治課	26
	2 推進方法	危機管理課 地域自治課	27
	3 研修会等の開催	危機管理課 地域自治課	27
	4 市民の果たすべき役割	危機管理課 地域自治課	27
	5 自主防災組織の果たすべき役割	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 住宅政策課 教育委員会事務局	28
	6 市の指導及び助成	危機管理課	30
	7 自主防災組織と消防団との連携	危機管理課	32
<b>第7節</b>	<b>事業所等の防災活動</b>		<b>33</b>
	1 事業所等における平常時からの防災活動の概要	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 住宅政策課 産業政策課 商工振興課	33
	2 事業所の防災力向上の促進	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	33
	3 事業継続計画（BCP）の取組	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	33
	4 事業所等の自主防災体制	危機管理課 地域自治課 福祉事務所 病院事務局 産業政策課 商工振興課	34
<b>第8節</b>	<b>地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b>		<b>34</b>
		危機管理課	34
<b>第9節</b>	<b>ボランティア活動に関する計画</b>		<b>34</b>
	1 ボランティア活動の支援	福祉企画課 危機管理課	34
	2 災害ボランティアコーディネーターの養成と資機材整備	福祉企画課 危機管理課	35
<b>第10節</b>	<b>要配慮者支援計画</b>		<b>35</b>
	要配慮者支援体制の整備	健康づくり課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局	35

第11節	救助・救急活動に関する計画		37
	1 救助隊・救急隊の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	37
	2 保健医療福祉調整本部の総合調整	健康づくり課	37
第12節	応急住宅・災害廃棄物処理		38
	1 応急住宅	住宅政策課 公共建築課	38
	2 災害廃棄物処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	38
第13節	物資及び資機材の備蓄計画		38
	物資・資機材の備蓄及び貸与等	危機管理課	38
第14節	避難地・避難路整備計画		38
	1 避難地・避難路の整備	農林農地課 沼津駅周辺整備部 緑地公園課 道路建設課 道路管理課 教育委員会事務局	38
	2 避難地の整備	緑地公園課 教育委員会事務局	39
	3 避難路の整備	農林農地課 沼津駅周辺整備部 道路建設課 道路管理課	39
	4 避難地・避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化	住宅政策課	39
第15節	重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画		39
		危機管理課 水道部 資産活用課 観光戦略課 病院事務局	39
第16節	被災者生活再建支援に関する計画		40
		危機管理課 福祉企画課 資産税課	40
第17節	市の業務継続に関する計画		40
	1 業務継続体制の確保	危機管理課	40
	2 業務継続計画等において定めておく事項	危機管理課 資産活用課 ICT推進課	40
第18節	複合災害対策及び連続災害対策		41
		危機管理課	41
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備		41
		危機管理課 地域自治課	41
第20節	災害に強いまちづくり		41
		まちづくり政策課	41

発 災 後

第3章 災害応急対策計画		頁
第1節	総則	43
	1 計画の目的	危機管理課
	2 この計画を理解し実施するための留意事項	危機管理課
第2節	組織計画	44
	1 災害対策組織	危機管理課 河川課
	2 災害時の配備体制とその基準	危機管理課 河川課
第3節	応援・受援計画	46
	1 応援動員の実施基準	人事課
	2 実施方法	人事課 健康づくり課 建設デザイン政策課 危機管理課
第4節	通信情報計画	49
	1 基本方針	危機管理課 広報課
	2 通信網の整備	危機管理課 水道総務課
	3 気象、地象及び水象に関する情報などの受 理、伝達、周知	広報課 河川課 危機管理課
	4 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	危機管理課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 健康づくり課
	5 情報収集方法等	危機管理課
	6 報告及び要請事項の処理	危機管理課
	7 情報の伝達の手段	危機管理課 広報課
	8 災害の被害等の情報収集及び伝達	危機管理課
第5節	災害広報計画	53
	1 市	広報課
	2 防災関係機関	危機管理課
	3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手 する方法	危機管理課
第6節	災害救助計画	55
	1 災害救助法の適用基準	危機管理課 福祉事務所
	2 被災世帯の算定基準	危機管理課 納税管理課 市民税課 資産税課
	3 災害救助法の手続き	危機管理課 福祉事務所
	4 災害救助法事務	危機管理課 福祉事務所 水道部 市民課
	5 災害救助法適用外の災害	危機管理課
第7節	避難救出計画	56
	1 避難誘導	危機管理課 河川課 福祉事務所 病院事務局 教育委員会事務局
	2 被災者の救助	危機管理課
	3 避難地への避難誘導・運営	危機管理課
	4 避難所の開設・運営等	危機管理課 健康づくり課 福祉事務所 住宅政策課 環境政策課 地域自治課
	5 市長の要請事項	危機管理課
	6 避難行動要支援者への支援	危機管理課 福祉事務所 住宅政策課
	7 避難所外避難者の把握	危機管理課
	8 広域避難、広域一時滞在	危機管理課

<b>第8節</b>	<b>愛玩動物救護計画</b>		<b>69</b>
	1 同行避難動物への対応	環境政策課 クリーンセンター管理課	69
	2 放浪動物への対応	環境政策課 クリーンセンター管理課	70
<b>第9節</b>	<b>食料供給計画</b>		<b>70</b>
	1 実施主体と実施内容	市民課 福祉事務所 危機管理課	70
	2 災害救助法に基づく実施基準	市民課 福祉事務所 危機管理課	71
	3 応急食料給与の方法	資産活用課 市民課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	72
	4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置	福祉事務所 農林農地課 危機管理課	72
<b>第10節</b>	<b>衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画</b>		<b>72</b>
	1 実施主体と実施内容	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	72
	2 災害救助法に基づく実施基準	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	73
	3 衣料・生活必需品・その他の物資給与の方法	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 福祉事務所	74
	4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	74
<b>第11節</b>	<b>給水計画</b>		<b>74</b>
	1 実施主体と実施内容	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	74
	2 給水施設の応急復旧	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	77
<b>第12節</b>	<b>被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</b>		<b>78</b>
	1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	開発指導課 住宅政策課	78
	2 災害危険区域の指定	住宅政策課	79
	3 応急住宅の確保	市民課 福祉事務所 住宅政策課 公共建築課	79
	4 建築相談窓口の設置	福祉事務所 住宅政策課 公共建築課	81
	5 県の実施事項	住宅政策課 公共建築課	81
	6 要配慮者への配慮	地域自治課 福祉事務所 住宅政策課	82
	7 住宅の応急復旧活動	住宅政策課 公共建築課	82
	8 非常災害時における特例	危機管理課	82
<b>第13節</b>	<b>医療助産計画</b>		<b>82</b>
	1 基本方針	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	82
	2 救護所、救護病院及び災害拠点病院	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	83
	3 実施主体と実施内容	健康づくり課 国民健康保険課 病院事務局	84
	4 実施基準	健康づくり課 国民健康保険課	84
	5 実施方法	健康づくり課 国民健康保険課	85
	6 非常災害時における特例	健康づくり課 危機管理課 国民健康保険課	86

<b>第14節</b>	<b>防疫計画</b>		<b>86</b>
	1 市の実施事項	クリーンセンター管理課	86
	2 実施方法	クリーンセンター管理課	86
	3 市長の要請事項	クリーンセンター管理課	87
	4 県の実施事項	クリーンセンター管理課	87
	5 市民及び自主防災組織の実施事項	クリーンセンター管理課 健康づくり課	87
	6 関係団体の実施事項	クリーンセンター管理課 健康づくり課	87
	7 その他	クリーンセンター管理課	88
<b>第15節</b>	<b>清掃計画及び災害廃棄物処理計画</b>		<b>88</b>
	1 基本方針	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	88
	2 し尿処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課	88
	3 廃棄物（生活系）処理	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	89
	4 災害廃棄物処理	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	90
	5 応急措置	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	90
	6 非常災害時における特例	クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 環境政策課	92
<b>第16節</b>	<b>遺体の捜索及び措置埋葬計画</b>		<b>92</b>
	1 基本方針	市民課 福祉事務所	92
	2 実施主体と実施内容	市民課 福祉事務所	92
	3 非常災害時における特例	市民課 福祉事務所	94
<b>第17節</b>	<b>障害物除去計画</b>		<b>94</b>
	1 実施事項	建設部	94
	2 市の実施事項	建設部	94
	3 市長の要請事項	建設部	95
	4 県の実施事項	建設部	95
	5 災害の拡大と二次災害の防止活動	建設部	95
<b>第18節</b>	<b>社会秩序維持計画</b>		<b>95</b>
	1 市	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	95
	2 警察	危機管理課	96
<b>第19節</b>	<b>輸送計画</b>		<b>96</b>
	1 基本方針	危機管理課	97
	2 緊急輸送の方法	資産活用課	97
	3 緊急輸送の対象	危機管理課	97
	4 緊急輸送体制の確立	資産活用課 福祉事務所 沼津駅周辺整備部 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水産海浜課 道路管理課 まちづくり政策課 危機管理課	97
	5 防災関係機関の緊急輸送	危機管理課	99
	6 災害救助法に基づく緊急輸送の範囲	資産活用課	99

<b>第20節</b>	<b>交通応急対策計画</b>		<b>99</b>
	1 陸上交通の確保	生活安心課 資産活用課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 沼津駅周辺整備部	100
	2 海上交通の確保	総務課 水産海浜課	105
	3 経費負担区分	道路建設課 道路管理課 沼津駅周辺整備部	105
	4 交通マネジメント	危機管理課	105
<b>第21節</b>	<b>応急教育計画</b>		<b>105</b>
	1 基本方針	学校教育課 市立高	106
	2 計画の作成	教育企画課 学校管理課 学校教育課 市立高	106
	3 実施事項	教育企画課 学校管理課 学校教育課	107
	4 県への要請事項	学校管理課 学校教育課	107
	5 文化財の応急対策	文化振興課	107
	6 社会教育施設の応急対策	生涯学習課 文化振興課 ウィズスポーツ課	108
<b>第22節</b>	<b>社会福祉計画</b>		<b>108</b>
	1 基本計画	福祉事務所	108
	2 実施事項	福祉事務所	108
<b>第23節</b>	<b>消防計画</b>		<b>110</b>
	1 消防活動	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	110
	2 消防団	危機管理課	110
	3 広域協力活動体制	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	110
<b>第24節</b>	<b>応援協力計画</b>		<b>110</b>
	1 要請の実施方法	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	110
	2 災害相互応援	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	111
<b>第25節</b>	<b>ボランティア活動支援計画</b>		<b>111</b>
	1 実施事項	福祉事務所 危機管理課	111
	2 県の実施事項	福祉事務所 危機管理課	112
<b>第26節</b>	<b>自衛隊派遣要請計画</b>		<b>113</b>
	1 災害派遣要請の範囲	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	113
	2 災害派遣要請の要求手続	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
	3 災害派遣部隊の受入体制	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
	4 災害派遣部隊の撤収要請	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
	5 経費負担区分	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	114
<b>第27節</b>	<b>海上保安庁に対する支援要請計画</b>		<b>115</b>
	1 支援要請の範囲	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	115
	2 支援要請の依頼手続	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課	115
<b>第28節</b>	<b>電力施設災害応急対策計画</b>		<b>115</b>
	応急措置の実施	危機管理課	115
<b>第29節</b>	<b>下水道災害応急対策計画</b>		<b>115</b>
		下水道整備課	115
<b>第30節</b>	<b>突発的災害応急対策計画</b>		<b>115</b>
	1 市の体制	危機管理課 健康づくり課	116
	2 連絡体制	危機管理課	117

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画		頁
第1節	災害復旧計画	119
	危機管理課 政策企画課 財政課 総務課 契約検査課	119
第2節	激甚災害の指定	119
1	市の実施事項	政策企画課 財政課 総務課 契約検査課
第3節	被災者の生活再建支援	119
1	災害弔慰金等の支給	福祉事務所
2	被災者の支援	財政課 市民福祉部 納税管理課 資産税課 市民税課
3	要配慮者の支援	地域自治課 福祉事務所 健康づくり課
第4節	風評被害の影響の軽減	121
1	正しい情報の提供	広報課 生活安心課 農林農地課 商工振興課 産業政策課
2	必要な検査等の実施	広報課 政策企画課
3	被害の拡大防止	広報課
4	関係機関との連携	政策企画課 産業振興部

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市の地域にかかる災害対策に関し定める計画であり、住民等の生命、身体、及び財産を災害から保護し、日常生活の安全を確保するため、各種の災害対策について、必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画は「沼津市国土強靱化地域計画」における基本理念及び基本目標を踏まえたものである。

沼津市地域防災計画は、次の編から構成する。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 共通対策編     | 「各編(2～8編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画」 |
| 2 地震対策編     | 「地震による災害対策」                              |
| 3 津波対策編     | 「津波(遠地津波を含む)による災害対策」                     |
| 4 風水害対策編    | 「風水害による災害対策」                             |
| 5 火山災害対策編   | 「富士山の火山噴火による災害対策」                        |
| 6 大火災対策編    | 「大火災・林野火災を含む災害対策」                        |
| 7 大爆発対策編    | 「大爆発による災害対策」                             |
| 8 大規模事故等対策編 | 「道路事故、鉄道事故等大規模事故による災害対策」                 |
| 9 資料編       | 「各編に付属する各種資料」                            |

## 第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

沼津市(以下「市」という。)、駿東伊豆消防本部(以下「消防本部」という。)及び行政区域内の防災関係機関、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 市

- (1) 沼津市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (5) 消防、水防その他の応急復旧
- (6) 警報の伝達及び避難の指示
- (7) 情報の収集伝達及び被害調査
- (8) 被災者の救難、救助及び保護
- (9) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (10) 清掃、防疫及び保健衛生
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 災害復旧の実施
- (13) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

## 2 消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制の整備
- (3) 危険物施設等の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力、救援
- (7) 被災者の救助、救援
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 市、関係機関との連絡調整

## 3 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市及び指定公共機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

## 4 警察

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

## 5 自衛隊(陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊)

- (1) 災害時における住民の人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

## 6 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
  - ① 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
  - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事
  - ③ 管内防災関係機関との連携に関する事
  - ④ 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
  - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関する事
  - ⑥ 津波・噴火警報等の伝達に関する事
- (2) 総務省東海総合通信局
  - ① 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
  - ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
  - ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
  - ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用設備の貸与
  - ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
  - ⑥ 非常通信協議会の運営に関する事
- (3) 財務省東海財務局(静岡財務事務所沼津出張所)
  - ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
  - ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事

- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
  - ① 災害状況の情報収集、連絡調整
  - ② 関係職員の派遣
  - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
  - ① 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
  - ② 事業場等の被災状況の把握
  - ③ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
  - ④ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (6) 農林水産省関東農政局
  - ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
  - ② 応急用食料・物資の支援に関する事
  - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関する事
  - ④ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
  - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
  - ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
  - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
  - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
  - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
  - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
  - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関する事
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
  - ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
  - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
  - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局
  - ① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事
  - ② 民有林直轄治山事業等の実施に関する事
  - ③ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
- (10) 経済産業省関東経済産業局
  - ① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
  - ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
  - ③ 被災中小企業の振興に関する事
  - ④ 電気の安定供給に関する事
  - ⑤ ガスの安定供給に関する事

(11) 経済産業省関東東北産業保安監督部

- ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
- ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
- ③ 電気の安全確保に関すること
- ④ ガスの安全確保に関すること

(12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

① 災害予防

- ア 所管施設の耐震性の確保
- イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- オ 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施

② 初動対応

地方整備局災害対策本部からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

③ 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- ウ 所管施設の緊急点検の実施
- エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付  
（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
- カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
- ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- ④ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
- ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

- ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
  - ⑩ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
  - ⑪ 大規模自然災害における緊急・代替輸送に関する情報収集、ニーズの把握、調整などの支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の職員を災害対策本部に派遣する。
- 14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
  - ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
  - ③ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
  - ④ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
  - ⑤ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
  - ⑥ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
  - ⑦ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
  - ⑧ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- 15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
- ① 災害予防
    - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
    - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
    - ウ 港湾の状況等の調査研究
  - ② 災害応急対策
    - ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
    - イ 船艇、航空機等を活用した情報収集
    - ウ 活動体制の確立
    - エ 船艇、航空機等による海難救助等
    - オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
    - カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
    - キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
    - ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
    - ケ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
    - コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
    - サ 海上における治安の維持
    - シ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
  - ③ 災害復旧・復興対策
- 16) 環境省関東地方環境事務所
- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

- ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所  
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
  - ① 所管財産使用に関する連絡調整
  - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
  - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社
  - ① 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
    - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
    - エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
  - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- (2) 日本銀行
  - ① 通貨の円滑な供給の確保
  - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
  - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
  - ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
  - ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ③ 被災者に対する救援物資の配付
  - ④ 義援金の募集
  - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）  
気象予警報、災害情報、その他の有効適切な災害広報
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
  - ① 管轄する道路の建設及び維持管理
  - ② 交通状況に関する関係機関との情報連絡
  - ③ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
  - ④ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ① 鉄道防災施設の整備
  - ② 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

- ③ 災害時の応急輸送対策
  - ④ 災害時における応急救護活動
  - ⑤ 応急復旧用資材等の確保
  - ⑥ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導
  - ⑦ 被災施設の調査及び早期復旧
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
- ① 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
  - ② 電気通信の特別取扱い
  - ③ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
  - ④ 防災関係機関の重要通信の優先確保
  - ⑤ 被害施設の早期復旧
  - ⑥ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- ① 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
  - ② 災害時の応急輸送対策
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
- ① 電力供給施設の防災対策
  - ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
  - ③ 災害時における電力供給の確保
  - ④ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
  - ⑤ 被災施設の調査及び復旧
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ① 電力供給施設の防災対策
  - ② 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
  - ③ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
  - ④ 被災施設の調査及び復旧
- (11) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社  
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ① 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
  - ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社  
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

## 8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
  - ① 土地改良施設の防災計画
  - ② 農地たん水の防排除活動（用水の緊急遮断）
  - ③ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
  - ④ 消防機関が行う消火活動への協力
- (2) 静岡ガス株式会社(東部支社)
  - ① ガス供給施設の防災対策
  - ② 二次災害の発生防止のための緊急遮断
  - ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
  - ④ 必要に応じて代替燃料の供給
  - ⑤ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
  - ① ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
  - ② 被災施設の調査及び復旧
  - ③ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
  - ④ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (4) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
  - ① 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
  - ② 災害時の応急輸送対策
- (5) 静岡県トラック協会東部支部、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）、一般社団法人静岡県バス協会
  - ① 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
  - ② 災害時の応急輸送対策
- (6) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社  
気象予警報、災害情報、その他の災害広報
- (7) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
  - ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会  
災害時の道路、交差点などでの交通整理支援
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
  - ① 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力
  - ② 避難所における健康相談に関する協力（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

### (1) 産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。

- ① 防災対策の指導
- ② 必要資機材、融資の斡旋等
- ③ 災害時の被害状況調査等

### (2) 医療機関、厚生社会事業団

一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会、病院及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。

### (3) エフエムぬまづ株式会社

災害情報、その他災害広報について協力する。

### (4) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。また、沼津市その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

## 第3節 地域の自然的条件

### 1 位置

沼津市は静岡県東部に位置し、東に清水町、三島市、西に富士市、南は駿河湾に面した伊豆半島に連なり、北には愛鷹山を擁している。

東 経	138° 52′
北 緯	35° 06′
市内最高地 海拔	1,380m

### 2 地形及び地質

市の形状は、湾曲の帯状に海岸線を持ち、その延長は約 63 km に及び、平野部は少なく、市の中央近くに伊豆天城山（標高 1,406m）を源とする狩野川が流れ、更に御殿場を源とする黄瀬川が狩野川に合流している。

地質は軟弱な泥層の地域が大半を占め、港湾から千本を経て片浜、原の海岸線に沿った地域は砂質層地盤である。

### 3 気象

気候は極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現われやすい。降雨量は 2,115.0 mm 程度で、平均風速は 3.3m/秒程度である。（沼津南消防署における令和 6 年 1～12 月の観測値）

## 第4節 予想される災害

### 1 風水害

市内の主要河川は、市の中央部を流れる狩野川であるが、昭和 33 年の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策を進めている。しかし、近年、気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。6 月、7 月には梅雨前線活動の活発化により大

雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(1) 狩野川流域（一級河川）

流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。しかし、狩野川放水路の整備や河道堀削・堤防の整備など河川改修により流下能力は大きく向上しているが、施設の能力を上回る洪水が発生した場合には、越水や浸食、内水等による洪水氾濫の恐れがある。

(2) 沼川流域（一級河川）

市北部を流れる多くの河川が流れ込むため、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。なお、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。

(3) 高橋川流域（一級河川）

高橋川流域は低平地で過去幾多の内水による浸水を繰り返してきた。そのため、河道改修や排水機場増設などを行い治水安全度の向上を図っているが、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。

## 2 高潮・高波

駿河湾に面し長い海岸線をもっているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。台風等による高潮・高波、西風による高波が発生することがあるため、防潮堤のない地域は災害が予想される。

## 3 地震・津波

「地震・津波」については、駿河湾から遠州灘にかけての海域には、大陸プレートと海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが、また相模湾には同様に相模トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。内陸では、糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層などの活断層が存在し、内陸直下型の被害地震を発生させてきた。

本県における近年の巨大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（M7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（M6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（M7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（M6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（M7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（M6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（M6.4）などがある。

とりわけ本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854（嘉永7）年の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

最近では、1996（平成8）年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.6の地震や、2001（平成13）年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、2009（平成21）年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。

今世紀前半には前回発生から 100 年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

なお、本市では 2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第 4 次地震被害想定の大第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において「レベル 1 の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において「レベル 2 の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2 つを併せて「レベル 1・2 の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波では、約 13,000 人の死者数の発生が想定されている。

このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

なお、地震対策については、大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画を含み、本計画の地震対策編として別に定める。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル 1・2 の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

## 4 土砂災害

市内では、土砂災害警戒区域が 380 箇所、土砂災害特別警戒区域が 311 箇所（いずれも令和 7 年 3 月 31 日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。

## 5 火災・爆発

近年、建築物の大型化及び高層化が進むとともに新たな建築材料の導入、さらには生活様式の多様化、雑居ビルの増加、石油・ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、人命危険が高まっている。

## 6 水難

市内の海岸や河川等では、釣客や海水浴客等による水難事故の発生が予想される。

## 7 交通災害

国道 1 号、国道 414 号、東名高速道路、新東名高速道路等の市内の重要路線は、交通量が極めて多く、交通事故の多発が予想される。

また、東海道本線、東海道新幹線等の列車事故も併せて十分な対策が必要である。

## 8 火山災害

活火山である富士山の噴火により、溶岩流や降灰等の被害が及ぶと予想されるため、その活動の推移には十分注意する必要がある。

## 9 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

静岡県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど、最悪の事態を想定する必要がある。また、過去には、1707（宝永4）年10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

## 第2章

# 災害予防計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

## 第2節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

### 1 無線通信施設の現状

#### (1) 市有無線通信施設

同報系防災行政無線、地域防災無線、水道無線、防災相互無線、県防災共通波の現況は、資料編「沼津市防災行政無線固定系（同報無線）設置場所一覧表」「防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表」「デジタル地域防災無線移動局配備先一覧表（機関別）」「水道無線」「防災相互通信無線局」「防災相互無線」による。

#### (2) 静岡県防災行政無線

災害時における気象情報及び災害情報の収集及び伝達は静岡県防災行政無線（以下「県防災行政無線」という。）で行う。

なお、加入機関及びダイヤル番号は、資料編「県防災行政無線一覧表」による。

#### (3) 情報の収集伝達通信系統

資料編「情報の収集伝達通信系統図」による。

### 2 通信施設の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

資料編「防災相互通信無線局」による。

### 3 防災関係機関等相互間の通信手段

市は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

### 4 整備計画

災害時において迅速な情報の収集を図るため、市防災行政無線等の充実を図る。

## 5 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

市は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

## 6 障がいのある方への情報伝達体制の整備

市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第3節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、関係職員はもとより、広く一般市民等に対して、防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

市は、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。

市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

### 1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

#### (1) 学校教育、社会教育を通じての普及

「防災教育推進のための連絡会議」をはじめとして、様々な機会を通して、災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

#### (2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

#### (3) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

市民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広報媒体を通じ、又は印刷物等を作成・配付し防災知識の高揚を図る。

(4) 映画、スライド、講演会等による普及

防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催しその普及を図る。

(5) 市ホームページ、県アプリ「静岡県防災」による普及

市民等に対し、沼津市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

## 2 普及すべき内容

市は、防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 沼津市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

(6) 災害時の心得

① 災害情報等の聴取方法

② 停電時の心構え

③ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底

④ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

⑤ 避難所の適正な運営

⑥ その他災害の態様に応じてとるべき手段の方法

⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(7) 避難所の運営方法

(8) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

## 3 市の実施事項

(1) 職員等に対する教育

職員として、行政を進める中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

実施事項	担当課	対象	方法	回数
① 地震・津波等の防災に関する基礎知識 ② 東海地震等の災害発生に関する知識 ③ 第4次地震被害想定の内容 ④ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 ⑤ 「沼津市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 ⑥ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 ⑦ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ⑧ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ⑨ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ⑩ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 ⑪ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項	危機管理課	本部員 避難地配備職員	説明会等	年1回以上
自主防災活動	危機管理課	防災指導員		年1回以上
① 所管事項に係る地震防災応急対策及び災害応急対策 （例）地すべり、山崩れ、がけ崩れ及び洪水災害による被害と対策（河川課） ② 港湾における地震特性、津波特性、災害危険等（水産海浜課）	各所管課	所属職員等	防災週間の設置、パトロール実施計画案の作成等	適宜
電力施設の地震対策（東京電力）		所属職員等	パンフレット 社内報等	〃
警戒宣言発令時及び地震災害時の金融業務（日本銀行）		〃	研修会等	〃
自社の地震対策の基本方針等（静岡ガス）		〃	社内報等	〃

なお、これらの教育を通じて、各種団体及び地域住民に対する防災思想、普及担当者の育成を進めるものとし、このための普及カリキュラム、使用教材、配付資料の作成を行う。

## (2) 学校教育等

### ① 教職員等の研修

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の防災担当者等に対して研修を行い、各学校等における防災対策の徹底を期し、自主防災と安全教育に寄与する。

## ② 児童・生徒に対する指導

### ア 指導の目的

学校等の幼児・園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対して地震災害や地震の起るメカニズム等、地震に関する知識を、それぞれの発達段階に応じて理解させることにより、地震発生時において的確な判断に基づいて自他の安全を確保できるようにする。また、生徒等が学んだ地震に関する知識を基礎として、地域社会においても地震対策の啓発が図れるようにする。

### イ 学校等の生徒等に対し、防災知識の徹底を図る。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

また、生徒等の理解を深め、あわせて家庭における地震の知識の普及を図る。

ウ 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実施する。

(ア) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(イ) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

エ 中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

## (3) 授業における指導

### ① 小学校

新学習指導要領、理科「B生命・地球 第4学年(3)雨水の行方と地面の様子、第5学年(3)流れる水の働きと土地の変化、(4)天気の変化、第6学年(4)土地のつくりと変化」において、日常生活と自然災害との関連性の理解を深め、災害に対して適切に対応できる児童を育てる。

社会科では「自然災害から人々を守る活動」において、県内で発生した自然災害を取り上げ、国土の自然条件などとの関連や、国・県・市などが取り組んでいるさまざまな対策を理解させる。

### ② 中学校

新学習指導要領、理科「第2分野 (2)大地の成り立ちと変化 (ウ)火山と地震、(エ)自然の恵みと火山災害・地震災害」において、地震に伴う土地の変化、揺れの大きさや伝わり方の規則性、火山活動や地震発生の原因と地球内部の働きとの関連を理解させる。また、「(4)気象とその変化 (エ)自然の恵みと気象災害」において、天気の変化や日本の気象との関連性を理解させる。

社会科では「地理的分野 C日本の様々な地域」の中の「日本の地域的特色と地域区分」において、自然災害と防災への取り組みなどを基に、日本の自然環境の特色や、また、「(7)自然と人間」において、地域の自然災害を総合的に調べ、理解させる。

## (4) 社会教育

市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域防災に寄与する意識を高める。

文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手作りに努める。

① 啓発内容

ア 市民に対する一般的な啓発に準ずる。

イ その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

② 手段・方法

各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会において実施する。

(5) その他の団体

市内の各種団体に対し、地震の知識、事前の防災対策、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等について、研修会、講習会、資料の配布、映画、テレビの利用、市広報等を通じて普及する。

市は、国（総務省）及び県と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

① 青年会議所を通じての普及

ア 青年会議所の会議の際に地震に関する講演、講習、映画等を実施し会員への普及を図る。

イ 青年会議所が実施している各種事業を通じ、地域住民への普及を図る。

② 消費者団体等の実施する各種の消費生活講座、消費生活展を通じての普及

③ 消費者団体の会合の際、防災思想の学習法依頼

④ 沼津市防火協会による普及

加入事業者は、地震対策の推進並びに防災訓練等の実施により、その主旨の徹底を図る。

⑤ 一般社団法人静岡県LPガス協会東部支部沼津地区会による普及

製造事業所、販売事業所別の地震防災応急対策の推進を図るとともに、販売事業者（所）は消費者に対する啓発を行う。

⑥ 静岡県高圧ガス保安協会沼津支部による普及

設備の整備点検、防災体制の整備、防災訓練の実施等による協会の事業として推進する。

⑦ 静岡県冷凍設備保安協会による普及

冷凍、冷蔵倉庫等の地震対策につき、協会、専門技術委員会で調査、研究、指導等を行う。

⑧ 静岡県ガス協会による普及

不使用時及び地震が発生したときは、ガス栓を閉じるようチラシ、検針通知票、市広報紙等を利用して広報する。

また、被害が甚しい場合又はガスもれがあったときはメーターコックを閉めるようチラシ、検針票等を利用して広報する。

⑨ 公益社団法人日本煙火協会静岡県支部、静岡県火薬類保安協会による普及

保安教育計画の中に地震対策を盛り込み各施設の従業者に対する啓蒙指導を行う。

また、各施設ごとに設備の整備点検、防災点検並びに訓練等の推進を図る。

⑩ 電力会社による普及（東京電力）

災害時における感電事故防止、漏電による出火防止など公衆安全について需要家のとるべき具体的措置の普及を図る。

⑪ 防災団体等による普及（労働基準局）

防災団体等による労働災害防止のための委員会を設置し、業種毎に防災対策を検討し、指針の作成、広報活動等を通じて対策を樹立推進する。その重点事項は次のとおり。

ア 自主防災組織の確立とその活動の促進

イ 特定機械（特にボイラー、圧力、容器、クレーン等）危険物製造取扱設備の自動安全化の推進

- ウ 設備、機械の基礎への固定化の推進
- エ 消火設備等の点検整備
- オ 情報伝達組織の検討
- カ 救急対策の確立
- キ 消火対策の確立
- ク 地震発生後の安全点検

⑫ 日本赤十字社静岡県支部による普及

主として赤十字奉仕団、自主防災組織等を対象に救急法等の講習を実施し、災害時の負傷者の応急手当等ができるよう指導する。

(6) 地域住民

自主防災組織への広報を原則とする。

災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震等についての正しい知識、防災対応について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

特に、3月11日を含む10日間が「津波対策推進旬間」、8月30日から9月5日までの7日間が「防災週間」、11月が「地震防災強化月間」と定められており、津波避難対策、災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対策並びに家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士、その他防災士等の積極的な活用を図る。

① 普及内容

項目	内容
基礎的な知識	地震発生時の仕組み、地震予知体制、東海地震・南海トラフ地震等の危険度、地域の地震災害危険、市の防災体制（災害対策本部、警戒本部の広報）、災害時の行動指針、消火の知識、救急法、交通機関の対策、車両運転時の心得、東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び性格とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎知識、第4次地震被害想定の内容、緊急地震速報の意義と受信時のとるべき措置
事前準備	住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀等の倒壊の防止、家具等の転倒防止、ガラスの飛散防止 避難地、避難路の確認、応急資材の準備、救急医薬品の準備、非常持出品の準備、避難生活に関する知識、要配慮者への配慮、男女双方の視点・家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮、居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において性犯罪・性暴力・DV被害等を防止するための意識の普及・徹底
地震防災措置	正しい情報の入手方法と連絡方法、警戒宣言と予知情報の内容、警戒宣言に伴う対応、行動指針
災害応急対策	救助活動、被災した場合の手続き、各方面の案内及び問合せへの回答等の情報

特殊事項	(山崩れ、津波危険地区) (ため池等農業用施設管理者) (工事請負人)	山崩れの危険、避難、日頃の準備 防災資材の準備等災害対策 作業工程に対応する防災対策
------	---	--

## ② 手段方法

危機管理課、広報課をはじめ、各課が分担し、パンフレット、リーフレット、ポスター及び報道機関等の媒体や、防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。特に、突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

## (7) 自動車運転者

地域、職場での交通教室、映画会、法令講習会、その他の機会を通じ災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時及び緊急地震速報受信時等における措置すべき事項の徹底を図る。

### ① 災害時

- ア 避難のために車両を使用しない。
- イ 道路の左側に寄せてエンジンを止める。
- ウ カーラジオ等で地震情報、交通情報を聞く。
- エ 警察官(規制標識)の指示に従い行動する。
- オ 道路上に車両を置かない(できるかぎり空地等へ入れる)。
- カ 避難のため車両を道路上へ置くときは、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。

### ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び緊急地震速報受信時

- ア 低速走行の実施(一般道路毎時 20 k m以下、高速道路毎時 50 k m以下)
- イ カーラジオ等で地震情報、交通情報を聞く。
- ウ 警察官(規制標識)の指示に従い行動する。
- エ 避難のため車両を道路上へ置くときは、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアロックをしない。

### ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時

- ア 走行中の車両は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- イ 自動車の運転を自粛する。

## (8) 地震防災相談窓口の設置

地震に対する正しい知識、的確な防災対応の普及指導のため相談窓口を危機管理課に設置する。

## (9) 防災上重要な施設の管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場などの不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとりべき措置についての知識の普及に努める。

## (10) 災害の伝承

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

る。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第4節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

### 1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

### 2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

#### (1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

#### (2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

### 3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

#### (1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであるものを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ⑥ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者

の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

## (2) 2次避難所の整備

### ① 福祉避難所

- ・市は、一般の避難所では生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障がいのある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、県モデルに基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

### ② 2次避難所

- ・2次避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

## 4 避難地、避難所等の施設管理

### (1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

## (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との連絡体制の構築を行う。

## (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

大規模商業施設、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

## 5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・市は、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)及び災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する県の「わたしの避難計画」の作成を並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

## 第5節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

### 1 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るためには、平常時からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。災害対策基本法の主旨に基づき、総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、おおむね次の事項を重点におき、市は、総合防災訓練を実施する。

また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 交通規制訓練
- (4) 道路啓開訓練
- (5) 救出・救護訓練
- (6) 避難、誘導訓練
- (7) 通信情報連絡訓練
- (8) 避難所運営訓練
- (9) 救助物資輸送訓練
- (10) 給食・給水訓練
- (11) 応急復旧訓練
- (12) 遺体措置訓練

### 2 救助・救急関係機関の連携

市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3 災害対策本部要員訓練の実施

災害対策本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を行う。

### 4 非常通信訓練

災害時において、災害地からの市災害対策本部及び防災関係機関との間の災害情報等の収集、伝達が迅速かつ正確に行えるよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努めるものとする。

### 5 防災関係機関の研修会等の実施

防災活動を迅速確実に実施するため、防災関係者の研修会を開催し、気象知識、救助・救出・救護（応急手当）、過去の災害事例その他必要な事項につき研修する。

### 6 訓練のための交通の禁止又は制限

防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定し、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。

### 7 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施して課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第6節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面は、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

### 1 自主防災組織の概要

#### (1) 組織

自治会等を活用し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。

また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

#### (2) 編成

本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。任務分担については、資料編「自主防災組織と任務分担」による。

### (3) 活動内容

#### ① 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄、点検、危険個所の点検把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

#### ② 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難等の支援等を行う。

## 2 推進方法

地域住民及び自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義の周知を図り、十分に意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

## 3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

## 4 市民の果たすべき役割

地震・津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。市民は、自らの安全は自らの手で守る意識をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

### (1) 平常時から実施する事項

- ① 防災気象に関する知識の吸収
- ② 地震防災等に関する知識の吸収
- ③ 地域の危険度の理解
- ④ 家庭における防災の話し合い
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- ⑥ 石油ストーブ、ガス器具等について、対震自動消火装置等の火災予防措置の実施
- ⑦ 家屋の補強等
- ⑧ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- ⑨ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- ⑩ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活需要品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）
- ⑪ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑬ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑭ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動

- ⑮ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施が必要となる事項  
平常時の準備を生かし自主防災組織を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。
- ① 正確な情報の把握
  - ② 火災予防措置
  - ③ 非常持出し品の準備
  - ④ 適切な避難及び避難生活
  - ⑤ 自動車運転の自粛
- (3) 地震発生後に実施が必要となる事項
- ① 出火防止及び初期消火
  - ② 被災者の救出・救助活動
  - ③ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
  - ④ 自力による生活手段の確保

## 5 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

自主防災組織は、市や県と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をする。

### (1) 平常時の活動

#### ① 防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つように講演会、研究会、防災訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、地震の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

#### ② 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として又は組織の長の相談役、補佐役として「③自主防災地図の作成」以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

#### ③ 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人一人の防災対応行動の的確化を図る。

#### ④ 自主防災組織の防災計画書・津波避難計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を予め防災計画書などに定めておく。

#### ⑤ 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材設備の現況、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに台帳を作成しておく。なお、避難行動要支援者名簿（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障がい者相談員、福祉関係団体等との連携に努めるものとする。

また、個人情報保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこと。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者名簿（要配慮者に関する台帳）

ウ 人材台帳

エ 自主防災組織台帳

#### ⑥ 防災点検の日の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

#### ⑦ 避難所の運営体制の整備

市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

#### ⑧ 防災訓練の実施

訓練の実施に際しては、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

情報伝達訓練は、沼津市災害警備本部、沼津市地震災害警戒本部又は沼津市災害対策本部等（以下「市本部等」という。）からの指示を地域住民に周知徹底させ、また、情報収集訓練は、地域内の活動、被害状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、避難地等配備職員を経て市本部等へ報告を行うとともに、地域住民にも周知させ、無用の混乱を避けることを目的とするものである。

イ 出火防止及び初期消火の訓練

初期消火を目的に、消火器、水バケツ、可搬動力ポンプ等の消火用機器の使用方法を地域住民全員に習得させて、誰もが操作し消火作業に従事できるように訓練を行う。

ウ 避難訓練

避難訓練は、定められた避難場所へ迅速、安全に避難できるように繰り返し行う。避難路も複数の避難路を定めて、災害の状況に応じて適宜選択をする。

非常持出品や服装などについても、常に用意を整え、実践的な訓練を行うものとする。

エ 救出・救護訓練

家屋の倒壊及び落下物等による負傷者に対する救出活動、応急手当の方法及び重症者などの応急担架等による搬送訓練を行う。

オ 炊き出し訓練

家屋の倒壊及び津波による被害等により、避難生活をするを想定し、水、炊飯釜等を利用して行う。

#### ⑨ 火気使用設備器具の点検

地域内には、災害時に被害の発生拡大の原因となるものが数多くあるが、特に各家庭のガス器具、ストーブ類などについて自主防災組織内で「点検の日」を定め、消火班が中心となり地域内の一斉点検を行うようにする。

また、地域内に保有する危険物（油類）等の設置場所について掌握しておくことが望ましい。

#### ⑩ 建築物、構造物の点検

建物の倒壊による被害は、単に倒壊被害にとどまらず、火災発生の原因ともなるので、各戸に建築物の耐震性の診断を実施し、倒壊の危険が予想されるものについては、あらかじめ補修をするようにする。

また、避難路に面した構造物等についても安全性の点検を行い、地震で倒壊の恐れがあるものについては所有者等に対し改修するよう要請を行う。

#### ⑪ 消火用器材

各家庭ごとに消火器、水バケツ、消火用水などを備えるよう指導するとともに、地域の実情に従って要所に消火器、消火用水等の配置をするように努める。

#### ⑫ 防災用資機材の備蓄

自主防災組織ごとに、防災用資機材、非常用食料、医薬品などの備蓄を行うように努める（資料編「自主防災組織の装備基準（標準 300 世帯）」）。

#### ⑬ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

### (2) 災害時、南海トラフ地震臨時情報発表時の活動

自主防災組織は、組織全員が協力して地域活動を行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 情報の収集、伝達
- ② 出火防止活動及び初期消火
- ③ 救出・救助・救護活動
- ④ 防災用資機材の配置又は活用
- ⑤ 避難及び共同避難生活

## 6 市の指導及び助成

### (1) 自主防災組織の設置

自主防災組織は、地域住民が協同して地域及び自分を守るという連帯感に支えられ、自発的に結成されることが基本である。自主防災組織が十分その機能を発揮し、継続して活動を行っていくためには、その基礎となる組織体制をしっかりと整えておくことが必要であり、そのためには、地域の人々が地震対策を十分話し合い、共通の目的意識をもち、最もその地域にあった自主防災組織をつくるよう努めることが必要である。

#### ① 自主防災組織の規模

地域住民が自主防災組織を結成しようとする場合どの程度の規模に組織化するかが問題になるが、これは地域の広さや居住人口等によって異なってくる。また、地域における既存の住民組織を利用するか、これとは別に新しい組織を作るかも検討すべき事項であるが、基本的には地域住民が最も効果的に防災活動を行えるように地域の実情に合った規模であることが望ましい。

この組織の規模については、次のように考えられる。

ア 住民が防災活動を行うに際して、互いに協力することによって生命、財産を守るという連帯感を保てる程度の規模。

イ 住民の日常行動の基礎となる範囲の地域。

#### ② 自主防災組織づくり

本市には、具体的に活動基盤の整備された自治会組織が全市にわたって結成されており、これまで培われてきた地域における自治会の基礎を除外することなく、自主防災組織は、自治会組織を活用する形で組織化することが適当であると思われる。

ただし、自治会組織には長年の活動経過があつて、個々の自治会の構成世帯数、範囲は大小まちまちであり小規模の自治会については、隣接している自治会同士が協議して適当な規模の自主防災組織を結成することが望ましい。

### ③ 自主防災組織と任務分担

組織がその機能を十分発揮するため実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が平常時及び災害時に分担する任務を明確にしておくものとする。特に夜間、昼間を考慮し、実態に即した任務分担を明確にしておく。

なお、組織の一般的な形態としては、資料編「自主防災組織と任務分担」による。

### ④ 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にしておくことが必要である（資料編「自主防災組織規約」）。

## (2) 防災指導員

① 市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため防災指導員を置く。

ア 防災指導員は、市民の中から防災活動に熱意をもち、かつ指導力のある人に委嘱する。

イ 防災指導員は少なくとも各地区連合自治会ごとに1人以上を委嘱する。

② 防災指導員は次に掲げる活動を行う。

ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

ウ 市の施策の広報や推進、普及協力

エ 市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援

## (3) 自主防災組織に関する意識の高揚

市は、自主防災組織に関する認識を深め、組織の充実を図るために必要な資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。

研修名	実施機関	対象者	目的
自主防災組織 中核的リーダー 研修	市	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより、単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。

## (4) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら避難地配備職員等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。

### ① 避難地の設置

市は、災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市本部等との連絡、地域の情報収集及び地域住民への避難誘導、その他の状況に応じた適切な指示を行うために、必要な個所に避難地を設置する。

## ② 避難地の職員配備

ア 避難地には、それぞれ職員を配備し、災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における活動のほか、平常時から防災指導員とともに地域住民との交流に努める。

イ 避難地等配備職員には、自主防災組織に対する直接の指揮命令権はないが、災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、地域の状況を十分に掌握し、市本部等と連絡をとりながら、地域住民の避難、救出・救護活動、救援活動についての的確な指導を行うように努める。

## ③ 避難地等配備職員の平常時の活動

ア 自主防災組織が実施する訓練については、その企画についてアドバイスすると共に防災機器の操作及び管理等の指導に当たる。

イ 津波危険、崖崩れ危険、その他の危険度について、資料より把握する。

ウ 避難経路上の危険物（ブロック塀、看板、ビルのガラス、その他）及び問題点について自主防災組織役員と協議する。

エ 災害時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時を想定し対応訓練を行う。

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における避難地内での問題点及び地震災害発生後の混乱期における各種問題点について、自主防災組織、避難地等配備職員等を交え、あらかじめ全員で検討する。

## ④ 避難地の資機材の確保

市は、避難地ごとに備蓄庫を設置して保管し、災害時に必要な資機材を準備するとともに常時点検を行う。

## (5) コミュニティ防災センターの活用

① 平常時は、各種の防災訓練及び防災知識の普及をはじめとする自主防災組織の平常時活動の拠点として活用する。

② 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とともに、避難を必要とする者を受入れる施設とする。

③ 災害時には、緊急に避難するための施設として活用するほか自主防災活動等の拠点とする。

## (6) 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な運営費及び防災用資機材の整備を促進するため、必要な助成を行う。

## (7) 防災情報アプリケーションの活用

市は、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」や「沼津市公式防災アプリ」等を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。

## 7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織に加わり、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、市は消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

## 第7節 事業所等の防災活動

### 1 事業所等における平常時からの防災活動の概要

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

平常時からの防災活動の概要

- ① 防災訓練
- ② 従業員等の防災教育
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 火災その他災害予防対策
- ⑤ 避難対策の確立
- ⑥ 救出及び応急救護等
- ⑦ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- ⑧ 施設及び設備の耐震性の確保
- ⑨ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑩ 各計画の点検・見直し

### 2 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

また、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

市及び商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 3 事業継続計画(BCP)の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBC

Pを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

#### 4 事業所等の自主防災体制

事業所等における地震防災応急計画の内容は、次のとおりとする。なお、計画の作成を法律上義務づけられるものは、大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号列記の施設（資料編「地震防災応急計画作成義務施設等」）であるが、法律上作成の義務のない事業所等においても、自主的に作ることが望ましい。

- (1) 応急対策に関すること
- (2) 防災訓練に関すること
- (3) 教育及び広報に関すること
- (4) 計画策定時の注意事項等

### 第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

### 第9節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

#### 1 ボランティア活動の支援

- (1) 市は、社会福祉協議会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体の自主性を尊重したうえで支援し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の推進を図る。
- (2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターとの連携に努めるものとする。
- (3) 社会福祉協議会は、市と協議の上、センターを設置する必要があると判断したときは、災害ボランティアセンターをぬまづ健康福祉プラザ内に設置するものとする。なお、当該施

設が著しく被害を受けたこと等により使用が困難な場合は、市と社会福祉協議会の協議の上、市が設置場所を確保するものとする。

## 2 災害ボランティアコーディネーターの養成と資機材整備

市は、社会福祉協議会等と協力して、災害時のボランティアに対し、その自主性を尊重したうえで、情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、必要となる資機材等の整備に努める。

## 第 10 節 要配慮者支援計画

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

### 要配慮者支援体制の整備

#### (1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、自主防災組織、地域の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有に努め、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、市のみでなく自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

##### ① 行政機関

警察、消防、福祉事務所、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等

##### ② 地域組織

自治会等

##### ③ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、障がい者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障がい者団体等

#### (2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、市は、行政上の情報から避難行動要支援者の全件の名簿を作成し災害時等に活用する（全件名簿）。

自治会は、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力して、名簿情報の提供に同意する者の名簿を作成し、日頃から避難行動要支援者の把握に努める（同意者名簿）。

##### ① 避難支援関係者となる者

ア 行政機関（警察、消防）

イ 関係機関（社会福祉協議会）

ウ 地域住民（自治会、自主防災組織、民生委員等）

##### ② 避難行動要支援者名簿の登録対象者

ア 要介護認定 3 以上を受けている者

- イ 身体障害者手帳 1・2 級の者
- ウ 療育手帳 A 判定の者
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者
- オ 特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を所持している者
- カ 上記以外で、避難支援を要すると申し出た者

（全件名簿は上記全ての者、同意者名簿は自治会に避難支援を要すると申し出た者が対象）

### ③ 名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号又はその他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ その他避難支援に有用な情報

### ④ 名簿の提供

全件名簿は、災害時等に避難支援の実施に必要な限度で、避難支援関係者及び避難支援を行う団体に提供する。その際、情報の適正管理を依頼する。

同意者名簿は、平常時から避難支援関係者に加え市及び地域で定めた者に提供する。名簿共有者は適正な管理と守秘義務に努める。

### ⑤ 名簿の更新

全件名簿は、市が名簿登録対象者について行政の情報を取りまとめ、毎年更新する。

同意者名簿は、自治会において登録の申し出を随時受け付け、最新の情報を共有するよう努める。

### ⑥ 名簿の保管方法

全件名簿は、地区別に整理し、電子データ管理及び紙媒体により、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても活用に支障が生じないように保管する。

同意者名簿は、共有者が情報の取り扱いに配慮しつつ、災害時に活用しやすい安全な場所に保管する。

### ⑦ 避難行動要支援者の避難支援

避難支援を実施する者は、安全を確保し十分に注意しながら、状況に応じた避難支援を行う。また、避難支援が困難な場合には、他の避難支援者や消防団等に応援を求める。

### ⑧ 個別避難計画の作成

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供す

るものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

### (3) 防災訓練

市は、県や自治会、民生委員・児童委員、障がい者相談員及び福祉関係団体と連携して、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

### (4) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

### (5) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし必要に応じて事前に協定を締結する。

### (6) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

### (7) 避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

### (8) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

## 第11節 救助・救急活動に関する計画

### 1 救助隊・救急隊の整備

消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊・救急隊の整備を推進する。

### 2 保健医療福祉調整本部の総合調整

市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

## 第12節 応急住宅・災害廃棄物処理

### 1 応急住宅

#### (1) 応急仮設住宅

##### ア 建設型応急住宅

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

##### イ 賃貸型応急住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (2) 公営住宅

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 2 災害廃棄物処理

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

## 第13節 物資及び資機材の備蓄計画

災害応急対策に必要な物資、資機材を備蓄し、災害時に際しその機能を十分に発揮するため、常時点検整備するとともに、必要に応じて緊急調達できるよう、入手経路を確立しておくものとする。

また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

### 物資・資機材の備蓄及び貸与等

沼津市防災倉庫、コミュニティ防災センター及び各避難所等に、災害応急対策のための物資・資機材を備蓄し、必要に応じ供給又は貸与する。

## 第14節 避難地・避難路整備計画

### 1 避難地・避難路の整備

都市における災害を防除するためには、恒久的な防災対策の面から都市構造の強化を図る必要がある。特に市街地では、災害が複合的に発生拡大し、都市機能の麻痺を招くだけでなく、多くの人命、財産の損失をもたらすおそれ大きい。

災害時に住民等の生命の安全を確保するため、避難地や避難路を整備し、関連する事業を効果的に実施することにより防災都市化を推進する。避難地、避難路の整備計画は、資料編「避難地・避難路整備計画」のとおりである。

## 2 避難地の整備

避難地については、避難困難地区の解消、収容能力の増強等、避難危険の解消を図る。避難地の整備計画は、資料編「避難地整備計画」による。

## 3 避難路の整備

避難路については、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。避難路の整備計画は、資料編「避難路整備計画」による。

## 4 避難地・避難路周辺の建築物の耐震化・不燃化

避難者の生命、身体を守るため、避難地周辺及び避難路沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進し、都市の防災性の向上を図る。

# 第 15 節 重要施設・ライフライン機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> <li>・市は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</li> </ul>
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> <li>・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> <li>・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。</li> <li>・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</li> </ul>

ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</li> <li>・ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</li> <li>・下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</li> <li>・電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</li> </ul>
-----------	---

## 第 16 節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</li> <li>・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</li> </ul>
実施体制の整備	<p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練</li> <li>イ 応援協定の締結</li> <li>ウ 応援の受入れ体制の構築</li> </ul>
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムを活用する。</p>

## 第 17 節 市の業務継続に関する計画

### 1 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

### 2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらか

じめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

## 第 18 節 複合災害対策及び連続災害対策

市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

## 第 20 節 災害に強いまちづくり

市は、地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部署の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備

を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

# 第3章

## 災害応急対策計画

## 第1節 総則

### 1 計画の目的

この計画は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急活動を行う等、災害の拡大を防止するために、市が行うべき措置について、災害対策基本法及び静岡県地域防災計画の定めるところにより計画する。

### 2 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法第4条（都道府県の責務）、第5条（市の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</li> <li>・この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</li> <li>・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定について、さらなる実効性の確保に努める。</li> <li>・ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市及びライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</li> </ul>
市の配慮すべき事項	<p>(1) 要請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。</li> <li>・連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</li> </ul> <p>(2) 関係者への連絡周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</li> </ul>
応援の指揮系統	この計画に基づき市を応援する場合の指揮系統は、災害対策基本法第67条（他の市町長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。

協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あつせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名
従事命令等発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	災害対策基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急対策に要する経費については、災害対策基本法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。</li> <li>県が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする</li> </ul>

## 第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行を図ることを目的とする。

### 1 災害対策組織

#### (1) 沼津市防災会議

##### ① 編成

防災会議の編成は、資料編「沼津市防災会議委員編成表」による。

##### ② 運営

沼津市防災会議条例（昭和 37 年 12 月 27 日条例第 25 号）及び沼津市防災会議運営要綱の定めるところによるものとする。

#### (2) 沼津市災害警備本部

災害の発生が予想される場合は、状況に応じ情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。

ただし、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

災害警備本部の組織及び編成は、資料編「沼津市災害警備本部編成図」の定めるところによる。

#### (3) 沼津市災害対策本部

##### ① 編成

沼津市災害対策本部編成は、資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

##### ② 事務分掌

沼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編「沼津市災害対策本部事務分掌」による。

### ③ 設置基準

大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、市長がその対策を必要と認めるとき。

### ④ 運営

資料編「沼津市災害対策本部条例」及び「沼津市災害対策本部運営要領」の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

ア 本部室は、本部長、副本部長、部長、副部長、統括及び調整部各班員の内、あらかじめ各班長が指名する職員のほか、沼津市災害対策本部運営要領の定める各部より派遣される職員により構成する。

イ 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について各部及び防災関係機関との連絡調整に当る。

### ⑤ 本部の設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部が設置又は廃止された時は、「災害対策関係機関」及び「沼津市災害対策本部運営要領」に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

## (4) 避難地

① 地域における情報の収集・伝達及び自主防災組織等との連絡調整、その他、応急活動を行うための拠点として避難地を設置する。

② 避難地には、市職員を派遣する。

③ 職員の内1人をあらかじめ責任者と定め、責任者に事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

## (5) 沼津市水防本部

沼津市水防本部の設置に関し、組織及び編成等、必要な事項は沼津市水防計画によるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合されるものとする。

## 2 災害時の配備体制とその基準

災害の発生が予想される場合は、事前配備体制をとるものとし、必要に応じて災害警備本部又は災害対策本部に移行するものとする。その体制及び基準は、資料編「災害時の職員配備体制基準表」による。

### (1) 勤務時間内における配備

職員は、配備が発令されたときはあらかじめ定められた配備につき、各所属長の指示に従い活動するものとする。

### (2) 勤務時間外における配備

① 勤務時間外における職員の配備は、「(3) 配備の基本」に定めるところによる。

② 各部長は、職員の参集状況によっては、あらかじめ定められた組織によらず、適宜内部の班を再編成することができる。この場合は、速やかに本部長に報告するものとする。

### (3) 配備の基本

① 本市に所属する全ての職員は、勤務時間外においても配備が発令されたときは、あらかじめ定められた配備先に急行することに努め、到達次第、所属長等の指示を受け、活動に従事しなければならない。

② 職員は、災害その他の事情によってあらかじめ定められた場所に到達できないときは、最寄りの避難地等に出動して、その旨を所属長に報告し、指示を受けるものとする。

- ③ 職員は、出動途上において火災又は人命救助事象を覚知した場合は、付近住民（自主防災組織）に協力し、消火作業又は人命救助を行うものとする。
  - ④ 職員は、出動途上において地域の状況等を掌握し、到着後、所属長等を通じて災害対策本部に報告する。
  - ⑤ 次の職員は、配備の対象から除外する。
    - ア 平常時における病弱者、身体不自由者等で災害応急活動を実施することが困難であると市長が認めた者
    - イ 招集時において急病、負傷等で参集が不可能となった者
    - ウ その他市長が認める者
- (4) 活動の報告
- ① 各班長は、活動状況を把握し、適宜、部長に報告するものとする。
  - ② 各部長は、配備状況及び活動状況を適宜、本部長に報告するものとする。資料編「配備状況報告書」による。
- (5) 応援職員の要請
- ① 各部長は、配備職員の不足する班が生じたときは部内各班の職員を応援させるものとし、部内の職員を動員してもなお不足するときは調整部長に対し文書（資料編「応援職員要請書」）をもって応援を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって増員の要請をすることができる。この場合は、事後速やかに正規の手続をとるものとする。
  - ② 調整部長は、各部長から増員の要請を受けたときは、関係部長と調整の上、協力班その他から増員するものとする。
  - ③ 市長は、市職員全員をもってもなお要員が不足するときは、他の市町村、県、国及びその他の機関に対し、職員等の派遣を要請するものとする。
  - ④ 本部長は、他の市町村、県、国及びその他の機関から職員等の応援派遣があったときは、これらの要員のための宿泊施設等について、可能な限り準備する。
- (6) 各部の組織計画
- 各部長（副部長を含む）及び各班長は、組織計画に定めた事務分掌に基づき、配備職員の任務分担及び担当地域の指定、その他必要な事項について事前に細部計画を定めておくものとする。

### 第3節 応援・受援計画

この計画は市長が応援を指示若しくは命令し、又は要請する場合における対象者、実施時期、実施方法を明らかにし、応急措置に必要な人員の確保の円滑化を図る。

#### 1 応援動員の実施基準

##### (1) 応援動員の実施時期

市長が必要と認める時、又は他の計画の定めるところにより実施する。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

##### (2) 動員対象者

- ① 市職員
- ② 駿東伊豆消防組合職員
- ③ 消防団員
- ④ 警察官

- ⑤ 自衛官
- ⑥ 海上保安官
- ⑦ 医師、歯科医師又は薬剤師
- ⑧ 保健師、助産師又は看護師
- ⑨ 土木技術者又は建築技術者
- ⑩ 大工、左官又はとび職
- ⑪ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

## 2 実施方法

### (1) 市職員の動員

職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応でき得る体制を整備するため、各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。また、市は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。なお、動員については、資料編「情報伝達系統図」により実施する。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

### (2) 駿東伊豆消防組合職員の応援動員要請

動員は、原則として駿東伊豆消防組合消防長に対して、応援動員を要請する。

### (3) 消防団の応援動員要請

動員は、原則として沼津市消防団長に対して、下記事項により行うものとする。

- ① 動員する分団名の指名
- ② 動員規模の指定
- ③ 作業内容及び作業場所の指定
- ④ 資機材等の提供
- ⑤ 集合時間及び集合場所の指定
- ⑥ その他必要と認める事項の伝達

### (4) 警察官の応援動員要請

警察官の出動を必要とする場合は、沼津警察署長に対して応援動員を要請する。

### (5) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣に関する必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の定めるところによる。

### (6) 海上保安庁の支援要請

海上保安庁の支援に関する必要な事項は<第27節 海上保安庁に対する支援要請計画>の定めるところによる。

### (7) 医療助産関係者の応援動員要請

医師、歯科医師、薬剤師等及び看護師、助産師等の応援動員に関し必要な事項は<第13節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。

### (8) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請

応援動員要請を行う場合は、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」により行うものとし、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接行うものとする。

(9) 知事等に対する応援要請等

市は、災害応急対策を実施するため 必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

(10) 他の市町長に対する応援要請

市は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。

また、「消防組織法」第 39 条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(11) 消防機関の応援要請

市長は、災害応急対策上、必要があると認めるときは、県東部方面本部又は静岡県消防長会等を通じ、他の市町の消防機関の応援を要請する。

(12) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、前各号の動員のみでは不足する場合には、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。災害対策基本法第 30 条の規定に基づき知事に対し、地方自治法による職員の派遣についてもあつせんを求めることができる。

(13) 受入体制の確立

- ① 市は、すべての応援職員等の作業が効率的に行えるよう、応援職員等の受入体制を確立しておくものとする。
- ② 応援動員を受ける場合は、応援職員等の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。
- ③ 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。  
その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。  
さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。
- ④ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- ⑤ 市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

## 第4節 通信情報計画

情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的災害である場合には、当面<第30節 突発的災害応急対策計画>により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 市、県間の緊密化

- ① 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策東部方面本部、相互間のルートを基本として、沼津警察署（以下「警察署」という。）並びに防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- ② 市災害対策本部が設置された場合、情報活動の緊密化のため、警察署は市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県災害対策東部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。

#### (2) 報道機関との連携

日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビをはじめとして、あらかじめ災害時における放送要請に関する協定を締結している静岡エフエム放送株式会社、エフエムぬまづ株式会社などの報道機関と連携し、正確・迅速な情報の伝達を行う。

#### (3) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部局等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。

#### (4) 防災関係機関相互の連携体制の構築

市は、フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。

市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

#### (5) 情報伝達体制の確保

市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被害者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

#### (6) IT技術の活用による災害情報等の一元管理

市は、IT技術による市災害情報共有システムの活用により、関係機関や地域住民からの情報収集、気象情報や被災状況等を一元的に地図画面上や一覧表で集約・共有し、迅速かつ適切な情報伝達を行う。

### 2 通信網の整備

通信連絡については、使用可能な有線及び無線などのあらゆる機能を利用するものとし、必要により伝令等による情報収集連絡を行うものとする。

#### (1) 電話の利用

- ① 災害対策本部電話 資料編「沼津市災害対策本部配置図」
- ② 避難地電話 資料編「避難地特設公衆電話一覧表」「指定緊急避難場所（※）一覧表」

③ 防災関係機関電話 資料編「災害対策関係機関一覧表」

④ 災害用非常電話

加入電話の通話がふくそうし、通話ができない場合は、重要通信を確保するため、他に優先して使用できる災害用非常電話を避難地及び防災関係機関に設けるものとする。

(2) 無線通信の利用

① 県防災行政無線

国、県から伝達される情報の受理及び県、他市町村との情報交換等は、主としてこの無線による。

ア 資料編「県防災行政無線一覧表」

イ 県防災行政無線の通話方式

県防災行政無線は県や市町村の防災及び行政事務に使用するものであるが、災害時には無線回線の全部又は一部が統制され、統制中である旨音声案内が流れるので、この案内により通話の申込手続きを行う。

(ア) 市から県、他市町村へかける場合

地上系、衛星系を選択し、県庁の局番及び電話番号をダイヤルする。

地上系	5	}	県庁局番
			100—県庁電話番号 ××××
衛星系	8	}	市町村番号
			×××—市町村電話番号××××

ウ 無線回線

無線回線系統及び基地については、次のとおりとする。

(ア) 県防災行政無線回線系統図

資料編「静岡県デジタル防災通信システム 回線構成図」

② 市の無線通信

ア 有線電話が使用不能の場合における災害対策本部と避難地間、及び災害対策本部と土木・建築・下水道部パトロール班並びに防災関係機関との情報収集、伝達は、地域防災無線により行うものとする。このため避難地及び必要な防災関係機関に無線機を整備する。なお、基地局の統制管理は総合調整部が行う。

(ア) 地域防災無線系配置図 資料編「デジタル地域防災無線移動局配備先一覧表」

イ 水道無線

水道無線は、水道復旧班で統制管理及び運用し、災害対策本部情報班に必要な情報を報告するものとする。

資料編「水道無線」「水道無線配置図」

ウ 同報無線

(ア) 同報無線設置場所 資料編「防災行政無線固定系(同報無線)設置場所一覧表」

(イ) 戸別受信機設置場所 資料編「戸別受信機設置場所一覧表」

### 3 気象、地象及び水象に関する情報などの受理、伝達、周知

(1) 県から通知される気象等情報は、災害対策本部設置前にあって、閉庁日を除く通常の勤務時間内は危機管理課で受理し、それ以外の時間は守衛室で受理する。また、災害対策本部設置後には、災害対策本部において受理する。

(2) 気象情報等は、同報無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

- (3) 災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は管轄警察署へ通報するものとする。また、それらが発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

#### 4 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

また、避難地配備職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。

危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示又は警戒区域の設定状況
- (3) 生活必需物資の在庫及び供給状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況
- (7) 避難生活の状況
- (8) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (9) 応急給水状況
- (10) 観光客等の状況

#### 5 情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、市行政無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

##### (1) 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

##### (2) 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

##### (3) 参集途上の職員による収集

職員は、勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について情報収集を行う。

#### 6 報告及び要請事項の処理

##### (1) 被害状況の報告

各部・課又は災害対策本部の各部は、災害の発生状況が終息した場合は、具体的な被害状況の調査を開始し、把握した被害状況及び応急措置状況を災害対策本部へ逐次報告するとともに、その状況が判明したときは、資料編「被害状況等報告」等の文書で報告するものとする。

(2) 県に対する報告及び要請

① 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により資料編「被害速報（随時）」及び、「確定報告」を県に報告する。

② 市災害対策本部等は、「情報広報実施要領」に定める情報事項について、すみやかに県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

③ 消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請のあった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

(消防庁応急対策室)

	電話	FAX
平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

④ 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

⑤ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、「情報広報実施要領」に定める情報項目について、速やかに災害対策本部等に対し報告をするものとする。その主なものは次のとおりである。

① 緊急要請事項

② 被害状況

③ 災害応急対策実施状況

## 7 情報の伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

(1) 県防災行政無線

主として市、県間の情報伝達に用いる。

(2) その他の無線及び有線電話等

防災行政無線、同報無線、地域防災無線、孤立対策用衛星電話、災害応急復旧用無線、防災関係機関所属の無線を利用するほか、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

(3) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

(4) 自主防災組織を通じた連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(5) 広報車等の活用

(6) 同報無線等の活用

災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、同報無線、エフエムぬまづを活用し、住民等に情報の周知徹底を図る。

なお、同報無線及びエフエムぬまづの運用については、資料編「沼津市防災行政無線同報局通信基準」及び緊急情報放送に関する協定書による。

(7) 無線通信の利用

災害の発生により有線通信回線の利用ができなくなった場合、防災行政無線、地域防災無線をはじめ、防災関係各機関の無線通信を最大限に活用し通信連絡体制の確立を図る。

(8) 電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(9) 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 8 災害の被害等の情報収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的な災害である場合には、当面＜第30節 突発的災害応急対策計画＞により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

## 第5節 災害広報計画

この計画は、災害時における報道機関及び関係各機関との協力体制を定め、住民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、人心の安定を図るとともに、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する住民に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

### 1 市

(1) 広報事項

災害対策本部が広報すべき事項については、その文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ① 気象、地象、水象に関する情報
- ② 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起

- ③ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- ④ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- ⑤ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- ⑥ 人心安定のための住民等に対する呼びかけ
- ⑦ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ⑧ その他社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報実施方法

- ① 同報無線、市用防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、広報車、インターネット（市の公式ホームページ、×）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- ② 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。
- ③ 自主防災組織を通じての連絡
- ④ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。

(3) 県に対する広報の要請

県に対し広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

(4) 被災者の安否に関する情報の提供等

市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、市は被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

## 2 防災関係機関

(1) 広報事項

広報事項は「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 災害応急対策状況及び復旧見込み

(2) 広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

## 3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

(1) ラジオ、テレビ

津波警報、知事・市長の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況

(2) 同報無線、広報車、コミュニティFM、有線放送、CATV

主として、市域内の情報、指示、指導等

(3) インターネット（市の公式ホームページ、×）

主として市域内の情報、指示、指導等、ふじのくに防災情報システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等

(4) 自主防災組織を通じて連絡

- 主として、災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘  
津波警報、火災の発生の通報

## 第6節 災害救助計画

この計画は、災害救助法に基づく救助及び本市の実施する救助を円滑に行うことを目的とする。

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、資料編「災害救助法適用基準」による。

### 2 被災世帯の算定基準

被災世帯の算定基準は、資料編「災害救助法適用基準」及び資料編「住家の被害程度の認定基準」による。

### 3 災害救助法の手続き

#### (1) 市の報告

市は、本市の区域内に災害が発生したときは、災害対策基本法に基づき速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 本市の被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込があるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。

(3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関しては、知事の指揮を受けなければならない。

### 4 災害救助法事務

(1) 災害に際し、市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

#### ① 避難所の設置及び収容

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するため、市内に避難所を設定する。

#### ② 炊出し、その他による食品の給与

避難所等に収容された者、災害による被害で炊事のできない者等に対して、応急的に、炊出し等による食糧の給与を行う。

#### ③ 飲料水の給与

災害のため現に飲料水を得ることができない者に対し、給水車等による飲料水の給与を行う。

#### ④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

災害のため日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

#### ⑤ 医療及び助産

災害のため医療機関が混乱し、医療、助産のための途を失った者に対し、応急的に医療、助産を行い、り災者の保護を図る。

なお、医療行為等を受けるための原因は、災害であるか否かは問わない。

⑥ 災害にかかった者の救出

災害のため火災、倒壊家屋の下敷、水中に残される等、現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、救出活動を行う。

⑦ 災害にかかった住宅の応急修理

災害のため被害を受けた住家に対し、居住のための必要、最小限の部分を応急的に補修し、居住の安定を図る。

⑧ 学用品の給与

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を入手できない状態にある小学校児童及び中学校生徒に、必要最小限度の学用品を給与する。

⑨ 埋葬

災害の際、死亡し、遺族が混乱のため、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が無い場合、遺体の応急的な埋葬を行う。

⑩ 遺体の搜索

災害により現に行方不明であり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の死体を搜索する。

⑪ 遺体の処理

災害の際遺族が混乱のため、死亡した者についての一時保存、消毒、洗浄等の処置ができない場合、実施する。

⑫ 障害物の除去

災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしている場合、これら障害物を除去する。

(2) 災害救助法に基づく実施事項

資料編「災害救助内容の早見表」による。

(3) 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

## 5 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により、災害救助法に準じて、市長の責任において救助を実施する。

## 第7節 避難救出計画

### 1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意情報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）</li> </ul>	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）</li> <li>・大雨警報（土砂災害）</li> <li>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）</li> <li>・高潮警報（警報に切り替える可能性が高</li> </ul>	危険な場所から高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>

		い旨に言及されているもの) ※2	
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険)</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険)</li> <li>・高潮特別警報※3</li> <li>・高潮警報※3</li> </ul>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</li> <li>・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保 (垂直避難)」を行う。</li> </ul>
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・ (大雨特別警報 (浸水害)) ※4</li> <li>・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4</li> <li>・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (災害切迫)</li> <li>・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫)</li> <li>・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫)</li> <li>・高潮氾濫発生情報 ※5</li> </ul>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1について、「早期注意情報 (警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位 (東部、中部など) で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (静岡県) で発表される。大雨に関し

て、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

注10 火山災害は、気象庁が噴火警報・予報に付して発表する噴火警戒レベル及び火山活動状況に応じた避難情報の伝達が必要となるため、避難指示等の内容は、「火山災害対策編」に明記する。

## ② 実施者

### ア 緊急安全確保、避難指示

(ア) 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(イ) 市長は、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

なお、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条により、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行うものとされている。

- (ウ) 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- (エ) 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を発令する。
- (オ) 市長による避難の指示ができない場合、又は、市長から要求した場合は、関係法令により次の者が避難の指示を行うことができるとされている。
  - ・警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。
  - ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
  - ・水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法29条）。

#### イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

#### (2) 住民への周知

市長は、避難指示等の発令に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

#### (3) 避難者の誘導等

##### ① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

##### ② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

##### ③ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

#### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により警察官、海上保安官又は自衛官は市長の職権を行うことができる」とされている。この規定により警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

また、市が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施するものとされている。

市長、警察官及び海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

## 2 被災者の救助

### (1) 基本方針

- ① 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ② 県、県警察及び自衛隊は、市が行う救出活動に協力する。
- ③ 市長は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ④ 市は、関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- ⑤ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ⑥ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### (2) 市

- ① 平素より救済資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。
- ② 職員を動員し負傷者等を救出する。
- ③ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- ④ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- ⑤ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体に協力を求める。
  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 応援を必要とする人員、資機材等
  - ウ 応援を必要とする場所
  - エ 応援を必要とする期間
  - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### (3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を図り、地域での救出活動を行う。
- ④ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。

⑤ 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察又は海上保安部等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

(4) 警察

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

(5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

### 3 避難地への避難誘導・運営

(1) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により消防職員、警察官の配置を要請する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

① 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

② その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難地における業務

① 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集

イ 地震等に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

② 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

#### (5) 避難状況の報告

- ① 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に又は市の区域にある警察を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

避難の勧告又は指示により、避難を行った時は避難の状況等について、次により避難地の市職員に報告する。

ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員、事態）

(イ) 上記事態に対し、応急にとられた措置

(ウ) 市長に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助、保護の内容

(エ) 市長に対する要請事項

- ② 市は避難状況について県へ報告する。

## 4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

市は、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最小限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。また、避難所の運営にあたっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

#### (1) 避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

## (2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

### ① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示が発せられた場合

(イ) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

### ② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 市、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

イ 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

ウ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

エ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

オ 避難所開設当初からパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

カ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

キ 避難行動要支援者への配慮

ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

- ケ 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- コ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- サ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- シ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- ス 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- セ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- ソ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- タ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- チ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ツ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- テ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- ト 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ナ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ニ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部署と保健福祉担当部署が連携した感染症対策として必要な措置の実施
- ヌ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。
- ネ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- ノ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設への移送に努める。
- ハ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ヒ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

### ③ 設置場所

ア 市は、応急危険度判定士の協力を得て、あらかじめ避難所等として定めた建築物の被害状況及び安全性を確認する。

イ 市は、避難生活者の人数に応じ次の順位により避難所を設置する。

(ア) 学校、体育館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 広域避難地、避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 安全性の確認にあたり、市は「東海地震による被災後の避難地内建築物現況調査に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。

エ 高齢者、障がいのある人等の援助が必要な者等を、状況に応じ、一時的に入所措置を図るため、社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。

オ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

カ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

キ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。

### ④ 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

### (3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組み、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

## 5 市長の要請事項

### (1) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）	

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## (2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

## 6 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

### (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

#### ① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

##### ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部署と福祉担当部署の連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な意見、保護に努める。

##### イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設整備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### ② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

## (2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

### ① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

### ② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

## 7 避難所外避難者の把握

- (1) 被災状況により、市の指定する避難所以外に避難した者の状況について、自主防災組織等との連携により情報収集を行い、その状況把握に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所外避難者の状況を踏まえ、正確な情報伝達等に努めるとともに、避難生活に必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供に努める。

## 8 広域避難、広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- (4) 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (5) 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。
- (6) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所で発生した原子力災害に関する広域避難については、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（県作成）に定めていることから、市は同計画を踏まえ、具体的な避難や受入の方法を定め、市の安全が確保され、県から要請があった場合は、UPZ内の避難住民を一時受け入れるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	市が被災した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</li> <li>・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</li> </ul>
	被災市町を受け入れる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が広域避難を受け入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</li> <li>・ 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</li> </ul>
県外への避難	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</li> <li>・ 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</li> </ul>

## 第8節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。

### 1 同行避難動物への対応

#### (1) 市

- ① 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの受入れ体制や飼育管理等について対策を講じるとともに、広く住民に周知を行う。
- ② 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

#### (2) 飼い主

- ① 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

- ② 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ③ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- ④ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。

## 2 放浪動物への対応

### (1) 市

- ① 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。
- ② 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ③ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- ④ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- ⑤ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

### (2) 飼い主

- ① 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- ② 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

## 第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

### 1 実施主体と実施内容

#### (1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める各品目の必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

#### (2) 市

- ① 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- ② 応急食料の調達先は、原則として資料編「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結した業者等（資料編「応急食料調達予定先一覧表」）とする。これによって調

達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。

- ア 調達又はあつせんを必要とする理由
- イ 必要な食料の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ 経費負担区分
- キ その他参考となる事項

- ③ 調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは<第 19 節 輸送計画>に基づき措置するものとする。
- ④ 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め、公平の維持に努める。
- ⑤ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

### (3) 県

- ① 知事は、市町から応急食料の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努める。
- ② 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実にかつ迅速に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。

### (4) 市民及び自主防災組織

- ① 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
- ② 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。なお、その配分に当たっては避難所外避難者にも配慮する。
- ③ 自主防災組織は必要により炊出しを行う。

### (5) 農林水産省

県から緊急物資の調達について協力要請があった時は、応急食料をあつせんし又は調達する。

## 2 災害救助法に基づく実施基準

災害のため食品給与を必要とするり災者が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により実施するものとする。

### (1) 食品給与の対象者

- ① 避難所に避難した者
- ② 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて炊事のできない者
- ③ 旅館の宿泊人、一般家庭への来訪者等
- ④ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時、縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ちあわせがない者

### (2) 対象品目

- ① 主食  
米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

## ② 調味料を含む副食

### 3 応急食料給与の方法

#### (1) 実施者

市において炊出し等、食料品の給与を実施する場合、市長は災害対策本部から各現場にそれぞれ責任者を派遣するものとする。責任者は配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講じるものとする。

#### (2) 食料給与の方法

責任者は応急食品の給与に際して実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。

① 配給品目は米穀、パン又は麺類、インスタント食品等とする。

② 配給数量は1人1日3食とする。

#### (3) 炊出し実施場所等

炊出しは避難所内、又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織等の協力により実施する。

### 4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達斡旋を要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

## 第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下「物資」という。)及び燃料等を確保するため、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 1 実施主体と実施内容

#### (1) 物資の確保計画量

市は別に定める各品目の必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

#### (2) 市

① 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

② 物資の調達先は、原則としてあらかじめ物資供給協定書を締結した業者(資料編「生活必需品調達予定先一覧表」とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能、又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

ア 調達又はあっせんを必要とする理由

イ 必要な物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

- ③ 調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。
- ④ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め、公平の維持に努める。
- ⑤ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。

ア 必要なLPガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

(3) 市民及び自主防災組織

- ① 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。
- ② 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。なお、その配分にあたっては避難所外避難者にも配慮する。
- ③ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

(4) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用応援物資を被災者のニーズに応じて、すみやかに市を通じ被災者に配分する。

## 2 災害救助法に基づく実施基準

災害発生に伴い、衣料、生活必需品等の給与又は貸与を必要とする事態が生じた場合で、災害救助法が適用されたときは、同法の基準により、また災害救助法が適用されない場合には、沼津市災害見舞金支給要綱により見舞金の給付を行うものとする。

(1) 衣料・生活必需品等の給与又は貸与の対象者

- ① 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水のもの
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な家財をそう失し、日常生活に著しい支障をきたした者

(2) 対象品目

- ① 寝具 毛布、布団等
- ② 外衣 洋服、婦人服、子供服等
- ③ 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- ④ 身の回り品 タオル、靴下、運動靴等
- ⑤ 炊事道具 炊飯器具、鍋、包丁、ガス器具、バケツ等
- ⑥ 食器 茶わん、皿、はし等
- ⑦ 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき等
- ⑧ 光熱材料 マッチ、ローソク、LPガス、薪等

### 3 衣料・生活必需品・その他の物資給与の方法

#### (1) 実施者

衣料、生活必需品等の給与を実施する場合、市長は災害対策本部産業・観光班長を責任者と  
し、あわせて災害対策本部から現場責任者を派遣するものとする。

#### (2) 給与の方法

責任者は衣料品、生活必需品等の給与に際し、県から指示された物資配分計画表に基づき、ま  
た市において調達した分については物資配分計画表を作成し実施するものとする。

#### (3) 対象者その他

災害救助法の衣料等、給与の実施基準によるものとする。

### 4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災市町からの要請が滞る場合には、要請を  
待たずに避難場所ごとの避難者数に応じて食料等の物資を調達し、被災市町へ輸送することを検討  
する。

県は、要請によらない場合も被災市町へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通  
じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

## 第 11 節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることが出来ない者に対し、必要最小限度の飲料  
水の供給を確保することを目的とする。

### 1 実施主体と実施内容

#### (1) 市

① 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その  
際、高齢者等又は傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮  
するよう努めるものとする。

#### ② 水道部災害対策本部の設置

沼津市災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の下部組織として水道部内に水道部災  
害対策本部（以下水道部対策本部という。）を設置する。資料編「水道部災害対策本部組織表」

水道部対策本部に次の班を設け、班長は被害状況等を速やかに水道部対策本部長に報告する。

水道部対策本部長はこの旨を災害対策本部へ報告する。

ア 給水班 資料編「水道部災害対策本部事務分掌」

イ 復旧班 資料編「水道部災害対策本部事務分掌」

#### ③ 応急給水対策

##### ア 給水実施計画の作成

市は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を  
作成するものとする。

(ア) 給水を必要とする地域及び人員

(イ) 搬送方法容器等の有無

(ウ) 搬送要領の有無

(エ) 補給水源の状況

(オ) 今後の見通し

イ 原水の確保

応急給水に用いる水は水道水とし、配水池等に貯溜された浄水を取水する。

また、井戸、貯水槽、プール等の水をろ水機で浄化し使用する。この場合は自主防災組織が中心となり活動を行う。資料編「上水道施設一覧表」「耐震貯水槽設置場所一覧表」「ろ水機配置先一覧表」による。

ウ 期間と水量

第1次給水 (混乱期)

第2次給水 (復旧期)

第3次給水 (復興期)

応急給水に要する給水量は、飲料水を得られない者に対し1人1日3ℓを目標とした給水を行うものとし、順次1人1日20ℓを目標に増量する。なお、最終的には水道施設の仮設や応急復旧により1人1日100ℓを目標に給水量の増大を図る。

内容 時系列	期 間	水 量 (ℓ/日)	水量の 用途内訳	給水方法と 応急給水量の想定
第1次給水 (混乱期)	地震発生 から3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用 と併せ水を得られなかつた者に対する応急拠点給水 1日当たり 700 m <sup>3</sup>
第2次給水 (復旧期)	4日から 7日まで  7日から 1ヶ月まで	3~20  20~100	調理、洗面等 最低限の生活 に必要な水量  最低限の浴 用、洗濯に必 要な水量	自主防災組織を中心 とする給水と応急拠点 給水 1日当たり 2,100 m <sup>3</sup> 仮設配管による給水 1日当たり 12,400 m <sup>3</sup>
第3次給水 (復興期)	1ヶ月から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	

給水器具別給水能力

種 別	台数及び個数	容量 (ℓ)	往復数	合計 (m <sup>3</sup> )	
移動給水車	1 2 1	4,000 2,000 3,000	6 7 7	24 28 21	
給水タンク	26 アルミ製 1 〃	1,000 1,500	6 6	156 9	運搬車配車一覧表  避難地に配備されて おり、自主防災 組織が中心となり 活用する。
車載用給水容器 ポリタンク	1 ビニール製 595	1,000 20	6 5	6 59	
ろ水器	46 38	2,000 1,500	12 時間/日	1,104 684	
合 計				2,091	

エ 給水区域と取水する水源地及び配水池

給水拠点を11区域設けるものとする。

資料編「給水区域及び給水拠点表」「給水区域及び給水拠点図」「応急給水活動表」

#### オ 給水場所

応急給水は特別給水地点及び一般給水拠点に対し行う。

給水拠点以外の給水は自主防災組織が中心になり行う

(ア) 特別給水拠点……医療機関、救護所、災害対策実施機関、他に優先して給水する必要がある施設

(イ) 一般給水拠点……避難所

(ウ) 給水順位

第1順位……特別給水拠点

第2順位……一般給水拠点

#### カ 給水の方法

応急給水活動は、移動給水車、給水タンク車及びポリタンク積載車にて、本部の指示により拠点給水活動を行う。その他、派遣応援隊（自衛隊、派遣応援都市、指定給水工事店等）による応急給水活動を状況に応じ行うものとする。資料編「応急給水活動表」「給水車両、給水機器一覧表」

④ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

カ その他必要事項

⑤ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

⑥ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

### (2) 県

#### ① 協力要請

知事は、市から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。

#### ② 調整要請

知事は、市から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。

#### ③ 指示指導

知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

### (3) 市民及び自主防災組織

① 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

② 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

- ③ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- ④ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。なお、その配分にあたっては避難所外避難者にも配慮する。

## 2 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、災害時応援協定等に基づき、沼津市指定給水工事店（資料編「指定給水工事店協同組合 災害対策本部組織」）他、日本水道協会静岡県支部等に対し応援要請を行う。

### (1) 目標

水道施設、特に管路の復旧が給水活動を左右するので、1ヶ月以内に1人1日100ℓの各戸給水を目標とした復旧計画とする。

なお、復旧順位は次のとおりとする。

- ① 送水場、配水池等水道基幹施設
- ② 管路については、特別給水拠点優先し、順次一般給水拠点の復旧を行う。

### (2) 第1次応急復旧対策

地震の発生と同時に現地は著しい混乱が起こるので、復旧作業に当っては、次に示す応援員の受け入れ、技術者及び労務者の配分、各作業の責任者の配置、復旧工事資機材の確保と輸送など全般的な対策を迅速かつ的確に進める。

#### ① 被害状況の調査及び対策

ア 水道部対策本部長は、被害状況について、各班からの報告に基づき災害対策本部へ報告し、その指示により復旧作業を進める。

イ 配水管破損箇所の発見及び通報が入りしだい、漏水による二次災害を防止するため、仕切弁を閉鎖する。

#### ② 復旧班の編成と主務

あらゆる施設の被害が想定される中で早期に仮復旧するため必要に応じ、自衛隊、他県の派遣応援員並びに指定給水工事店協同組合、建設業協会、東部電気工事協同組合の応援を得て、仮復旧作業に取り組み、一刻も早く拠点給水を実施するものとする。

### (3) 第2次応急復旧対策

第1次応急復旧工事により共用栓による給水がおおむね完了した時点で、第2次応急復旧工事を施工して各戸給水を行うものとする。

#### ① 給水管の復旧

被害を受けた給水管の復旧は、指定給水工事店が施工するものとする。

資料編「指定給水工事店連絡班編成表」

#### ② 給水装置の費用負担区分

給水管の復旧の場合、公道分については、市負担とし、敷地内については施主負担とする。

なお、使用材料、施工方法については、沼津市給水装置工事施工指針に準ずる。

## 第 12 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁もしくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、〈第 7 節 避難救出計画〉の「8 広域避難、広域一時滞在」による。

### 1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	<p>市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。</p> <p>併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。</p>
	宅地等	<p>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</p>
市民	<p>市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</p> <p>市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	

## 2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

## 3 応急住宅の確保

### (1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

### (2) 市の実施事項

災害のため応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を必要とする事態が生じた場合であって、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により実施し、災害救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて市が実施する。

### (3) 住宅のあっせん

災害のため住家をそう失した者であって、自らの力では住宅を確保することができない者については、必要に応じ住宅のあっせんを行うものとする。

区 分	内 容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。 住宅の仮設及び応急修理の施行は、土木・建設部及び水道部が担当する。 資料編「地震発生から入居までの処理体系図」	
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。</li> <li>・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</li> <li>・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</li> <li>・仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との貸借契約締結後、工事に着手するものとする。</li> </ul>
	賃貸型応急住宅の借上げ	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</li> <li>・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</li> </ul>	
入居対象者	住宅が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	

<p>応急住宅の入居者の認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</li> <li>・入居者の認定を市が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者及び都市の復興に係る建築制限を受けた者のうちから認定し入居させる。</li> <li>・入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させるよう努める。</li> <li>・住宅の仮設及び修理対象者の選考は、市民部が担当する。</li> <li>・選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置することができる。委員はその都都市長が任命するものとする。</li> <li>・選考に当たっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を聞く等、公平な選考に努めるものとする。</li> <li>・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活保護法の被保護及び要保護者</li> <li>イ 特定の資産のない失業者</li> <li>ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</li> <li>エ 特定の資産のない老人、病弱者、障がい者</li> <li>オ 特定の資産のない勤労者</li> <li>カ 特定の資産のない小企業者</li> <li>キ 前各号に準ずる経済的弱者</li> </ul> </li> </ul>	
<p>市営住宅等の一時入居</p>	<p>市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</p>	
<p>応急住宅の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</li> <li>・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。</li> </ul>	
<p>住宅の応急修理</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</p>
	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p>	<p>住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。</p>

<p>建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築資材の調達については、原則として物資調達協定書を締結した建築資材調達予定先業者等（資料編「建築資材調達予定先一覧表」）から調達するものとする。</li> <li>・技術者、労務者等の動員については、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表」により行う。</li> <li>・建設用重機の借上げは、資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表」及び資料編「市内建設機械保有（リース）業者」により措置するものとする。</li> <li>・調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。</li> <li>・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="470 660 1428 1097"> <tr> <td data-bbox="470 660 774 873"> <p>応急仮設住宅の場合</p> </td> <td data-bbox="774 660 1428 873"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>イ 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 873 774 1097"> <p>住宅応急修理の場合</p> </td> <td data-bbox="774 873 1428 1097"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>イ 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul> </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</li> </ul>	<p>応急仮設住宅の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>イ 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul>	<p>住宅応急修理の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>イ 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul>
<p>応急仮設住宅の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（全焼、全壊、流失）</li> <li>イ 設置を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul>				
<p>住宅応急修理の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害世帯数（半焼、半壊）</li> <li>イ 修理を必要とする住宅の戸数</li> <li>ウ 修理に必要な資機材の品目及び数量</li> <li>エ 派遣を必要とする建築業者及び人数</li> <li>オ 連絡責任者</li> <li>カ その他参考となる事項</li> </ul>				
<p>住居等に流入した土石等障害物の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</li> <li>イ 除去に必要な人員</li> <li>ウ 除去に必要な期間</li> <li>エ 除去に必要な機械器具の品目別数量</li> <li>オ 除去した障害物の集積場所の有無</li> </ul>				

#### 4 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び制度融資の利用等についての相談に応ずる。市長は、この事務について、市職員のみによって対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

#### 5 県の実施事項

- (1) 建設資材及び建設業者等の調達あっせん
- (2) 輸送方法

- ① 調達あっせんによる資材の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。
- ② 輸送が当該物資発注先の業者において措置できない場合は、〈第19節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

## 6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

## 7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

### (1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

### (2) 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。また、応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

## 第13節 医療助産計画

この計画は、災害により、医療機関が混乱し医療・助産の途を失った者に対し、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

### 1 基本方針

- (1) 市は、市内の医療救護を行うため、市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 県はあらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。
- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等医療チーム受入による治療を実施する。

- (4) 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。（詳細は医療救護計画による。）
- (5) 市は、南海トラフ大地震等の被害想定を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、医療チームの派遣等を行うものとする。
- (8) 特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (9) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (10) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

## 2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設 置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。 （資料編「救護所開設予定場所一覧表」）
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設 置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。 （資料編「救護病院一覧表」、「準救護病院等一覧表」）
	活 動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設 置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。

活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
----	--

### 3 実施主体と実施内容

#### (1) 市

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ① 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- ② 傷病者を必要に応じ、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- ③ 傷病者の受入れに当たっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況等の把握につとめ、必要な調整を行う。
- ④ 救護所、救護病院等の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- ⑤ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
- ⑥ 市長は、救護病院において、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県等に派遣を要請する。

ア 必要な救護班数

イ 救護班の派遣場所

ウ その他必要事項

- ⑦ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

#### (2) 市民及び自主防災組織

- ① 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- ② 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

#### (3) 県

あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ① 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣
- ② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん
- ③ 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん
- ④ 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣要請
- ⑤ 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
- ⑥ 災害拠点病院に対する重症患者の受入れ等の要請
- ⑦ 重症患者の広域医療搬送

### 4 実施基準

#### (1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする者で、災害のため医療の途を失った者

#### (2) 助産を受ける対象者

- ① 災害のため助産の途を失った者

- ② 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者
- ③ 出産のみならず、死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者
- ④ 被災者であると否とを問わない
- ⑤ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

医 療	助 産
1 診 察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護	1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

## 5 実施方法

災害時の医療活動は、沼津医師会、東部保健所をはじめ、医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療機関団体

災害が発生した場合、医療関係団体と密接な連携を図り、医療の万全を期するものとする。なお、医療機関は、資料編「病院一覧表」、「診療所一覧表」のとおりである。

(2) 医療の方法

医療助産は、原則として資料編「医療救護計画」に基づき実施する。

① 救護所の設置

沼津医師会等の協力を得て、地区センター等に救護所を設置し、地域住民等の医療救護活動を行うものとする。なお、救護所の設置場所は、資料編「救護所開設予定場所一覧表」のとおりである。

② 救護病院の設置

救護所での処置が困難と認められる負傷者は、救護病院へ搬送し、医療救護活動を行うものとする。

なお救護病院の設置場所は、資料編「救護病院一覧表」のとおりである。

③ 準救護病院の設置

救護病院はあるが病床に不足が生ずる場合、又は市長が必要と認めたときは、負傷者を収容するための準救護病院を設置する。なお、準救護病院の設置場所は、資料編「準救護病院等一覧表」のとおりである。

④ 医療チームの編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合で、必要と認めるときは、沼津医師会の協力を得て、医療チームを編成し、医療救護活動を行うものとする。

医療チームは、おおむね医師 1 名、薬剤師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 5 名 1 チームをもって編成するものとする。

(3) 医療品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を確保しておくものとする。

医薬品等の調達については、資料編「医薬品等調達予定一覧表」による業者等から調達するものとする。

## 6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

### (1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

### (2) 市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。また臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

## 第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症の発生を未然に防止することを目的とする。

### 1 市の実施事項

市長は知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自に実施できない場合は、県に応援の要請を行うこととする。

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水地域の防疫活動の実施
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施

### 2 実施方法

#### (1) 防疫班の編成及び能力

防疫班は、職員5名を以て1班とし、災害の状況によっては数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。編成の基準は、資料編「防疫班編成基準表」による。

#### (2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ① 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- ② 避難所
- ③ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

#### (3) 実施方法

##### ① 床下、庭——逆性石鹼等散布

逆性石鹼等は、被災地の自治会に一括して配送し、各家庭への配布方を依頼する。

② 汚染した家屋——逆性石鹼等での払拭  
逆性石鹼等は、被災地の自治会に一括して配送し、各家庭への配布方を依頼する。

③ 汚染した溝、水溜——逆性石鹼等散布

④ 汚染した井戸——次亜塩素酸ソーダ点滴

⑤ その他適宜必要な措置

#### (4) 消毒機器及び薬品

##### ① 消毒機器

消毒体制及び消毒機器は、資料編「消毒体制及び消毒機器」によるが、不足する場合は、各自治会等が所有している消毒用機器を活用するものとする。

##### ② 消毒薬品

消毒薬品の調達は、資料編「消毒薬品等取扱店一覧表」による業者と、物資供給協定を締結し、調達するものとする。

#### (5) 配車

配車については<第19節 輸送計画>に基づき、各班に概ね小型車1台を配置し、薬剤の補給、人員、機械の輸送を迅速に行い、消毒能力の向上を図るものとする。

### 3 市長の要請事項

市長は市において実施が困難な場合には、次により県に要請するものとする。

(1) 防疫薬品の種類及び数量

(2) 防疫を必要とする世帯数

(3) その他必要事項

### 4 県の実施事項

(1) 県は、次の事項を行う。

① 健康診断の実施

② 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

③ 市に対する病原体に汚染された場所の消毒の指示

④ 市に対するねずみ族・昆虫の駆除の指示

⑤ 市に対する病原体に汚染された物件の消毒等の指示

⑥ 生活用水の供給の制限又は禁止の命令

⑦ 防疫薬品及び資機材の供給の調整

(2) 実施期間

災害の状況に応じて、その都度決定する。

### 5 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

### 6 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

## 7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

## 第 15 節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の廃棄物の収集・処理を実施し、環境衛生の万全を期することを目的とする。

### 1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「沼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「沼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

### 2 し尿処理

- (1) 市
  - ① 下水道普及地域においては、被害状況が把握できるまでの間、水洗便所を使用せず、仮設便所等の利用で処理するよう広報する。
  - ② 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、協定締結先や関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
  - ③ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
    - ア 処理対象物名及び数量
    - イ 処理対象戸数
    - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否
    - エ 実施期間
    - オ その他必要事項
  - ④ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
  - ⑤ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
  - ⑥ し尿は、広域避難地、並びに被災者収容施設を優先して処理するものとし、既存の便所で足りない箇所については、避難人員に応じた仮設便所を設置する。
  - ⑦ 水洗化地域、あるいは浄化槽の設置世帯においても、下水道管の破損、上水道の供給不能、浄化槽の破損等による被害も考慮し、公園その他の空地を利用し、仮設便所を可能な限り設置する。

- ⑧ し尿の汲取については、輸送網の確保が問題となるが、被害状況に応じた輸送路を確保するよう連絡体制を整備し、収集車両を出動させて応急処理に当たる。
  - ⑨ し尿の終末処理については、衛生プラントで行うことを原則とするが、必要に応じ臨時貯溜施設の設置等の処理を行うものとする。
  - ⑩ 市内のごみ及びし尿処理施設は、資料編「ごみ処理施設」及び「し尿処理施設一覧表」のとおりである。市内のし尿処理業者は、資料編「し尿処理業者一覧表」のとおりである。
- (2) 市民及び自主防災組織
- ① 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
  - ② 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

### 3 廃棄物(生活系)処理

#### (1) 市

- ① 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- ② 収集体制を住民に広報する。
- ③ 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。
  - ア 処理対象物名及び数量
  - イ 処理対象戸数
  - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否
  - エ 実施期間
  - オ その他必要事項
- ④ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- ⑤ 処理活動が実施できるようマニュアルに従って体制を整備するものとする。
- ⑥ ごみ、その他の廃棄物の収集に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施する。
- ⑦ 処理は必要に応じ埋立、焼却など環境衛生上支障のない方法で処理するものとするが、別に定める集積場所と、収集体制により廃棄物を運搬する。
- ⑧ 被災地から排出された廃棄物のうち、可燃物は清掃プラントで焼却処分することを原則とするが、排出量が処理能力を超えた場合は、不燃物との分別を可能な限り行い、一時保管するものとし、分別の困難な場合は埋立処理等について検討するものとする。
- ⑨ ごみ収集車両については、市保有運搬車両にて行うが、状況に応じ協定締結先保有車両等の応援を要する。
 

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成表及び出動可能人員・機械一覧表」
- ⑩ 死亡した動物の収集の必要が生じた場合は、特別に班編成する。

#### (2) 自主防災組織

- ① 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- ② 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

#### (3) 市民

- ① ごみの分別、搬出については市の指導に従う。
- ② 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 4 災害廃棄物処理

### (1) 市

#### ① 災害廃棄物処理対策組織の設置

市は、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

#### ② 情報の収集

市の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

ア 家屋の被害棟数等の被災状況

イ ごみ処理施設等の被災状況

ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況

エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

#### ③ 実行計画の策定

「沼津市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

#### ④ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

#### ⑤ 仮置場、仮設処理場の確保及び運営管理

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保するとともに、既に開設している仮置場について適正に運営管理を行う。

#### ⑥ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

#### ⑦ 関係団体への協力依頼

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、災害協定締結先などの関係機関へ協力を要請する。

#### ⑧ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理方針及び、市が事前に算定した災害廃棄物発生想定量に基づき被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

#### ⑨ 損壊家屋の撤去

関係課と連携し、損壊家屋の撤去事務手続きを実施する。

### (3) 企業

① 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

② 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

### (4) 市民

① 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

② 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 5 応急措置

清掃プラント及び衛生プラントの被害状況によっては、応急処理が不可能な場合もあり、この場合は災害用埋立場において、ごみ、し尿とも埋立処理を実施する。

実施するに当たっては、消毒薬品等を散布して環境衛生上支障ないよう処理しなければならない。

### (1) 各施設の応急措置

個々の設備の被害及び施設全体として機能上の問題を調査し応急復旧措置の資料とする。

① 清掃プラント

炉本体、電気、機械設備を主体に点検を行い、被害状況を調査し、試運転を実施し、総体的な機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・炉本体設備（レンガ積、ケーシング、キャスター他）
- ・通風設備（ダクト他）
- ・他設備（日常点検表による）
- ・被害の状況により関連する設備及び周囲の状況

② 衛生プラント

処理系統（主処理設備等）を主体に電気、配管機械設備の点検を行い、試運転を中心として機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・処理槽（外壁、内壁他）
- ・配管設備（継手、バルブ類、サポート類他）
- ・電気設備（絶縁関係他）
- ・機械設備（芯ズレ他）
- ・被害の状況により周囲の状況

③ 埋立場

地盤の変化、地下水の状況等を中心に調査し、埋立場としての機能を判断する。

ア 調査箇所

- ・地盤（沈下、陥没、隆起等）
- ・地下水（水位、にごり他）
- ・周囲の築堤の状況

イ 調査上の留意事項

被害調査は、被害発生後できるだけ速やかに実施するため次の点に留意して行う。

- ・崩壊等の危険のある箇所（炉内、槽内等）の調査にあたっては、外部より行い、やむを得ず立ち入る場合は十分安全を確認したうえで行う。
- ・調査にあたっては、必ず複数の人員で行う。
- ・周囲の状況に注意し、二次災害防止に努める。
- ・調査結果は記録し、スケッチ、写真等により状況の正確な把握をする。
- ・調査完了後又は調査困難な場合には、ただちに統括係に報告する。

(2) 応急復旧措置

被害調査結果に基づき、市職員により応急復旧措置を実施すると同時にメーカーの応援を求め等、効果的な方法により施設として機能の回復を図る。

(3) 県の実施事項

- ① 沼津市区域内において処理が困難な塵芥及びし尿の処理場のあっせん
- ② 清掃用運搬機材(市又は清掃事業者)のあっせん
- ③ 死亡獣畜処理場のあっせん
- ④ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等

## 6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

### (1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらずこれらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

### (2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

## 第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため遺体識別等のために行う措置並びに埋葬ができない者に対し、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

### 1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引」に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

### 2 実施主体と実施内容

#### (1) 遺体搜索及び措置、埋葬の実施基準

##### ① 遺体搜索対象者

行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

##### ② 遺体の措置内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

エ 遺体の身元確認

③ 埋葬対象者

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 市

① 遺体の捜索

遺体の捜索は、警察と密接な連携を図りながら、消防団員、自衛隊、地元関係者等の協力を得て行うものとする。

市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

② 遺体収容施設

ア 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

イ 活動

市は、遺体収容施設において次の活動を行う。

(ア) 警察の協力を得て遺体措置を行う。

(イ) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。

(ウ) 被災現場、救護所、救護病院、準救護病院、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。

(エ) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。

(オ) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

③ 遺体の措置

市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な措置（洗浄、縫合、消毒、一次保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

④ 埋火葬

遺体の火葬は、市営斎場で行うことを原則とする。市営斎場の処理能力等は、資料編「遺体の火葬施設一覧表」による。

⑤ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

⑥ 県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。

ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 捜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

### (3) 県

市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。

- ① 知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。
- ② 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。
- ③ 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。
- ④ 知事は、火葬要員のあっせんを行う。
- ⑤ 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。

### (4) 市民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

## 3 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

### 特例措置

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

## 第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運び込まれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

### 1 実施事項

#### 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。

### 2 市の実施事項

#### (1) 障害物除去要員の動員派遣

人力による除去が困難な場合は、建設事業者等に対し、技術者、労務者、資材、重機等の現状の確認、報告を求め、工作作業隊の編成、出動を要請する。

被害の状況に応じて、自衛隊、関係機関等の応援を要求するものとする。

#### (2) 除去車両の調達

<第19節 輸送計画>により措置するものとする。

#### (3) 作業用機械器具の調達

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」により措置するものとする。

(4) 集積場所

障害物の集積場所は、住民等の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置するものとする。

### 3 市長の要請事項

市長は市において作業員等の措置が不可能又は困難な場合、次の事項により県へ要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上、浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

### 4 県の実施事項

- (1) 障害物除去要員の動員派遣  
要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。
- (2) 機械器具の調達あっせん  
県有機械器具、市有機械器具その他
- (3) 建設業者の協力依頼（従事命令を含む）  
協定等に基づく人員・資機材

### 5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

## 第 18 節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について実施する事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

### 1 市

(1) 市民に対する呼びかけ

市長は流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり調査及び対策を講じるものとする。

- ① 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- ② 特定物資の報告徴取、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。

(3) 県に対する要請

市長は、社会秩序を維持するため、必要と認めたときは県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

## 2 警察

(1) 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。

(2) 不法事態に対する措置

駅、物資集積場所、金融機関等において集団不法行為により治安上重大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所要の警備力を集中し事態の收拾を図る。

(3) 地域安全情報の伝達

必要に応じて災害総合相談所を開設し、住民からの各種相談、照会に対応するとともに、住民の生活に必要な情報収集に努め、地域安全情報として各種広報媒体を通じて伝達する。

(4) 銃砲、刀剣類に対する措置

銃砲刀剣類及び危険物等の保管状況等に関する調査を行い、保安上必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他の活動

- ① 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り
- ② 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供
- ③ その他社会秩序維持・民生安定化にかかる必要な措置
- ④ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第 19 節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、緊急輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

## 1 基本方針

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則にする。
- (3) 市内で輸送手段等の調達ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

## 2 緊急輸送の方法

輸送の方法、輸送物資の種類、緊急度及び現地の交通施設の被災状況などを検討し、次の種別のうち最も適切な輸送方法を選定する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車など、自動車による輸送
- (2) 鉄道、軌道などによる輸送
- (3) 船舶、船艇などによる輸送
- (4) 航空機による輸送

## 3 緊急輸送の対象

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) り災者を受入れるため必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (6) その他市長が認めるもの

## 4 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成にあたっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送物資の量を勘案する。

### (1) 陸上輸送体制

#### ① 輸送路の確保

ア 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。

#### ② 自動車による輸送

ア 緊急輸送は、自衛隊、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。

(ア) 市が所有する車両（資料編「緊急輸送車両一覧表」）

(イ) 自衛隊の車両

(ウ) 公共的団体が所有する車両

(エ) 運送業者等の車両

(オ) その他の自家用車

イ 市長は市内において輸送手段の調達ができない場合又は市外から輸送を行う必要がある

ときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

ウ 市有自動車の集中管理及びその他の自動車の確保は管財班が担当する。

エ 災害対策本部の各部・班は、緊急輸送用の自動車を必要とするときは、次の輸送条件を明示して、管財班に依頼するものとする。

(ア) 輸送区間又は借上げ期間

(イ) 輸送量又は車両台数

(ウ) 集合場所及び日時

(エ) その他必要な事項

オ 市内で自動車の確保が困難な場合、又は輸送の都合上、他の市町より調達することが適当と認められるときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

### ③ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保したときは、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社等の協力を得て、鉄道輸送を行う。

### ④ 広域物資輸送拠点等及び要員の確保

ア 市の広域物資輸送拠点等は別に定める。

イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、広域物資輸送拠点等に市職員を派遣する。

## (2) 海上輸送体制

鉄道、道路などの施設が被災し、陸上輸送が不可能であり、かつ、大量の物資資材の輸送を必要とするときは、関係団体及び所有会社の協力を得て（資料編「緊急輸送船舶一覧表」）、船舶・船艇の調達をするものとし、市で対応できない場合は県に要請するものとする。

また洪水による被災地域が広大となり、救援物資の輸送に船艇を必要とする場合も同様とする。

### ① 輸送路の確保

ア 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。

ウ 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

### ② 輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、市長は必要に応じ県及び他市町村に対し協力を要請する。

ア 県有船舶

イ 海上自衛隊の艦艇

ウ 海上保安庁の船艇

エ その他官公庁船

オ 民間船舶及び漁船

### ③ 緊急物資集積場所及び要員の確保

ア 港湾及び漁港の管理者は、港湾、漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。

イ 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を派遣する。

## (3) 航空輸送体制

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は知事に対し、自衛隊、海上保安庁による空輸について、災害派遣要求を行うものとする。

#### ① 輸送施設の確保

- ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- イ 市は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県災害対策本部に報告する。
- ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

#### ② 輸送の手段

緊急輸送は、自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

- ア 自衛隊等の航空機
- イ 県及び県警察等のヘリコプター
- ウ 赤十字飛行隊及び民間の航空機

#### ③ 緊急物資集積場所及び要員の確保

市は、緊急物資集積場所を確保するとともに必要に応じ連絡調整にあたるため、市職員を派遣する。

#### (4) 緊急輸送のための燃料確保対策

- ① 市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- ② 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

#### (5) 輸送の調整等

- ① 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。
  - 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
  - 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
  - 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

### 5 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。

### 6 災害救助法に基づく緊急輸送の範囲

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救済用物資の整理配分

## 第20節 交通応急対策計画

この計画は、被災者及び緊急物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図るとともに交通対策の万全を期することを目的とする。

## 1 陸上交通の確保

### (1) 陸上交通確保の基本方針

- ① 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ② 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。  
この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- ③ 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ④ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

### (2) 自動車運転者のとるべき措置

#### ① 緊急地震速報を聞いたとき

- ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

#### ② 地震等が発生したとき

- ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
  - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、同法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という。）においても、同様とする。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

あ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

い 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管

理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁、緊急輸送路港湾及び漁港等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。なお、市内の緊急輸送路は、資料編「緊急輸送路一覧表」並びに資料編「緊急輸送路図」及び「緊急輸送路図（戸田地区）」のとおりである。

(4) 災害時における通行の禁止又は制限

① 通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。

ウ 道路管理者は通行禁止及び制限を実施しようとするとき、又は実施したときは、直ちに沼津警察署長へ通知するものとする。

エ 備考



- 1 色彩は文字：緑、線及び区分の青色、斜めの帯わくを赤色、地を白とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

② 災害時における交通の規制等

公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。また県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

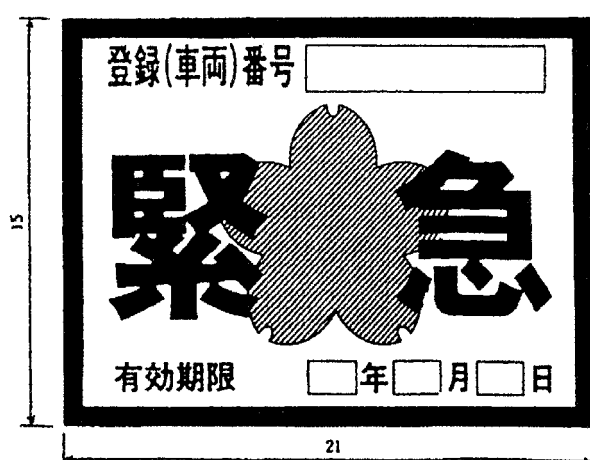
市は、災害対策基本法第76条に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)において、災害対策用緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は次の要領により、必要な手続きを行い、円滑な運用を図るものとする。

ア 緊急通行車両確認申請

緊急通行車両確認申請に必要な事項を記入のうえ、県又は公安委員会に申請する。

イ 緊急通行車両確認証明書及び証票の交付

- (ア) 災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両については、「緊急通行車両」として、知事、公安委員会(警察署)が「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。
- (イ) 交付を受けた証明書は、当該車両の運行期間中、運行責任者が常に携帯するものとする。
- (ウ) 交付を受けた証票は、当該車両の運転席反対面の見やすい箇所に掲示するものとする。
- (エ) 標章



備考

- 1 文字及び円の記号の色彩は赤色、他の色彩は白色とする。
- 2 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(5) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港関係者は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等が車両の移動等を行うものとする。

(6) 障害物除去

① 道路交通確保の措置

避難路及び緊急輸送路に指定された道路が、安全かつ迅速に利用できるよう障害物の除去を行う。

ただし、地形、道路形態、地震発生時期、被害の状況等による開通の時期は、異なる場合があるも努力目標としては、避難路の確保は数時間程度を目標とし、第1次緊急輸送路は3日程度、第2次緊急輸送路は7日程度、第3次緊急輸送路は1ヶ月程度で1車線開通を図る。

ア 除去区域

- (ア) 避難地から広域避難地に至るまでの幹線避難路
- (イ) 緊急輸送路に指定された道路

イ 除去する物件

- (ア) 既に落下、倒壊をしている物件の排除
- (イ) 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等の除去
- (ウ) 沿道にある構築物等で落下、倒壊の恐れのある物件の除去

## ウ 体制

- (ア) 道路の啓開は落下、倒壊物により道路の遮断が予想されるので、原則的に機械類で除去する。
- (イ) 道路の啓開は、市からの指示、要請に従い、自治会、自主防災組織、「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等が除去活動を行う。
- (ウ) 指示、要請に当たる職員は、災害対策本部、県災害対策支部と連絡を密にとり、十分な情報判断に基づいて行う。
- (エ) 地震災害発生後、まず第一に避難路の啓開を優先的に行い、数時間を目標に道路機能の早期回復を図り、順次、緊急輸送路の復旧につとめ、その後、一般道路の啓開に当たるものとする。
- (オ) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に、著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

なお、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (カ) 上記の場合において、警察官が現場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。また、「自衛隊法」第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (キ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため上記に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

## エ 役割

### (ア) 市

道路パトロールを実施し、災害対策本部からの情報、命令の伝達、作業の指示に当る。

### (イ) 道路管理者

あ 被害状況を正確に把握し、総合的な交通対策をたて、交通路の確保に努める。

い 県公安委員会と協議し、交通規制及び広報活動を実施し、円滑な交通の確保と交通の安全に努める。

う あらかじめ各路線別に設定した担当区間により、工作作業隊が作業を行う。

### (ウ) 警察

あ 緊急輸送路及び避難路内への車両の流入の規制を行う。

い 緊急輸送路及び避難路から一般道路への誘導をする。

### (エ) 自主防災組織等

主として人的作業により、軽微な障害物の除去を行う。

- (オ) 「災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定」に基づく民間業者等は、市からの指示、要請により、障害物の除去を行う。

(カ) 自衛隊

県からの要請に基づき支援を行う。

オ 除去障害物の処分

(ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

(イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

カ 緊急輸送車輛の確認等

(ア) 緊急輸送車輛の確認は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(イ) 緊急通行車輛の確認事務手続き

あ 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

い 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車輛については、事前に必要事項の届出をすることができる。

事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時に交付した標章及び緊急通行車輛確認証明書は、地震災害発生後においては、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定による緊急標章及び緊急通行車輛確認証明書とみなす。

(7) 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

(8) 道路の応急復旧

① 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

② 他の道路管理者に対する通報

市長は市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

③ 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し、応急復旧を待ついとまがないときは、緊急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要に応じて当該道路の応急復旧を行うものとする。

④ 市長は、管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

(9) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

道路が損壊し、他の交通の方法がなくかつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は県と協議し、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。

(10) ヘリポートの設定

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災ヘリコプターの活用に資するため選定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努めるものとする。

また実施に際しては県、自衛隊等と緊密な連携を図るものとする。なお、ヘリポートは学校の校庭等を使用するものとし、設定基準及び設定方法、設定予定場所は、資料編「ヘリポート設置予定場所」による。

道路が損壊し他に交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を確保するものとする。

## 2 海上交通の確保

### (1) 情報の収集

市長は、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行い県に報告する。

### (2) 港湾施設等の応急措置

市長又は港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

### (3) 海上保安庁等に対する派遣要請

市長又は港湾及び漁港の管理者は、油の流出による火災の鎮圧、水路航路の確保の措置の実施等海上交通の確保のため必要な措置の実施について知事に対し海上自衛隊又は海上保安庁等の派遣を要請するものとする。

## 3 経費負担区分

(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

### (2) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が区域内の他の管理者に属する道路を緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合、市長は、その経費の一部を一時繰替支弁をすることができるものとする。

### (3) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県と協議し、その負担区分を定めるものとする。

### (4) ヘリポートに使用した用地等の損失補償

ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議し、負担額を定めるものとする。

## 4 交通マネジメント

(1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下「検討会」という。）を組織する。

(2) 市が必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

## 第21節 応急教育計画

この計画は、幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設・設備が、災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策と、文化財及び社会教育実施に対する応急対策を明らかにすることを目的とする。

## 1 基本方針

- (1) 学校は、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等を、災害応急対策及び応急教育に係る指針として、対策等の円滑な実施を図るため、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して、災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。なお、私立学校においても、この指針に準じた対策等を実施する。
- (2) 市長及び教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保が困難な場合は、県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。
- (3) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救護活動等に、可能な範囲で協力する。

## 2 計画の作成

### (1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、児童・生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- ① 学校の防災組織と教職員の任務
- ② 教職員動員計画
- ③ 情報連絡活動
- ④ 児童・生徒等の安全確保のための措置
- ⑤ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

### (2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

#### ① 被災状況の把握

児童・生徒及び教職員の被災状況並びに学校の施設、設備等の被害状況を把握する。

#### ② 施設・設備等の確保

学校の施設、設備等の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

#### ③ 教育再開の決定・連絡

児童・生徒等及び教職員の状況並びに学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、児童・生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全確保に努める。

#### ④ 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、児童・生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

#### ⑤ 給食業務の再開

施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

#### ⑥ 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

#### ⑦ 児童・生徒等の心のケア

児童・生徒等が、災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、児童・生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、児童・生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

### 3 実施事項

#### (1) 応急教育の実施

施設の被災状況を把握するとともに、状況により、特別教室、地域内の公共施設等を活用し、応急教育を実施する。なお、市立学校以外の応急教育はそれぞれの設置者が実施する。

#### (2) 教職員の確保

教職員の被災状況を把握し、応急教育活動に支障があると認めるときは、県に対し、教職員の応援派遣を要請する。

#### (3) 学用品の給与を受ける者及び確保

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）に対し、学用品を給与する。ただし、市立学校以外の児童・生徒の学用品については、市は出来る限りその確保に努めるものとする。

#### (4) 学用品給与の方法

- ① 校長、教育委員会等の協力を得て、給与が必要な児童・生徒の数を学年別に把握する。
- ② 学年別に配分計画表を作成し、必要量に限り調達する。学用品調達先業者は、資料編「学用品調達先予定一覧表」のとおりである。
- ③ 学校は、資料編「保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校一覧表」のとおりである。
- ④ 児童・生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

### 4 県への要請事項

市長及び教育委員会は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を県へ要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん及び確保
- (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導
- (4) 教育施設の復旧指導
- (5) 教職員の派遣充当
- (6) 学校給食に必要な食糧等の調達あっせん

### 5 文化財の応急対策

資料編「文化財一覧表」による文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ、災害に対する措置を講じておくものとする。

市長は、管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助を行い、文化財の保全に努めるものとする。

## 6 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

## 第 22 節 社会福祉計画

市は、被災者に対し生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 1 基本計画

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、すみやかに必要な体制を整備する。
- (2) 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、すみやかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

### 2 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
  - ① り災社会福祉施設の応急復旧
  - ② り災社会福祉施設の入所等の一時保護のあつせん
  - ③ 臨時保育所の開設及び職員のあつせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
  - ① 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
  - ② 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
  - ③ 協力機関 沼津市社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部沼津市地区、静岡県、静岡県社会福祉協議会、その他関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
  - ① 実施機関 静岡県社会福祉協議会、沼津市社会福祉協議会
  - ② 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
  - ③ 貸付対象 り災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
  - ④ 貸付額 資料編「生活福祉資金貸付条件等一覧表」による。
- (5) り災母子世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け
  - ① 実施機関 県（東部健康福祉センター）
  - ② 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員
  - ③ 貸付対象 り災母子父子世帯・寡婦（災害により母子父子世帯・寡婦となった者を含む。）
  - ④ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条に規定する額（資料編「母子父子寡婦福祉資金一覧表」）
- (6) り災身体障がい児者に対する補装具の交付等
  - ① 実施機関

- ア 児童 県、市
- イ 18歳以上 市
- ② 協力機関
  - ア 児童 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員
  - イ 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、身体障がい者更生相談所
- ③ 対象 り災身体障がい児者
- ④ 交付等の内容
  - ア 災害により補装具を亡失し、又はき損した身体障がい児者に対する修理又は交付
  - イ 災害により負傷又は疾病にかかった身体障がい児者への更生(育成)医療の給付
  - ウ り災身体障がい児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
  - ① 実施機関 市
  - ② 支給及び貸付対象
    - ア 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
    - イ 災害援護資金 り災世帯主
    - ウ 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
  - ③ 支給及び貸付額
 

資料編「沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところによる。
- (8) 被災者(自立)生活再建支援制度
  - ① 実施機関 県
  - ② 協力機関 市
  - ③ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
  - ④ 支給額 被災者生活再建支援法第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
  - ① 実施機関 県、市
  - ② 協力機関 教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部(沼津市地区)、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関
  - ③ 対象 災害の程度を考慮してその都度関係機関で募集委員会を設け協議決定
  - ④ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定
- (10) 義援品の受入れ
  - ① 実施機関 県、市
  - ② 協力機関 報道機関、その他の関係機関
  - ③ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。
- (11) 市民相談センター
  - ① 市民相談センターは、被災者の緊急的な相談に応じる。
  - ② 市民相談センターは、関係機関と調整して、各種相談業務を行うための体制を整備する。
  - ③ 市長は、被災者支援のため、必要があると認めるときは、国、県、防災関係機関等に対し、相談員等の派遣を要請する。
- (12) 防災関係機関
  - ① 相談窓口への職員派遣など、被災者支援のため、市が行う対策に協力する。

## 第 23 節 消防計画

各種災害における消防活動を円滑に行い、災害による被害を軽減することを目的とする。

### 1 消防活動

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、駿東伊豆消防本部と連携し万全を期するものとする。

なお、地震災害に関しては、その特殊性に着目して同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

### 2 消防団

消防団の出動体制は、火災等、災害の状況に応じ、火災出動計画表に基づくものとする。

### 3 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合は、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際に、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が応援市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) その災害が消防本部の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、応援市町の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

## 第 24 節 応援協力計画

この計画は、災害により国(指定地方行政機関)、県及び隣接市町等に応援の協力を要請する場合の必要な事項について定めることを目的とする。

### 1 要請の実施方法

#### (1) 応援派遣要請の基準及び方法

- ① 災害に際して、人命又は財産を保護するため応急対策の実施が市において困難な場合
- ② 市長は①の事態が発生したとき直ちに適否を決定し、国(指定地方行政機関の長)、静岡県、隣接市町の長、民間団体等に対して応援派遣の要請をするものとする。
- ③ 派遣要請は下記事項を明確にして要請するものとする。
  - ア 派遣を必要とする理由
  - イ 派遣希望人員、資機材等
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ 派遣を希望する期間
  - オ 派遣される者の受入れ体制
  - カ その他参考事項
- ④ 応援派遣の要請先は、資料編「支援の要請先(国、県及び隣接市町・相互応援協定締結都市)一覧表」による。
- ⑤ 災害時等の応援要請は、災害時等の相互応援に関する協定による。
- ⑥ 広域航空応援要請は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による。
- ⑦ 静岡県防災ヘリコプター応援要請は、静岡県防災ヘリコプター応援協定による。

(2) 担当業務

- ① 火災防御活動
- ② 水防工法
- ③ 人命救助
- ④ 負傷者の搬送
- ⑤ 遺体の捜索、収容
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 防疫
- ⑧ その他緊急を要する業務

(3) その他の留意事項

- ① 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部課から職員を派遣し、災害対策本部との連絡に当たるものとする。
- ② 他市町村等からの応援を受けた場合、活動の指揮命令は沼津市が行うものとする。

## 2 災害相互応援

市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情のない限りその求めに応ずるものとする。

## 第 25 節 ボランティア活動支援計画

この計画は、災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するための支援を行うことを目的とする。

### 1 実施事項

(1) 災害ボランティアセンター等の設置及び運用

- ① 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。
- ② 市災害ボランティアセンターは社会福祉協議会の職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。
- ③ 市は随時、情報交換及び協議等を行うため、職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

- ① 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。
- ② 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティアの自主性を尊重したうえで、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

市は、災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 2 県の実施事項

### (1) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

県は、国及び市とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### (2) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用

① 県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。

② 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。

③ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。

④ 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。

⑤ 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿营地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

### (3) ボランティア団体等に対する情報の提供

県は、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

### (4) ボランティア活動経費の助成

南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

### (5) ボランティア活動資機材の提供

県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

## 第 26 節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時に自衛隊の派遣要請を行う場合の手続き等、必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすものである。具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

#### (1) 災害派遣要請の要件

- ① 緊急性 差し迫った必要性があること
- ② 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ③ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

#### (2) 災害派遣要請の内容

##### ① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

##### ② 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

##### ③ 遭難者等の捜索救助

##### ④ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

##### ⑤ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力した消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

##### ⑥ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

##### ⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

##### ⑧ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

##### ⑨ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

##### ⑩ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

##### ⑪ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

##### ⑫ 防災要員等の輸送

##### ⑬ 連絡幹部の派遣

##### ⑭ その他

その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

## 2 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊派遣要請を行うよう次の事項を明示した要請書により要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び市域に関わる災害の状況を、資料編「災害時における自衛隊連絡一覧表」により、陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

## 3 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 他の災害救助・復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関の作業と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

- (2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取りつけるよう配慮するものとする。

- (3) 資材等の調達要請

市長は、作業実施に必要な物資・機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

- (4) 自衛隊との連絡交渉窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

- (5) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。

- ① 本部事務室  
本部事務を執るのに必要な部屋：机・椅子等
- ② 宿舍屋内施設（学校・公民館等）
- ③ 材料置場：炊事場は屋外の適当な広場
- ④ 駐車場：適当な広場

## 4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

## 5 経費負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

## 第 27 節 海上保安庁に対する支援要請計画

この計画は、災害時における海上保安庁の支援要請を行う場合の手続き等、必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

### 1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する範囲は、原則として次により行う。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

### 2 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう次の事項を明示した要請書により依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに要請書により知事に依頼する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する理由
- (2) 支援を希望する期間
- (3) 支援を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

## 第 28 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

### 応急措置の実施

応急措置の実施は、東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）防災業務計画により実施するものとする。なお、電力施設復旧に当たっては、市等の関係機関と十分連絡をとり措置するものとする。

## 第 29 節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## 第 30 節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落、ガス爆発、船舶の海難、大規模な排出油等事故などの突発的な災害により、多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めることを目的とする。

## 1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、事前配備体制により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合は、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助活動の応急対策を実施する。

### (1) 突発的災害応急体制

#### ① 配備基準

多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。

#### ② 組織

事故の状況に応じて情報連絡体制又は事前配備体制を取り、必要がある場合には、沼津市災害警備本部を設置する。

#### ③ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するほか、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

### (2) 災害対策本部への移行

#### ① 設置基準

警備本部体制による情報収集の結果、本格的な支援体制の必要性があると判断されるときは、災害対策本部を設置する。

#### ② 組織

沼津市災害対策本部の編成は資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

#### ③ 設置の連絡

ア 災害対策本部を設置したときは、資料編「災害対策関係機関一覧表」に掲げる機関に連絡する。

イ 必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。

### (3) 災害対策本部の実施する応急対策

#### ① 情報収集・伝達等

ア 災害対策本部は県、消防、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。

イ 災害対策本部は、収集された情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。

ウ 災害対策本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

#### ② 自衛隊等の災害派遣要請

自衛隊等の支援を必要とする場合は、知事に対し災害派遣要求を行う。

#### ③ 医療関係機関等への要請

医療救護活動が必要な場合は、沼津医師会、日本赤十字社等へ、医師、看護師などの派遣要請を行う。

### (4) 二次災害防止のための措置

事故の態様により二次災害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関と連絡を図り、防止のため必要な措置を行う。

### (5) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

- (6) 消防機関の活動については、駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領の定めるところによる。

## 2 連絡体制

		静岡県防災行政無線		NTT
		地上系	衛星系	有線
東部地域局 (危機管理課)	電話	5-103-6010	8-103-6010	055-920-2180
	FAX	5-103-6080	8-103-6080	055-920-2009
県危機管理部	電話	5-100-6030	8-100-6030	054-221-2072
	FAX	5-100-6250	8-100-6250	054-221-3252

### 消防庁応急対策室

		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線
平日 (9:30~18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	03-5253-7553

# 第4章

## 災害復旧計画

## 第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 専用水道施設災害復旧事業計画
- (6) 公共用地災害復旧事業計画
- (7) 住宅災害復旧事業計画
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (9) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (10) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (11) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (12) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

### 1 市の実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

- (1) 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法は、沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

## 2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」及び、各種被災者支援に関する制度に基づき支援するものとする。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

① 県への報告

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数等

② 被災者台帳

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所又は居所
- ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- エ 援護の実施の状況
- オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者の該当する事由等

(2) 罹災証明発行窓口の設置

- ① 罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。
- ② 罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

- ① 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- ② 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6) 市税の減免等

地方税法及び沼津市税賦課徴収条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(7) 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

### 3 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ① 要配慮者の被災状況及び生活実態
- ② 被災地内の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

- ① 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

(5) 心のケア対策の実施

避難所生活や復旧活動などからのストレスによるPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病等を防止するため、県の心のケアチームの支援を得て、被災住民及び救援者の変調の早期発見、医療機関との連携体制を整備する。

## 第4節 風評被害の影響の軽減

### 1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

### 2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

### **3 被害の拡大防止**

必要に応じて、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

### **4 関係機関との連携**

市は、国や県、関係機関・団体と連携し、地元産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

# 地震対策編

# 地震対策編 目 次

総 則			
第1章 総 則			頁
<b>第1節</b>	<b>計画の目的</b>		<b>1</b>
	1 計画作成の目的	危機管理課	1
	2 計画の性格及び基本方針	危機管理課	1
	3 計画の構成	危機管理課	2
<b>第2節</b>	<b>予想される災害</b>		<b>2</b>
	1 第4次地震被害想定	危機管理課	3
	2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	危機管理課	3
	3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	危機管理課	6
	4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	12
	5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	14
	6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波（宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル）の想定結果	危機管理課	16
	7 土砂災害発生による被害	河川課	17
	8 道路被害	道路管理課 道路建設課	17
	9 橋梁被害	道路建設課 道路管理課	17
	10 河川被害	河川課	17
	11 上水道施設被害	上水道工務課	18
	12 消防水利施設被害	危機管理課	18
	13 下水道施設被害	下水道整備課	18
	14 電信電話施設被害	危機管理課	18
	15 電気施設被害	危機管理課	19
	16 都市ガス施設被害	危機管理課	19
	17 鉄道施設被害	危機管理課（JR東海）	20
	18 危険物施設等の被害	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	20
<b>第3節</b>	<b>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		<b>21</b>
	1 計画の目的	危機管理課	21
	2 計画の内容	危機管理課	21
	3 市	危機管理課	21
	4 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	21
	5 静岡県	危機管理課	22
	6 指定地方行政機関	危機管理課	22
	7 指定公共機関	危機管理課	25
	8 指定地方公共機関	危機管理課	27
	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	危機管理課	28
	10 自衛隊	危機管理課	28
	11 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	危機管理課	29

発 災 前

第2章 平常時対策		頁
第1節	計画の目的	31
	危機管理課	31
第2節	防災思想の普及	31
	危機管理課	31
第3節	自主防災活動	31
	危機管理課	31
第4節	地震防災訓練の実施	31
1	計画の目的	危機管理課 福祉事務所
2	市の計画	危機管理課
3	防災関係機関の計画	危機管理課
33		
第5節	地震災害予防対策の推進	34
1	計画の目的	危機管理課
34		
2	消防用施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
34		
3	緊急消防援助隊の受援体制	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
34		
4	火災の予防対策	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
35		
5	建築物等の耐震対策	住宅政策課
36		
6	被災建築物等に対する安全対策	住宅政策課
38		
7	地盤災害の予防対策	開発指導課 河川課 危機管理課
38		
8	落下倒壊危険物対策	開発指導課 住宅政策課 道路管理課 緑地公園課
39		
9	危険予想地域における災害の予防	危機管理課 河川課
40		
10	被災者の救出活動対策	危機管理課
43		
11	要配慮者の支援	健康づくり課 地域自治課 福祉事務所
44		
12	生活の確保	資産活用課 市民課 健康づくり課 国民健康保険課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 公共建築課 住宅政策課 水道総務課 危機管理課
44		
13	緊急輸送活動の体制の整備	水産海浜課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課
49		
14	災害廃棄物の処理体制の整備	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室
49		
15	公共土木施設等の応急復旧	道路建設課 道路管理課
49		
16	情報システムの整備	I C T推進課
49		
17	地震防災(災害)対策用車両の確保	資産活用課
49		
18	文化財に対する防災対策	文化振興課
50		
19	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	危機管理課
50		

<b>第3章 地震防災施設緊急整備計画</b>		<b>頁</b>
<b>第1節</b>	<b>計画の目的</b>	<b>51</b>
	危機管理課	51
<b>第2節</b>	<b>地震防災施設整備方針</b>	<b>51</b>
1	方針策定の主旨	危機管理課
2	防災業務施設の整備	危機管理課
3	地域の防災構造化	まちづくり政策課 危機管理課 住宅政策課 道路建設課 道路管理課 市街地整備課
4	緊急輸送路の整備	水産海浜課 道路建設課 道路管理課
5	防災上重要な建物の整備	政策企画課 地域自治課 資産活用課 健康づくり課 福祉事務所 学校管理課 文化振興課 ウィズスポーツ課 危機管理課
6	災害防止事業	危機管理課 水産海浜課 河川課
7	災害応急対策用施設等の整備	資産活用課 健康づくり課 上水道工務課 病院事務局 危機管理課
<b>第3節</b>	<b>地震対策緊急整備事業計画</b>	<b>53</b>
	危機管理課	53
<b>第4節</b>	<b>地震防災緊急事業五箇年計画</b>	<b>53</b>
	危機管理課	53

南海トラフ地震臨時情報への対応			
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応			頁
I	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		55
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	55
		危機管理課	55
II	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		55
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	55
		危機管理課	55
	第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	56
		危機管理課	56
	第3節	災害応急対策をとるべき期間等	56
		危機管理課	56
	第4節	市のとるべき措置	56
		危機管理課	56
III	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		57
	第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等	57
		危機管理課	57
	第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	57
		危機管理課	57
	第3節	災害応急対策をとるべき期間等	58
		危機管理課	58
	第4節	避難対策等	58
		1 地域住民等の事前避難行動等	58
		2 避難所の運営	59
	第5節	消防機関等の活動	60
		危機管理課	60
	第6節	警備対策	60
		危機管理課	60
	第7節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	60
		1 水道	危機管理課 水道部 60
		2 電気	危機管理課 60
		3 ガス	危機管理課 60
		4 通信	危機管理課 60
		5 放送	危機管理課 60
	第8節	金融	61
		危機管理課	61
	第9節	交通	61
		1 道路	危機管理課 61
		2 海上	危機管理課 61
		3 鉄道	危機管理課 61
	第10節	市が管理等を行う施設等に関する対策	61
		1 防災上重要な施設に対する措置	危機管理課 建設部 水道部 農林農地課 水産海浜課 61
		2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	危機管理課 福祉事務所 病院事務局 教育委員会事務局 62
	第11節	滞留旅客等に対する措置	63
		危機管理課 産業振興部	63

発 災 後

第5章 災害応急対策		頁
第1節	計画の目的	65
		危機管理課
第2節	防災関係機関の活動	65
	1 計画の目的	危機管理課
	2 市	危機管理課
	3 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	4 防災関係機関	危機管理課
第3節	情報活動	67
		危機管理課
第4節	広報活動	67
		危機管理課 広報課
第5節	緊急輸送活動	67
		危機管理課 資産活用課 福祉事務所 沼津駅周辺整備部 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水産海浜課 道路管理課 まちづくり政策課 危機管理課
第6節	広域応援活動	67
		総務課 契約検査課 政策企画課 危機管理課
第7節	災害の拡大及び二次災害防止活動	68
	1 計画の目的	危機管理課
	2 消防活動	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)
	3 水防活動	河川課
	4 人命の救出活動	危機管理課
	5 被災建築物等に対する安全対策	住宅政策課
第8節	避難活動	70
		総務課 契約検査課 政策企画課 地域自治課 健康づくり課 福祉事務所 教育委員会事務局 危機管理課
第9節	社会秩序を維持する活動	70
		危機管理課
第10節	交通の確保対策	70
		生活安心課 資産活用課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課 総務課 水産海浜課 危機管理課

<b>第11節</b>	<b>地域への救援活動</b>		<b>70</b>
	1 計画の目的	危機管理課	70
	2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	市民課 福祉事務所 危機管理課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	70
	3 給水活動	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課	70
	4 燃料の確保	商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課	71
	5 医療救護活動	健康づくり課 病院事務局	71
	6 し尿処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課	71
	7 廃棄物（生活系）処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室	71
	8 災害廃棄物処理	クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課 新中間処理施設整備室	71
	9 防疫活動	健康づくり課 クリーンセンター管理課	71
	10 遺体の捜索及び措置	市民課 福祉事務所	71
	11 応急住宅の確保	福祉事務所 公共建築課 住宅政策課	71
	12 ボランティア活動への支援	福祉企画課 危機管理課	71
	13 被災者生活の支援	生活安心課	71
<b>第12節</b>	<b>学校における災害応急対策及び応急教育計画の内容</b>		<b>71</b>
		教育企画課 学校教育課 学校管理課 市立高	71
<b>第13節</b>	<b>被災者の生活再建等への支援</b>		<b>71</b>
		福祉事務所	71
<b>第14節</b>	<b>市有施設及び設備等の対策</b>		<b>72</b>
	1 計画の目的	危機管理課	72
	2 行政無線施設	危機管理課	72
	3 公共施設等	I C T推進課 資産活用課 農林農地課 水産海浜課 河川課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課	72
<b>第15節</b>	<b>防災関係機関等の講ずる災害応急対策</b>		<b>74</b>
	1 計画の目的	危機管理課	74
	2 防災関係機関の対策	道路建設課 道路管理課 水道部 危機管理課	74
<b>第16節</b>	<b>地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</b>		<b>75</b>
	1 計画の目的	危機管理課	75
	2 計画の内容	危機管理課	76
	3 各施設・事業所に共通の事項	危機管理課	76
	4 各施設・事業所の計画において定める個別の事項	健康づくり課 道路管理課 水道部 病院事務局 教育委員会事務局 福祉事務所	76

復旧・復興期

第6章 復旧・復興対策			頁
第1節	計画の目的		79
		危機管理課	79
第2節	防災関係機関の活動		79
	1 計画の目的	危機管理課	79
	2 震災復興本部	危機管理課 政策企画課 人事課 総務課 契約検査課	79
	3 災害対策本部との調整	危機管理課 政策企画課 人事課 契約検査課	79
	4 防災会議の開催等	危機管理課	79
	5 震災復興対策会議	政策企画課 人事課 危機管理課	80
	6 他の自治体に対する応援要請	総務課 人事課 危機管理課 契約検査課 政策企画課	80
	7 防災関係機関	危機管理課 福祉事務所	80
第3節	激甚災害の指定		84
		政策企画課 財政課 総務課 契約検査課	84
第4節	震災復興計画の策定		85
	1 計画の目的	政策企画課	85
	2 計画策定の体制	政策企画課	85
	3 計画の構成	政策企画課	85
	4 計画の基本方針	政策企画課	85
	5 計画の公表	広報課	85
	6 国・県等との調整	危機管理課 政策企画課	85
第5節	復興財源の確保		85
	1 計画の目的	財政課	85
	2 予算の編成	財政課	85
	3 復興財源の確保	財政課	86
第6節	静岡県震災復興基金への協力		86
	1 計画の目的	財政課	86
	2 震災復興基金の設立	財政課	86
第7節	復旧事業の推進		86
	1 計画の目的	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部	86
	2 復旧計画の策定	産業振興部 建設部 水道部 危機管理課	87
	3 基盤施設の復旧	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部	87
第8節	都市の復興		87
	1 計画の目的	産業振興部 都市計画部	87
	2 都市復興計画の策定	産業振興部 都市計画部	87
	3 都市の復興	産業振興部 都市計画部 建設部 水道部	88

<b>第9節</b>	<b>被災者の生活再建支援</b>		<b>88</b>
	1 計画の目的	市民福祉部	88
	2 恒久住宅対策	住宅政策課 公共建築課	88
	3 災害弔慰金等の支給	市民福祉部	89
	4 被災者の経済的再建支援	財政課 市民福祉部 納税管理課 資産税課 市民税課	89
	5 雇用対策	商工振興課 産業政策課	89
	6 要配慮者の支援	地域自治課 国民健康保険課 健康づくり課 福祉事務所 教育委員会事務局	90
	7 生活再建支援策等の広報・PR	広報課 地域自治課	90
	8 相談窓口の設置	生活安心課 市民福祉部	91
	9 保険の活用	危機管理課	91
<b>第10節</b>	<b>地域経済復興支援</b>		<b>91</b>
	1 計画の目的	産業政策課 商工振興課	91
	2 産業復興計画の策定	産業政策課 商工振興課	91
	3 中小企業を対象とした支援	産業政策課 商工振興課	91
	4 農林漁業者を対象とした支援	水産海浜課 農林農地課	92
	5 地域経済の復興への支援	産業政策課 商工振興課 観光戦略課	92

## 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		頁
第1節	計画の目的	95
		危機管理課 95
第2節	防災関係機関の活動	95
	1 計画の目的	危機管理課 95
	2 活動の内容	危機管理課 95
第3節	職員配備	102
	1 計画の目的	人事課 102
	2 配備の発令	人事課 危機管理課 103
	3 職員の配備	人事課 103
	4 配備の基本	人事課 危機管理課 103
	5 配備体制の移行	人事課 危機管理課 103
	6 活動の報告	人事課 103
	7 応援職員の要請	人事課 総務課 103
	8 各部の組織計画	危機管理課 103
第4節	通信活動	103
	1 計画の目的	危機管理課 103
	2 通信網の整備	水道総務課 危機管理課 103
第5節	情報活動	104
	1 計画の目的	危機管理課 104
	2 市	危機管理課 104
	3 防災関係機関	危機管理課 105
第6節	広報活動	105
	1 計画の目的	広報課 105
	2 市	広報課 105
	3 防災関係機関	広報課 106
	4 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	広報課 危機管理課 106
第7節	自主防災組織活動	107
	1 計画の目的	危機管理課 107
	2 活動の内容	広報課 健康づくり課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 河川課 危機管理課 107
第8節	緊急輸送活動	108
	1 計画の目的	危機管理課 108
	2 市	資産活用課 道路建設課 道路管理課 建設デザイン政策課 沼津駅周辺整備部 まちづくり政策課 109
	3 防災関係機関	資産活用課 道路建設課 道路管理課 まちづくり政策課 110
第9節	自衛隊の支援	110
	1 計画の目的	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110
	2 県に対する要請	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110
	3 地震防災派遣部隊の受入	総務課 政策企画課 契約検査課 危機管理課 110

<b>第10節</b>	<b>避難活動</b>			<b>110</b>
	1 計画の目的	危機管理課		110
	2 避難対策	危機管理課		111
	3 避難の方法	福祉事務所	危機管理課	112
	4 船舶の避難対策	水産海浜課		113
	5 避難地の設置及び避難生活	地域自治課	教育委員会事務局	113
	6 避難地配備職員の活動	危機管理課		114
<b>第11節</b>	<b>社会秩序を維持する活動</b>			<b>115</b>
	市の対応措置	商工振興課 観光戦略課	産業政策課 ウィズスポーツ課	115
<b>第12節</b>	<b>交通の確保活動</b>			<b>115</b>
	1 計画の目的	生活安心課		115
	2 陸上交通の確保対策	生活安心課 道路管理課	資産活用課	115
	3 海上交通の確保対策	水産海浜課		116
	4 障害物の除去	道路管理課		117
	5 工作作業隊の編成	道路建設課		118
<b>第13節</b>	<b>地域への救援活動</b>			<b>118</b>
	1 計画の目的	危機管理課		118
	2 食料及び日用品の確保	市民課 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課		119
	3 飲料水等の確保	水道総務課 上水道工務課 水道サービス課		119
	4 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	健康づくり課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 環境政策課		120
<b>第14節</b>	<b>市有施設設備等の防災措置</b>			<b>121</b>
	1 計画の目的	危機管理課		121
	2 無線通信施設等	危機管理課		121
	3 公共施設等	資産活用課 水産海浜課 建設部		121
	4 コンピュータ	I C T 推進課		123
<b>第15節</b>	<b>防災関係機関の講ずる生活及び安全確保の措置</b>			<b>123</b>
	1 計画の目的	危機管理課		123
	2 防災関係機関の計画	危機管理課		123
<b>第16節</b>	<b>地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</b>			<b>128</b>
	1 計画の目的	危機管理課		128
	2 計画の内容	危機管理課		128
	<各施設・事業所の計画において定める個別事項>	健康づくり課 福祉事務所 商工振興課 産業政策課 観光戦略課 ウィズスポーツ課 水道総務課 教育委員会事務局		129
<b>第17節</b>	<b>市が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画</b>			<b>133</b>
	1 計画の目的	資産活用課	危機管理課	133
	2 応急計画の内容	福祉事務所 水道総務課	病院事務局 教育委員会事務局	133

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震等の地震災害に対応するための防災計画を定めるものである。

なお、第4章は南海トラフ地震臨時情報への対応を、第5章は地震災害が発生した場合の市等の災害応急対策を、第6章は、大規模地震発生後の緊急に実施すべき災害対応に一定の目途が立った後の復旧・復興対策について定めるものである。

### 1 計画作成の目的

わが国の太平洋側は、周期的に南海トラフ沿いを震源域とする大地震が発生しているが、遠州灘東部から駿河湾奥にかけては、1854年の安政東海地震以降このような大地震がなく地殻の歪みが蓄積している。このため、東海地方は近い将来、大地震が発生するおそれ大きいといわれている。

もし、南海トラフ沿いで地震が発生すれば、その規模はマグニチュード8～9クラスの巨大地震であり、本市は震度6強の激烈な揺れになるものとみられている。

この地震により、本市は有効な対策を講じなければ、地震動による家屋の倒壊や山崩れ、津波等直接被害に加え、交通輸送手段のスピード化、自動車のふくそう、危険物施設の増大、人口の市街地への集中等災害拡大要因の飛躍的増大と相まって災害は未曾有の規模となるおそれがある。

このような広域かつ激甚な大地震に対処するため、地震防災対策強化地域の指定、当該地域の地震の予知、予知に基づく地震災害に関する東海地震注意情報、警戒宣言等の事前防災措置、地震防災のための施設の整備等を内容とする大規模地震対策特別措置法が第84国会において成立し、昭和53年6月15日公布された。

この法により、本市を含め6県167市町村は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるとして、昭和54年8月7日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、1都2府26県707市町村が、平成26年3月28日南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に指定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による、推進地域に指定されたことにより、平常時に実施する防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

また、この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

### 2 計画の性格及び基本方針

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成されている「沼津市地域防災計画」の地震対策編とする。
- (2) この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定により作成する「地震防災強化計画」を含むものとする。
- (3) この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。

- (4) この計画のうち、第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法に基づく地震対策事業並びにその他の地震対策事業について定める。
- (5) この計画は、状況の変化に対応できるよう毎年見直しを行うものとする。

### 3 計画の構成

計画の部の構成は次の6章による。

#### 第1章 総則

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項

#### 第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策

#### 第3章 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等

#### 第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

#### 第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の対策

#### 第6章 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

## 第2節 予想される災害

本市に著しい被害を発生させる恐れがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震を総称して南海トラフ地震と呼び、いくつかのプレート境界で連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

## 1 第4次地震被害想定

地震によって、県内においてどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、県内において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震（※1） 安政東海型地震（※1） 5地震総合モデル（※1）	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※1 本県の津波浸水想定に必要な範囲で内閣府と相談しながら新しい知見に基づく独自の津波断層モデルを、検討対象に追加した（平成27年6月）。

※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の資源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに住民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

## 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

### (1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	700			700
	半壊	4,700			4,700
液化	全壊	100			100
	半壊	300			300
人工造成地	全壊	—			—
	半壊	—			—
津波	全壊	1,200			1,200
	半壊	1,200			1,200
山・崖崩れ	全壊	80			80
	半壊	200			200
火災	焼失	10	10	30	—
建物棟数		68,427			
建物被害総数	全壊及び焼失	2,100	2,100	2,200	2,100
	半壊	6,500			6,500
建物被害率	全壊及び焼失	3%			3%
	半壊	9%			9%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	10 (一)	— (一)	10 (一)	— (一)	— (一)		
	重 傷 者 数	70 (20)	80 (20)		20 (10)	20 (一)		
	軽 傷 者 数	800 (100)	500 (100)		200 (20)	200 (20)		
津	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	2,500	1,000	1,300	400	300	
		重 傷 者 数	50	20		10	10	
		軽 傷 者 数	100	40		20	10	
波	早期避難率低	死 者 数	3,500	2,200	2,800			
		重 傷 者 数	90	50				
		軽 傷 者 数	200	100				
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—	10	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	2,500	1,000	1,300	400		
		重 傷 者 数	100	100		30		
		軽 傷 者 数	900	600		200		
	早期避難率低	死 者 数	3,500	2,200	2,800			
		重 傷 者 数	200	100				
		軽 傷 者 数	900	700				
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地 震 動 津 波	40	30	30				

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

### 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震)の被害想定の結果

#### (1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

#### (2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

項 目	被 害 区 分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	700			700
	半 壊	4,500			4,500
液 状 化	全 壊	100			100
	半 壊	300			300
人 工 造 成 地	全 壊	—			—
	半 壊	—			—
津 波	全 壊	3,900			3,900
	半 壊	5,900			5,900
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	80			80
	半 壊	200			200
火 災	焼 失	10			
建 物 棟 数		68,427			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	4,800			4,800
	半 壊	11,000			11,000
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	7%			7%
	半 壊	16%			16%

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	50			50
	半 壊	1,100			1,100
液 状 化	全 壊	70			70
	半 壊	200			200
人 工 造 成 地	全 壊	—			—
	半 壊	—			—
津 波	全 壊	4,000			4,000
	半 壊	6,200			6,200
山 ・ 崖 崩 れ	全 壊	40			40
	半 壊	100			100
火 災	焼 失	—	—	10	—
建 物 棟 数		68,427			
建 物 被 害 総 数	全 壊 及 び 焼 失	4,200			4,100
	半 壊	7,600			7,600
建 物 被 害 率	全 壊 及 び 焼 失	6%			6%
	半 壊	11%			11%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	1,600			1,600
	半壊	6,800			6,800
液化	全壊	100			100
	半壊	300			300
人工造成地	全壊	—			—
	半壊	—			—
津波	全壊	3,900			3,900
	半壊	5,500			5,500
山・崖崩れ	全壊	100			100
	半壊	200			200
火災	焼失	10		400	—
建物棟数		68,427			
建物被害総数	全壊及び焼失	5,600		6,000	5,600
	半壊	13,000			13,000
建物被害率	全壊及び焼失	8.%		9%	8%
	半壊	19%			19%

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

## 【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	10 (一)	— (一)		— (一)	— (一)	— (一)	
	重 傷 者 数	70 (20)	80 (20)		20 (10)	20 (一)		
	軽 傷 者 数	800 (100)	500 (100)		200 (20)	200 (20)		
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700		1,500	800	1,000	
	重 傷 者 数	300	30		70	30		
	軽 傷 者 数	500	70		100	60		
波 早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000					
	重 傷 者 数	600	200					
	軽 傷 者 数	1,200	500					
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—		—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,300	2,800		1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	300	100		90	50	
		軽 傷 者 数	1,300	600		400	200	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000				
		重 傷 者 数	700	300				
		軽 傷 者 数	1,900	1,000				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動							
	津 波	40	30	30				

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	重 傷 者 数	10 (—)	10 (10)		— (—)	— (—)		
	軽 傷 者 数	200 (60)	200 (60)		60 (10)	70 (10)		
津 早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000	
	重 傷 者 数	300	30		70	30		
	軽 傷 者 数	500	70		100	60		
波 早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800				
	重 傷 者 数	600	200					
	軽 傷 者 数	1,200	500					
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—	—	—	—	—	
	軽 傷 者 数	—	—					
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—					
	軽 傷 者 数	—	—					
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—	—	—	
	重 傷 者 数	—	—					
	軽 傷 者 数	—	—					
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	300	50		70	30	
		軽 傷 者 数	700	300		200	100	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800			
		重 傷 者 数	600	300				
		軽 傷 者 数	1,400	700				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動 津 波	—	—	—				

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項 目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死 者 数	20 (10)	10 (一)	10 (一)	10 (一)	— (一)	— (一)	
	重 傷 者 数	100 (30)	200 (30)		40 (10)	40 (10)		
	軽 傷 者 数	1,200 (100)	800 (100)		300 (30)	200 (30)		
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,200	2,700	3,400	1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	300	30		70	30	
		軽 傷 者 数	500	70		100	60	
波	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,000	8,800			
		重 傷 者 数	600	200				
		軽 傷 者 数	1,200	500				
山 ・ 崖 崩 れ	死 者 数	10	—	10	—	—		
	重 傷 者 数	10	—		—	—		
	軽 傷 者 数	10	—		—	—		
火 災	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
ブロック塀の転倒、 屋 外 落 下 物	死 者 数	—	—	—	—	—		
	重 傷 者 数	—	—		—	—		
	軽 傷 者 数	—	—		—	—		
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	8,300	2,800	3,400	1,500	800	1,000
		重 傷 者 数	400	200		100	70	
		軽 傷 者 数	1,700	900		500	300	
	早期避難率低	死 者 数	13,000	7,100	8,800			
		重 傷 者 数	800	400				
		軽 傷 者 数	2,400	1,300				
自力脱出困難者数・ 要 救 助 者 数	地 震 動	90	50	90				
	津 波							

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

#### 4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(大正型関東地震)の被害想定の結果

##### (1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、県内に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

##### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	300		
	半壊	3,000		
液状化	全壊	90		
	半壊	300		
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—		
津波	全壊	—		
	半壊	50		
山・崖崩れ	全壊	80		
	半壊	200		
火災	焼失	—	10	20
建物棟数		68,427		
建物被害総数	全壊及び焼失	500		
	半壊	3,500		
建物被害率	全壊及び焼失	0.7%		
	半壊	5.1%		

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位:人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物 )		死 者 数	— (—)	— (—)	— (—)
		重 傷 者 数	30 (20)	30 (20)	
		軽 傷 者 数	500 (90)	400 (80)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
波	早期避難率低	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
山 ・ 崖 崩 れ		死 者 数	10	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
火 災		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	20	10	20
		重 傷 者 数	30	30	
		軽 傷 者 数	500	400	
	早期避難率低	死 者 数	20	10	20
		重 傷 者 数	30	30	
		軽 傷 者 数	500	400	
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数		地 震 動 津 波	10	10	10

「—」: 被害わずか 「空欄」: データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊: 建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者: 1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者: 1ヶ月未満の治療を要する負傷者

## 5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

### (1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、県内に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

### (2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	900		
	半壊	5,300		
液状化	全壊	90		
	半壊	300		
人工造成地	全壊	—		
	半壊	—		
津波	全壊	20		
	半壊	500		
山・崖崩れ	全壊	90		
	半壊	200		
火災	焼失	10	10	90
建物棟数		68,427		
建物被害総数	全壊及び焼失	1,200		
	半壊	6,300		
建物被害率	全壊及び焼失	1.8%		
	半壊	9.2%		

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

## (3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項 目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋 内 落 下 物 )		死 者 数	10 (一)	— (一)	— (一)
		重 傷 者 数	90 (30)	100 (20)	
		軽 傷 者 数	900 (100)	600 (100)	
津 波	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	10	10	10
		重 傷 者 数	—	—	
軽 傷 者 数		—	—		
波	早期避難率低	死 者 数	30	20	20
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	10	—	
山 ・ 崖 崩 れ		死 者 数	10	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
火 災		死 者 数	—	—	10
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
ブ ロ ッ ク 塀 の 転 倒 、 屋 外 落 下 物		死 者 数	—	—	—
		重 傷 者 数	—	—	
		軽 傷 者 数	—	—	
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 + 呼びかけ	死 者 数	30	10	20
		重 傷 者 数	90	100	
		軽 傷 者 数	900	600	
	早期避難率低	死 者 数	40	20	30
		重 傷 者 数	90	100	
		軽 傷 者 数	900	600	
自 力 脱 出 困 難 者 数 ・ 要 救 助 者 数		地 震 動 津 波	40	30	40

「—」：被害わずか 「空欄」：データの発表なし

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒 壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

## 6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波(宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル)の想定結果

### (1) 概説

第4次地震被害想定(平成25年6月公表)の駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1津波については、東北地方太平洋沖地震以降の最新の知見を盛り込んだモデルが示されていなかったことから、中央防災会議(2003)による東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震モデルを採用した。

県では、県民の安全・安心の確保を図るため、より安全度が高く、地域の実情にあった津波対策を早急に実施する必要があることから、国(内閣府)と相談の上、新しい知見に基づく津波断層モデルを設定して津波浸水想定を行い、第4次地震被害想定を追加資料として、平成27年6月に公表した。

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、1707年宝永地震の再現を目標とした「宝永型地震」、1854年安政東海地震の再現を目標とした「安政東海型地震」、1707年宝永地震・1854年安政東海地震・1854年安政南海地震・1944年昭和東南海地震・1946年昭和南海地震の5例の地震を総合的に検討した「5地震総合モデル」の3つの津波断層モデルについて、想定を行ったものである。

下記に沼津市における津波高、浸水想定面積、津波最短到達時間に係る想定結果を示す。なお、本想定は津波浸水想定では、津波が堤防を越流した場合に堤防が破壊されることとしたほか、地震動による堤防の破壊や液状化による堤防の沈下などを見込んでいる。

### (2) 沼津市における津波高、浸水想定面積、津波最短到達時間に係る想定結果

(単位：T.P.+m)

項 目	津波高	
	最大値	平均値
宝永型地震	4	3
安政東海型地震	8	5
5地震総合モデル	8	5

※津波高は小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げている。

(単位：km<sup>2</sup>)

項 目	浸水想定面積				
	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
宝永型地震	1.6	0.8	0.2	0.0	—
安政東海型地震	3.7	2.4	1.6	0.2	—
5地震総合モデル	3.9	2.4	1.6	0.2	—

※「0.0」は、極僅かな浸水があることを、「—」は浸水がないことを表す。

(単位：分 四捨五入)

項 目	最短到達時間				
	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m
宝永型地震	8	12	16	71	—
安政東海型地震	3	3	3	4	—
5地震総合モデル	3	3	3	4	—

※「+50cm」等は、初期潮位及び地殻変動を考慮して設定した初期水位を基準面として算定した水位上昇量を示す。

## 7 土砂災害発生による被害

市内には、地質、地形等から、人命、家屋等に危険をおよぼすおそれのある土砂災害危険箇所が戸田、西浦、内浦、静浦、第三、第四、大平、門池、金岡、愛鷹、浮島の各地区にあり、一部の地区では土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊や土石流が原因による土砂災害(特別)警戒区域の県指定を受けている。「土砂災害(特別)警戒区域一覧表」地震動による山・がけ崩れは、人命、家屋への直接的被害や、山・がけ崩れによる土砂が河川を塞いだ場合の土石流による二次被害等も予想され、更に地震発生時が降雨と重なった場合は更に被害の拡大が予想される。

## 8 道路被害

被害想定 of 基準による危険度

市内の認定道路は4,385路線、実延長1,142,534メートル(令和7年3月31日現在)であるが、道路はすべての復旧に関係するので、優先してその確保に当たらなければならない。沼津市の地盤、地形からして道路の損壊箇所は市内各所にわたり、相当な被害が発生すると予想される他、新しく開発された盛土、山間部の山崩れ、がけ崩れの起こりやすい場所に造られた道路、また沿岸部に埋土により造られた道路は、特に損壊が著しく、陥没や崩落物により道路は寸断され、市街地では一般に渋滞、衝突、追突、歩道乗り上げ、出火、延焼等の被害に発展し、避難、救援活動等を阻害し、被害は拡大されるものと思われる。

## 9 橋梁被害

市内にある管理橋の総数は701橋で、総延長は8,005メートルあり、延長100メートルを超えるものが5橋ある(令和7年3月31日現在)。

これらの橋の中で、軟弱地盤にあるものは、下部構造である橋台、橋脚等の傾斜、滑動、沈下、倒壊、亀裂、伸縮継手の移動、裾破損等がおきるものと思われる。

特に無筋コンクリート造、石造のものはその被害も相当なものと思われる。

## 10 河川被害

沼津市内を流れる主な河川は、1級河川14、2級河川9、準用河川29の計52河川を数える。延長は、157,293メートルに及ぶ(令和7年3月31日現在)。このほか、多数の普通河川が存在している。これらの河川の堤防、護岸の被害を想定するに、まず堤防の沈下、亀裂、陥没、崩壊等が考えられ更に護岸の崩壊等をも併せ考えると、相当な被害となり、また地震発生時が雨期と重なっ

た場合は、洪水による被害も想定される。

## 11 上水道施設被害

### (1) 全般的な被害

沼津市の地層は、砂礫層、泥層、砂層、泥砂礫互層等で形成されている。

特に西部方面は、泥層などの軟弱な地盤のため、水道施設は道路の寸断、落橋等により大きな被害が予想される。

### (2) 各施設の被害

資料編「水道施設の現況と被害想定」による。

## 12 消防水利施設被害

### (1) 消火栓

消火栓は、ほとんど使用不能になると思われる。

### (2) 防火水槽

防火水槽は、地盤の強弱によって耐震程度は異なってくると思われる。しかし、地下埋設の耐震性貯水槽への被害はないと考える。

### (3) プール

プールは鋼鉄、アルミ板製のもののみ使用可能とし、コンクリート造りは亀裂等から漏水があると想定する。

### (4) その他の水利

河川、海等の消防水利としての利用は有効であるが、地盤軟弱地においては、土堤道路等の損壊が想定されることから消防車両の接近が不可能となり、取水はできないものと想定する。また、井戸は地震の影響で地下水の水みちが変わり、枯渇する場合がある。

## 13 下水道施設被害

### (1) 全般的な被害

下水道管には、上水管のような内圧がなく汚水、雨水等を自然流下方式で処理する機構となっているので、その分布している地形や地盤に大きく影響される。

一般には、管に多少の亀裂が生じても流下能力には決定的な打撃はないものと判断される。

しかし、沖積層の厚い地域や海岸近くの埋立地、地盤構造の変化する境界線等は損傷等の被害が起ることが十分予想される。

### (2) 各施設の被害

資料編「下水道施設の被害想定」による。

## 14 電信電話施設被害

地震発生と同時に市内全域にわたって局外設備が被災し、通信の不通箇所が発生する。特に火災により被害は拡大する。局舎、無線の鉄塔等は大地震に耐えるよう設計されており、耐火対策によって延焼防止を図っているため局内設備の損傷は比較的軽微である。

なお、被災を免かれた電話による通信の異常ふくそう等で、局内機器が大量に動作しきりとなり、交換機の処理能力を超える場合は臨機に通信の利用制限をするため、一時的にはほぼ全面マヒが起きると予想されるが、公共性の高い重要回線については、通信確保の措置がとられる。

### (1) 局内設備

交換機器、電源機器及び無線設備は、耐震対策の強化が施されているので、若干の損傷を受け

たとしても応急修理により、早期に機能を回復、維持する。

(2) 局外設備

① 地下ケーブルは地盤の亀裂、陥没により、管路マンホール部で損傷を受ける。特に軟弱地盤地域での被害が著しい。また、橋梁の破壊により添架部では大部分が被害を受ける。

② 架空ケーブルは電柱の倒壊、傾斜による損傷に加え火災の発生等による被害はきわめて大きい。

(3) 宅内設備

家屋倒壊並びに火災により、一般家屋及びビル等の一部において架空ケーブルの損傷、電話機の焼失により、相当の通話が不能となると予想される。

## 15 電気施設被害

電気施設については、過去の経験により技術解析がされ、各設備とも耐震設計になっているので被害はないと判断されるが、土石流での土砂くずれ、並びに家屋倒壊、火災、津波等による被害の発生が懸念される。

(1) 送電設備

土地の隆起、陥没、地割れ等の地形変位による鉄塔損傷が一部に想定される。

(2) 配電設備

① 電柱

地震動による直接損傷を生ずることはないが、地すべり、地割れ等による傾斜、倒壊等の被害が想定される。

② 電線

すべて絶縁電線を使用し、電線も太くなっているため、地震動による直接被害はないが、二次災害による電柱の倒壊等に伴う断線や火災による損傷被害が生ずる。

③ 変圧器

地震動による変圧器損傷、台上のズレなどの直接被害はないが、二次災害による電柱の倒壊等に伴うもの及び火災による損傷が発生する。

④ 引込線

地震動による断線、支持点脱落など、直接の被害は少ないが、家屋の倒壊、傾斜、火災などによる焼失、断線などを中心に被害が発生する。

(3) 電気施設建物

地震動による直接的建物の被害は少ないが、市街地の火災、付近建物の倒壊、津波等による被害が想定される。

## 16 都市ガス施設被害

都市ガス施設の主要なものは、ガス事業法、建築基準法、その他関係法令に基づき各種の対策が講じてあり、壊滅的被害は考えられないが、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震等、過去に発生した大きな地震から類推すると次のとおりである。

(1) ガスホルダー

地震動を考慮した十分な耐震構造を有しており、本体の破壊、転倒はもとより機能損傷もないと考えられる。

(2) 導管

地震時における導管への影響はまだ十分に解明されていないが、導管の被害は直接的には土砂の流動化又は断層等による変位、地盤の陥没、隆起、地割れ及び間接的な護岸の崩壊、橋桁の落

下、他の埋設物の破壊等によって局部的な被害の発生が予想され、その被害分布も道路の被害状況に類似するものと考えられる。

導管の材質は鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管の3種類が使用されているが、鋼管でアーク溶接された導管及びポリエチレン管は過去の大地震等から類推すると、被害がないものと思われる。

鋳鉄管の被害は一般的には継手のゆるみであるが、特に応力の大きい場合は、直管部においては圧縮・屈曲の破壊、接合部の抜け出し等、異型管においては圧縮破壊が発生するものと思われる。また、ねじ継手の小口径支管、供給管ではネジの結合部、取出部の破損が考えられる。

なかでも低圧管の圧力は水柱 150～230mm 位であり、導管破損の生ずるような地盤変動の大きい地域では過去の地震においては、折損した直後に水や土砂が管内へ侵入し、ガスの漏洩が防止されている。また、整圧器の感震装置の働きにより、低圧管へのガスの流入を瞬時に自動遮断する震害防止設備の強化と合せ考えると、地上へのガス漏洩は極めて少ないものと思われる。

## 17 鉄道施設被害

東海道新幹線及び在来線（東海道本線、御殿場線）が市内を横断しているが、鉄道施設は、駅舎、線路、信号施設、電気設備、高架、橋梁等の土木施設の有機的関連を持った施設であるので、地震発生と同時に次のような被害原因により、輸送機能に支障を生ずる。

運転中の列車、電車については、地震発生により自動的に運転を停止する装置も順次設置されつつあるが、地震予知がなく、地震発生時における走行列車、電車の走行位置が、山くずれ、線路路肩の崩壊、高架、橋梁の落下等の原因と同一地点で同時に合致すれば、脱線転覆の事故が発生し、被害を拡大する。

### (1) 線路

埋立部分、盛土部分等を中心に路盤陥没、土砂崩壊が生ずる。

### (2) 高架橋（東海道新幹線）

老齢橋を中心に破損、落下する。

### (3) 土留、擁壁、高架堤

損傷、崩壊する。

### (4) 駅舎（在来線）

木造建物は倒壊する。

### (5) 信号機の倒壊、架線

信号機の倒壊、架線の損傷、断線、垂れ下り等の被害が多数発生する。

## 18 危険物施設等の被害

### (1) 屋外タンク貯蔵所

兵庫県南部地震では、神戸市内の 687 施設のうち、261 施設に何らかの被害を生じている。特に注目されることは、昭和 52 年の新法基準以前のタンクがその大部分を占めたことであり、それ以降のタンクについては、タンク本体及び基礎、地盤について被害はなかった。

被害を受けたタンクの地盤、基礎面をみると、地盤の液状化等による不等沈下を起こしている。しかし、ここでも新法基準以前のものに被害が集中し、12 施設において漏洩が生じている。

本市においても、同様の被害が発生することが考えられる。

### (2) 防油堤

鉄筋コンクリート製がほとんどでタンク容量の 110% 入る防油堤に改修されているが、地震動により亀裂が入る可能性がある。したがって、二次流出防止堤等の設置が望ましい。

### (3) 地中埋設配管

高圧ガス及び油類の埋設配管については、地盤の不等沈下や震動によって損傷が発生するものと予想される。

#### (4) 高圧ガス施設

屋外タンク貯蔵所と同様にみているが、可燃性ガスが漏洩した場合は、火災と結びつく危険性が高い。

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 計画の目的

市及び関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として、実施する事務又は業務の大綱を示す。

### 2 計画の内容

沼津市、駿東伊豆消防本部（以下「消防本部」という。）、静岡県及び本市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災上重要な施設の管理者並びに地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 3 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理  
(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市に限る。)
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他の地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備、点検
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

### 4 消防本部

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制の整備
- (3) 危険物施設等の実態把握と防護の指導監督

- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動の協力、救急
- (7) 被災者の救助、救急
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 市、関係機関との連絡調整
- (10) その他地震災害拡大防止のための措置

## 5 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の推進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備、点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

## 6 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
  - ① 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
  - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
  - ③ 管区内防災関係機関との連携に関すること
  - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
  - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関すること
  - ⑥ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
  - ① 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

- ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- ⑥ 非常通信協議会の運営に関すること
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
  - ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
  - ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
  - ① 災害状況の情報収集、連絡調整
  - ② 関係職員の派遣
  - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
  - ① 事業場に対する地震防災対策の周知指導
  - ② 事業場等の被災状況の把握
- (6) 農林水産省関東農政局
  - ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
  - ② 応急用食料・物資の支援に関すること
  - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
  - ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
  - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
  - ⑥ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
  - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
  - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
  - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
  - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
  - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
  - ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
  - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
  - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局
 

災害復旧用材（国有林材）の供給
- (10) 経済産業省関東経済産業局
  - ① 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること
  - ② 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

- ③ 被災中小企業の振興に関する事
- ④ 電気の安定供給に関する事
- ⑤ ガスの安定供給に関する事
- (11) 経済産業省関東東北産業保安監督部
  - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事
  - ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
  - ③ 電気の安全確保に関する事
  - ④ ガスの安全確保に関する事
- (12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

  - ① 災害予防
    - ア 所管する施設の耐震性の確保
    - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
    - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
    - オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
  - ② 初動対応
 

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
  - ③ 応急・復旧
    - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
    - ウ 所管施設の緊急点検の実施
    - エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
    - オ 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与
- (13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
  - ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
  - ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
  - ④ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
  - ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
  - ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
  - ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
  - ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
  - ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

- ⑩ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- ⑪ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の職員を災害対策本部に派遣する。
- (14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
  - ① 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと。
  - ② 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
  - ③ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守
  - ④ 地震、津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力
  - ⑤ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
  - ① 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
  - ② 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達
  - ③ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
- (16) 環境省関東地方環境事務所
  - ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所
  - ① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
  - ① 所管財産使用に関する連絡調整
  - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
  - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 7 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（沼津支店、沼津西支店）
  - ① 郵便事業の運営に関すること
  - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
  - ③ 施設等の被災防止に関すること
  - ④ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本銀行
  - ① 通貨の円滑な供給の確保
  - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
  - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
  - ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること

- ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ③ 被災者に対する救援物資の配付
  - ④ 義援金の募集
  - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）
- ① 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
  - ② 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
  - ③ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
  - ④ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
- ① 交通対策に関すること
  - ② 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
  - ② 列車の運転規制措置
  - ③ 旅客の避難、救護
  - ④ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
  - ⑤ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
  - ⑥ 施設等の整備
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
  - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
  - ③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
  - ② 復旧用資材等の整備
  - ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
  - ② 災害予防広報
- (11) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
- 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディ

ングス

被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、E N E O S グローブ株式会社、ジクシス株式会社  
L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送

## 8 指定地方公共機関

- (1) 静岡ガス株式会社（東部支社）
- ① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
  - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
  - ③ 施設設備の耐震予防対策の実施
  - ④ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 一般社団法人静岡県 L P ガス協会（東部支部）
- ① 需要家に対する L P ガスによる災害の予防広報
  - ② 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
  - ③ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
  - ④ 燃料の確保に関する協力
  - ⑤ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (3) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
- ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
  - ② 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
  - ③ 災害時の応急輸送対策
- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）  
防災関係機関の要請に基づき、加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
- ① 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
  - ② 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報発表、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
  - ③ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
- ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会  
災害時の道路交差点等での交通整理支援
- (8) 土地改良区

- ① 災害予防
  - 所管施設の耐震性の確保
- ② 南海トラフ地震臨時情報発表時
  - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
- ③ 応急・復旧
  - ア 関係機関との連携による応急対策の実施
  - イ 所管施設の緊急点検
  - ウ 農業用水及び非常用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
  - ① 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
  - ② 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
  - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体
  - 農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。
    - ① 防災対策の指導
    - ② 必要資機材、融資の斡旋等
    - ③ 災害時の被害状況調査等
- (2) 医療機関、厚生社会事業団
  - 一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会、病院及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。
- (3) エフエムぬまづ株式会社
  - 災害情報その他災害広報について協力する。
- (4) 防災上重要な施設の管理者
  - 危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。
  - また、沼津市、その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

## 10 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - ① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
  - ② 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - ① 災害時における人命保護のための救助
  - ② 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
  - ① 災害時における人命又は財産保護のための救助
  - ② 災害時における応急復旧活動

## 11 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、おおむね次の事項を実施するものとする。

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
  - ① 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
  - ② 津波警報等の収集及び伝達
  - ③ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

# 第2章

## 平常時対策

## 第1節 計画の目的

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、市民が地震に対する正確な知識と、的確な対応ができるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災組織の育成、防災訓練等について定める。この際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第2節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第3節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

## 第3節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第6節「自主防災組織の育成」及び第7節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

## 第4節 地震防災訓練の実施

### 1 計画の目的

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 2 市の計画

#### (1) 防災訓練の内容

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により、実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

#### ① 総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る対策に係る次の事項又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心となって行う総合訓練に参加することを原則とする。この場合は、政府本部、県の災害対策本部等との連携並びに国、県と協議して定めた事項を訓練内容とする。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動等、地域特性に配慮して行う。

ア 職員の動員

イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報

エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難誘導並びに避難の指示及び警戒区域の設定

オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動

キ 消防、水防活動

ク 救出・救助活動

ケ 避難生活

コ 道路啓開

サ 応急復旧

## ② 地域防災訓練

ア 12月第1日曜日が「地域防災の日」と定められており、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に要配慮者等に配慮した訓練の実施を考慮する。

## ③ 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集、伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。

この場合段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。

訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶したとき、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

交通機関又は交通用具の使用を適宜制限し、又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ 各部、各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は(1)－①及び②を参考に定める。

## (2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

① 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

② 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

## (3) 訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上

地域防災訓練 年1回以上

津波避難訓練 年1回以上

個別防災訓練 年1回以上

## (4) 防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

### 3 防災関係機関の計画

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

- (1) 海上保安庁第三管区海上保安本部  
救助活動及び船舶の安全措置の指示等
- (2) 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社
  - ① 南海トラフ地震臨時情報の伝達
  - ② 列車の運転規制及び運転再開
  - ③ 旅客等の避難誘導
- (3) 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
  - ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
  - ② 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の応急対策
  - ③ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
- (4) 日本赤十字社静岡県支部
  - ① 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
  - ② 血液製剤の確保及び供給
  - ③ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
- (5) 日本放送協会（静岡放送局）
  - ① 組織動員
  - ② 情報連絡
  - ③ 放送送出
  - ④ 視聴者対応等
- (6) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
  - ① 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
  - ② 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
  - ③ 交通対策
  - ④ 緊急点検
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
  - ① 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
  - ② 地震防災応急対策
  - ③ 災害復旧
- (8) 静岡ガス株式会社（東部支社）
  - ① ガス供給停止等非常体制の確立
  - ② 防災に関する設備、資材等の確保、点検
  - ③ 安全について需要家等に対する広報
- (9) 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社
  - ① 乗客の避難
  - ② 情報伝達
- (10) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
  - ① 組織動員
  - ② 情報連絡

- ③ 視聴者対応等
- (11) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者
  - ① 情報の収集及び伝達
  - ② 避難誘導
  - ③ 火災予防措置及び施設設備等の点検
  - ④ その他施設、事業の特性に応じた事項

## 第5節 地震災害予防対策の推進

### 1 計画の目的

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等、平常時の予防対策を定める。

市は、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。また、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」により、市民の参画を進めるとともに、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。本市は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における首都直下地震地方緊急対策区域に指定されており、必要な対策の実施期間及び目標等については、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

### 2 消防用施設の整備

- (1) 市及び消防本部は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
  - ① 消防団による避難誘導のための拠点施設
  - ② 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
  - ③ 消防本部又は消防署所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
  - ④ 消防の用に供する自家用発電設備又は自家用給油設備
  - ⑤ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
  - ⑥ その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

### 3 緊急消防援助隊の受援体制

消防本部は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

また、市は消防本部と連携し、緊急消防援助隊の宿営場所等の確保に努めるものとする。

## 4 火災の予防対策

### (1) 対策作成の趣旨

地震発生時には特に都市部において、火災の同時多発が予想され、また、状況のいかんによっては大火災になりかねないことから、災害時及び南海トラフ地震臨時情報発表時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取扱いについて管理状況等に留意し、応急対策を講じうる体制を確保する必要がある。このため、市その他関係行政機関及び関係事業所により構成される協会、住民等が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練等の積極的実施等を促進するものとする。

### (2) 対策の内容

#### ① 一般家庭等における対策

##### ア 液体燃料を使用する器具

(ア) 地震等により容易に可燃物が落下する恐れのない場所で使用する。

(イ) 地震等により容易に転倒又は転落しないよう耐震措置を講ずる。

##### イ 気体燃料を使用する器具

前記のア 液体燃料を使用する器具 (ア) 及び (イ) によるほか次による。

(ア) LPガス容器は鎖等により転倒防止措置を講ずるとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。

(イ) 都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉止する。

##### ウ 固体燃料を使用する器具

前記のア 液体燃料を使用する器具 (ア) 及び (イ) による。

エ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し、転倒、落下により出火することのない措置を講ずる。

オ 市は、住民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

#### ② 事業所等不特定多数者が入所する施設における対策

##### ア 火気使用設備・器具

一般家庭における対策に準ずるほか、地震発生時の燃料供給遮断体制を確立し、出火危険を防止する。また、感震器と連動した燃料の自動遮断装置等の取り付けを行う。

##### イ 出火の危険性のある物品の整備と管理

石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品は、それぞれの性状に応じて保管、取扱場所を検討し、転倒、落下、衝撃、摩擦、混触、浸水等による出火防止措置を講ずる。特に、地下室及び雑居ビルにおけるガス施設の点検の強化やガス漏れ警報設備を設置する。

#### ③ 消防法に定める危険物製造所、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）における対策

危険物製造所等及びその付帯設備については、県が監修する「危険物製造所等の地震対策指針」に基づき、必要な安全対策の実施の促進を図る。

##### ア 製造所及び一般取扱所

(ア) 原料、製品等の危険物を収納するタンクの元バルブは緊急時に閉止する措置を講ずる。

また、継手部等における免震性の検討を行い、必要に応じ改修する。

(イ) 高所に設置されているサービスタンク等については転倒、落下防止措置を講ずる。

(ウ) 原料、製品等の危険物収納容器は転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出防止策を講ずる。

#### イ 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

タンクの元バルブは緊急時に閉止する措置を講ずるとともに、スロッシングによる危険物の流出防止の措置を講ずる。

また、屋外タンク貯蔵所については、必要に応じ防油堤の補強を行う。

#### ウ 給油取扱所

危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下貯蔵タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

#### エ その他の製造所等

危険物収納容器の転倒、落下防止措置を講ずるほか、特にガラス製容器の破損流出防止措置を講ずる。

#### ④ 市及び消防本部が実施する指導

地震発生時における出火防止対策の指導を次により行うものとする。

ア 一般家庭については、前記①に定める事項について自主防災組織、自治会等の団体を通じ指導を行う。

イ 事業所等については、前記②に定める事項について各種団体を通じ指導を行うとともに、立入検査等により対策の徹底を図る。

ウ 少量危険物貯蔵（取扱）所、指定可燃物貯蔵（取扱）所については、駿東伊豆消防組合火災予防条例に基づく措置及び地震発生時の出火防止のため危険物貯蔵タンクその他の施設の転倒、転落等の防止措置を講ずるよう指導する。

エ 消防法に定める危険物製造所等の施設については、前記③に定める事項について、立入検査等により対策の徹底を図る。

オ 幹線道路に近接して新規に設置される危険物製造所等、高圧ガス（LPガスを含む。）施設については、避難路の安全を確保するため必要な指導を行うとともに、既存施設についても同様の指導を進める。

カ 次に掲げる施設事業については、県その他の機関の行う指導に協力する。

(ア) 高圧ガス（LPガスを含む。）を取り扱う事業所における対策

(イ) ガス事業法に定めるガス事業を行う事業所における対策

(ウ) 火薬類取締法に定める火薬類の製造を行う事業所における対策

## 5 建築物等の耐震対策

既存建築物の耐震診断・耐震補強の方法及び新たに建築する建築物に対する耐震設計法、並びに家具の耐震対策等について市民及び関係機関に広報し、既存建築物の耐震補強工事等の実施や建て替えによる建築物の耐震化を誘導する。

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

① 軟弱地盤対策及び瓦等の落下対策を実施、耐震性の向上を図る。

② 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施して、耐震性の向上を図る。

① 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強等の必要性を啓発する。

② 自主防災組織活動等と連携して、耐震補強等の説明会を実施する。

③ 建築主及び建築設計者等へ啓発

#### ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等

#### イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断及び補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震及び改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

#### ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

#### ④ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

#### 住宅等の耐震資金融資制度

区 分	貸付けを受けられる者	備 考
ア がけ地近接危険住宅移転事業	がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の住宅を安全な場所へ移転する者	市 (申込み:住宅政策課)
イ 地震災害防止対策資金	中小企業者、組合(工場、倉庫、店舗及び事務所)	県 (申込み:東部県地域政策局、取扱金融機関、静岡県中小企業団体中央会、沼津商工会議所)

#### (3) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

#### (4) コンピュータの安全対策

市は自から保有するコンピュータシステムについて、各種安全対策基準に基づき引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。

#### (5) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

#### (6) ガラスの飛散防止

ガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

#### (7) ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

災害拠点病院等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

(8) ブロック塀等の倒壊防止

- ① 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない、又は 60cm 以下の高さとする。
- ② 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により必要に応じて改善を行う。
- ③ 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

(9) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

## 6 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定

市は、県と連携して「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

市長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。

① 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

② 指定の方法

条例により区域を指定し、周知する。

## 7 地盤災害の予防対策

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

(2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップにより、市民に対し、その存在を周知するとともに、必要に応じて造成宅地防災区域を指定し、宅地耐震化推進事業を推進する。

## 8 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。市は、当該建築物等の設置者等に対し必要な措置等を実施するよう指導する。

### (1) 措置区分

#### ① 道路管理者が対処するもの

横断歩道橋、道路標識類、街路樹、街路灯等

#### ② 電力会社、日本電信電話株式会社が対処するもの

電柱、電線等

#### ③ その他設置者、所有者が対処するもの

アーケード、広告物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機、樹木、バス停上屋、交通信号機等

### (2) 対象物件

#### ① 横断歩道橋

道路管理者は、施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。

#### ② 道路標識類、交通信号機等

施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。

#### ③ 枯死した街路樹

樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。

#### ④ 電柱、街路灯

施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。

#### ⑤ アーケード、バス停上屋等

新設については、安全性を厳密に審査する。

許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。

設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

#### ⑥ 看板、広告物

市は、許可及び許可更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。

市は、屋外広告協会、商工会議所、商工会等団体の協力を求め、自主管理の意識高揚を図る啓発活動を実施する。特に避難路、通学路、繁華街については、地域の自主防災組織等の防災活動として町ぐるみの安全性の向上をすすめる。

設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

#### ⑦ ブロック塀

所有者は、新設のブロック塀については、安全なブロック塀を築造することとする。築造基準並びに既存ブロック塀の点検方法及び改善方法の手引として、静岡県が発行する「ブロック塀の点検と改善」をホームページ上での公開や配布等を行い、市民に周知する。特に避難路、通学道路及び人通りの多い道路に沿って築造されているものは、地域の自主防災組織等で協力し合って危険なブロック塀をなくすよう、これらの団体等の自主的な活動として指導を図っていく。

#### ⑧ 天井

脱落防止等の落下物対策を図る。

#### ⑨ 窓ガラス

所有者、管理者は破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。

⑩ 自動販売機

所有者、管理者は転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。

⑪ 樹木、煙突

所有者は転倒等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

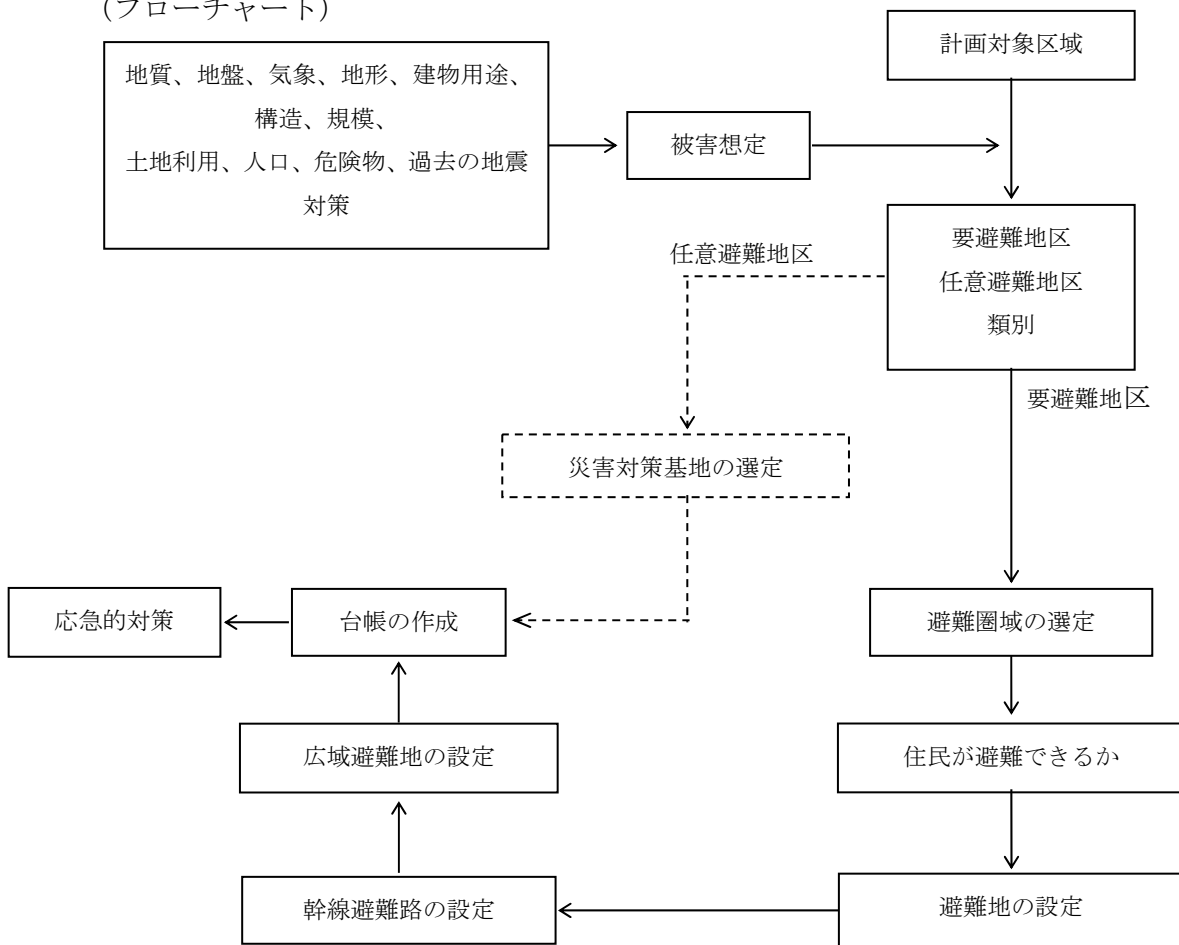
## 9 危険予想地域における災害の予防

地震災害に対処するための避難地、避難路の設定について、その位置づけ、規模、機能などの基準を定める。

(1) 基本的考え方

人命の安全を確保するための「避難地」、「幹線避難路」の設定について現実的かつ実施可能な対策をたてる。

(フローチャート)



(2) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

① 要避難地区の指定

市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生のおそれがある地域を要避難地区として指定する。

② 避難対象地区の指定

市長は、南海トラフ地震臨時情報発表時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区

のうち山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

### ③ 避難地、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

### ④ 避難地、避難路の施設基準等

#### ア 広域避難地

周辺地区の避難者の受入れ、地震発生後の市街地火災、水害、山くずれ等からの生命の安全確保消防資機材置場、食料備蓄施設等の設置による救援、情報活動等の拠点として機能させるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 対象とするすべての避難者が2 km以内（徒歩1時間以内）で到達できるものとし、避難人口に見あった有効面積を有する。

(イ) 非耐火建築物の敷地面積が土地面積の2%程度以内。

(ウ) 避難者1人当たりの有効面積が概ね2 m<sup>2</sup>以上確保できる広さ。

(エ) 有効面積とは周辺の市街地火災による輻射熱からすべての避難者の生命を守るために、避難地として有効に機能できる空地の部分を目指すものとする。

(オ) 大規模ながけ崩れや津波等の浸水の危険性がなく、かつ大量の危険物施設、高圧線などによる災害危険がない場所とする。

なお、津波については、安政東海地震の際の浸水区域より推定して、安全な場所を設定することを原則とする。

(カ) 各広域避難地の避難圏域の境界は町界を原則とするが、主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることも考慮する。

(キ) 避難人口は昼、夜間人口のうち大なるものとする。

(ク) 要避難地区は必ずいずれかの広域避難地の避難圏に含まれるようにし、避難者の心理状況及び気象状況等により広域避難地の選択の幅をもたせる意味から、一部重複して設定する。

#### イ 避難地

学校、公園等の公共施設を利用するものとし、広域避難地へ行くまでの中間拠点として、避難にともなう不安や混乱の防止、住民誘導、情報伝達、応急救護の機能をもたせる。ただし、津波危険予想地域においては、周辺地区からの避難者を受入れ、津波災害から生命を守る最終避難地として機能できるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 対象とするすべての避難者が、1 km以内（津波危険予想地域では500mを標準とし、地形、主要道路の方向、津波の進行方向等を考慮する。）で到達できるもの。

(イ) 町単位で設定することを原則とする。

(ウ) 避難者1人当たりの面積が2 m<sup>2</sup>以上確保できる広さがある場所。

(エ) 津波危険予想地域が延焼火災危険予想地域と重複する場合には「広域避難地」の設定基準に準ずる。

(オ) 避難地とは、野営する空地以外に、市長が認める耐震性を有し、耐震性の高い公共的な建築物への屋内避難も避難地とする。なお、耐震性を有する建築物とは、東海地震に対する耐震性ランク区分I a、I bの建築物をいう。

#### ウ 地区集合場所

自主防災組織は、災害時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、一時的に集合するための場所を定める。

エ 幹線避難路

避難地から広域避難地へ住民を迅速、安全に避難させるための道路とする。

なお、避難地までの経路は住民の任意判断によるか、又は自主防災組織ごとに定めるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

- (ア) 原則として幅員 15m以上。
- (イ) 原則として相互に交差しない。
- (ウ) 原則として代替道路も選定する。

収容人員

(エ) 広域避難地入口の幅員合計 ≤  $\frac{\quad}{2,688}$  (m)

2,688 は避難時間 1 時間以内に幹線避難路の幅員 1 mにつき、収容できる人数で、これは歩行速度毎時 2 km、人頭間隔 1.0m、1 人当たり所要幅員 0.75mとして算出したものである。

(オ) 火災爆発、建物の倒壊など危険の少ない路線。

⑤ 設定後の措置

駐車禁止等の交通規制、避難のための案内標識の設置、塀梁、堀等の安全性の向上、耐震貯水槽、可搬ポンプの設置等、機能、維持向上の措置をとる。

⑥ 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(3) 設定状況

本市においては次のとおり設定する。

① 要避難地区

- ア 津波危険予想地域 資料編「要避難地区一覧表（津波危険予想地域の部）」
- イ 土砂災害警戒区域 資料編「要避難地区一覧表（土砂災害警戒区域の部）」

② 広域避難地 資料編「広域避難地一覧表」

③ 地区集合場所

④ 幹線避難路等 資料編「幹線避難路等一覧表、避難地避難経路図」

⑤ 避難地 資料編「避難地一覧表」

(4) 避難地、避難路の安全確保措置

① 避難地、避難路台帳の作成

避難地、避難路の計画は、現状の都市にあわせて作成されるもので、必ずしも設定基準を満足しているとは限らない。したがって安全性について検討を加え、問題の所在を把握し対策に資するため台帳を作成するものとし、記載事項は次のとおりとする。

- ア 避難地の有効面積
- イ 受入れ人員
- ウ 地質、地盤
- エ 避難地内の建築物の状況
- オ 避難地の土地利用、土地所有状況
- カ 避難路の幅員、安全性
- キ 避難地、避難路周辺の土地利用、建築状況

ク 消防力、消防施設

ケ 危険物の分布

② 問題点に対する応急的対策

避難地、避難路の安全性の向上は、基本的には都市の防災化等の中、長期対策として位置づけられるべきであるが、地震災害に対処するため、次のような措置を応急対策として実施するよう検討する。

ア 避難地内の危険物、延焼の危険のある木造建築物の除去

イ 樹木、池水の設置

ウ 避難路の交通規制

エ 防火水槽、可搬ポンプの設置

オ 同報無線受信施設、非常電源備蓄小屋、貯水槽、ろ水機の設置

カ 案内標識の設置

キ 避難路の照明（非常照明施設等）

ク 避難ビルの耐震診断

ケ 避難ビルの所有者と非常時の際の使用協定の締結

コ 除去障害物の処分場所の確保のための協定の締結

(5) 平常時に実施する災害予防措置

① 避難誘導体制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

② 山・がけ崩れ危険予想地域等

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

ア 山・がけ崩れ危険予想地域図

市は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 住民への危険性の周知

市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。

ウ 地震発生時

市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む。）へ避難する等地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

## 10 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

① 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動について意識啓発

② 自主防災組織に対する救出活動用資機材の配備の推進

③ 救出技術の教育、救出活動の指導

- ④ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
- (2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項
  - ① 救出技術、救出活動の習得
  - ② 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
  - ③ 地域における自主防災組織及び事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

## 11 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第10節「要配慮者支援計画」に準ずる。

## 12 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報が発表され事前避難を実施した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

### (1) 食料及び生活必需品の確保

#### ① 計画の基礎となる被災人員

救助対象者は避難所（被災者の避難施設）に受入れられた者、家屋の倒壊、流出、焼失等で日常生活を営むことが困難な者及び旅行者とする。

#### ② 緊急食料の調達の基本方針

地震災害発生直後は輸送網が寸断され、輸送手段が制約されるなかで、人命救助を優先する必要があるため、緊急食料の調達は、困難が予想される。

このため、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本とし、市民に対し、緊急食料の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

#### ア 市民

(ア) 家庭で7日間程度の最低生活ができる食料を備蓄

(イ) 家庭で避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備

(ウ) 自主防災組織等を通じた助け合い運動の推進

(エ) 緊急食料の共同備蓄の推進

#### イ 市

(ア) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄

(イ) 市内における緊急食料流通在庫調査の実施

(ウ) 流通在庫方式による確保が困難な食料の一部備蓄

(エ) 国のプッシュ型支援物資の受け入れ及び配分計画の策定

(オ) 市内における緊急食料調達及び配分計画の策定

(カ) 緊急食料の広域物資輸送拠点（「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に定める県広域物資輸送拠点をいう。なお、広域物資輸送拠点は、国や協定先等からの物資受入拠点及び市の備蓄物資の集積拠点も兼ねる。）及び中継拠点（広域物資輸送拠点から各避難所等への緊急物資の配分を行うための拠点をいう。）（以下「広域物資輸送拠点等」という。）の選定並びに運営管理等の検討

(キ) 市民が実施する緊急食料確保対策の指導

(ク) 給食計画の策定

#### ③ 緊急食料の調達配分の具体的方針

ア 被災者が7日間程度の最低生活を維持するための食料確保を目途に計画する。

なお、被災直後の2～3日間は、②-アにより対処し、4日目以降は、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく国からの支援等も受けて対処する。ただし、8日目以降については逐次輸送条件の改善が見込まれることから、自主調達に努めるものとする。

イ 協力店制度の確立

市内緊急食料の調達は、事前に調達に関する協定を締結するものとする。

資料編「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」

また、年1回は、資料編「物資保有数量報告書」により、在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

ウ 緊急食料の集積配分を円滑に行うため、キラメッセぬまづを広域物資輸送拠点と定め、必要な職員を配置する。

エ 各避難所への緊急食料の配分を行うため、中継拠点を定め、必要な職員を配置する。

なお、中継拠点は、資料編「中継拠点一覧表」のとおりとする。

オ 食料の配分は、各地域の被害状況に応じ原則として避難地単位に実施する。

カ 炊き出し

自主防災組織、日赤奉仕団等と協力のうえ、避難地防災倉庫内の資機材などを活用し行う。資機材等が不足する場合の学校設備等の活用については、あらかじめ学校等と協議する。資料編「学校等給食設備一覧表」

キ 調達する食料及びその必要量

市内製造業者、卸、小売業者等の流通可能在庫調査の結果に基づき必要時に市内業者の流通在庫から調達するが、不足する場合は、県と協議し、県内外から調達する。

#### ④ 緊急物資確保の基本方針

地震災害発生直後は輸送網が寸断され、輸送手段が制約される中で、災害応急対策は多岐にわたり、かつ負傷者の救出、自衛隊、医師団等の救助活動要員の輸送等、人命救助活動を優先すべきこと等から、緊急物資調達配分は相当の制約を余儀なくされる。このため、市民に対し緊急物資の準備を呼びかける等、次の対策を講ずるものとする。

ア 市民

(ア) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出品の準備

(イ) 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施

(ウ) 緊急物資の共同備蓄の推進

イ 市

(ア) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施

(イ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄

(ウ) 国のプッシュ型支援物資の受け入れ及び配分計画の策定

(エ) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定

(オ) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の選定及び運営管理等の検討

(カ) 市民が実施する緊急物資確保対策の指導

#### ⑤ 市民に対する指導及び助成

ア 市は、②-アに掲げる事項の実施を市民に対し、広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

(ア) 緊急物資の備蓄

7日間程度の最低生活を維持できる緊急物資の備蓄

(イ) (ア)のうち、3日間程度の非常食料を含む非常持出品の準備

非常持出品の内容は、その重量、避難の距離により異なるが、日用品等については、おおむね次の基準により準備するものとする。

・準備すべきもの

救急薬品

〔 消毒薬、胃腸薬、かぜ薬、包帯、三角巾、油紙、ガーゼ、  
バンソーコ脱脂綿、ハサミ、ピンセット等

懐中電灯、携帯ラジオ、衣類（1組）、タオル、マッチ、チリ紙、石けん、ビニール、食器、鍋又は飯ごう、はし、スプーン等

・必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、毛布等

・自主的判断によるもの

貴重品、その他

(ウ) 助け合い運動の実施

自主防災組織活動の一環として、地域の実情に応じ指導する。

イ 緊急物資共同備蓄の推進

自主防災組織ごとに非常持出品を中心とする緊急物資を共同備蓄することは、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、市民個々の非常持出品のほか、自主防災組織活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ゴザ、発煙筒等を、自主防災組織ごとに計画するものとする。

⑥ 緊急物資調達の方針

ア 被災市民の7日間程度の最低生活を確保するための物資を調達することを目途に計画する。

なお、被災直後の2～3日間は、④—アにより対処し、4日目以降は、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく国からの支援等も受けて対処する。ただし、8日目以降については逐次輸送条件も改善されるものと見込まれることから、自主調達を中心とし、他市町村あるいは県外からの物資の移入に努めるものとする。

イ 緊急物資調達の可能性がある大手小売業者、製造業者等を中心に、次のとおり措置する。

(ア) 特に備蓄が必要な物資を除き、備蓄は行わず必要時に流通在庫から調達する。

(イ) 原則として、市内業者から調達するが、不足する物資については、県を通じ県内又は県外より調達すること。

⑦ 緊急物資の調達

ア 調達先は、資料編「生活必需品調達予定先一覧表」によるものとするが、品数数量等市内で調達不可能なものについては、市外の業者等から調達する。

イ 調達可能業者と市長の間に、調達に関する協定を締結する。

ウ 調達に関する協定は毎年1回、物資保有数量報告書により見直しを行う。

エ 緊急物資の集積配分を円滑に行うため、キラメッセぬまづを広域物資輸送拠点として定め、必要な職員を配置する。

オ 各避難所への緊急物資の配分を行うため、中継拠点を定め、必要な職員を配置する。

なお、中継拠点は、資料編「中継拠点一覧表」のとおりとする。

(2) 飲料水の確保

① 市の対策

- ア 水道基幹施設、地下埋設管の耐震化
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- ウ 応急復旧資材の備蓄
- エ 給水タンク、トラック、ろ水器等応急給水機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- オ 工事業者等との協力体制を確立する。

② 市民の対策

- ア 家庭における貯水
  - (ア) 貯水すべき水量は1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。
  - (イ) 貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。
  - (ウ) 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

③ 自主防災組織等の対策

- ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
- イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ウ ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

重要施設の管理者等の対策

(重要施設の管理者の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

(4) 生活必需品等の供給計画

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等、非常時に必要な物資（以下「緊急物資」という。）の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害応急対策の円滑な実施を図る。

① 計画の基礎となる被災人員

救助は、避難所に受入れられた者、家屋の倒壊、焼失、流出などで、日常生活を営むことが困難な者、旅行者等を対象とする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における日用品の調達は市民個々の責任において行い、市は原則とし調達しないものとする。

(5) 医療救護

① 市の対策

- ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、別に定める「沼津市医療救護計画」に基づき、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。
- イ 大規模災害時に医療救護活動実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。  
資料編「沼津・三島・駿東地区医療品等備蓄センター備蓄医薬品」  
「救護所の救護装備基準（1箇所当たり）」の策定
- エ 医療チーム（DMA T等）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。
- オ 家庭救護の普及を図る。

② 自主防災組織の対策

- ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
  - イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- ③ 市民の対策
- ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
  - イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。
  - ウ 献血者登録に協力する。
- (6) 防疫及び保健衛生活動
- ① 市の対策
- ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。
  - イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。
  - ウ 防疫用医薬品の調達計画を作成する。資料編「消毒薬品等取扱店一覧表」
  - エ 住民が行う防疫の指導をする。
  - オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
- (7) 清掃活動
- ① 市の対策
- ア 被害想定に基づき、沼津市災害廃棄物処理計画を定める。
  - イ 自主防災組織等に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物処理を行う際の役割分担を明示し、協力を求める。
- (8) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備
- 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるように準備しておくものとする。なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。
- ① 通信機材
  - ② 放送設備
  - ③ 照明設備（非常用発電機を含む。）
  - ④ 炊き出しに必要な機材及び燃料
  - ⑤ 給水用機材
  - ⑥ 救護所及び医療資機材
  - ⑦ 物資の集積所
  - ⑧ 仮設の小屋又はテント
  - ⑨ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
  - ⑩ 清掃用資機材
  - ⑪ 防疫用資機材
  - ⑫ 工具類
  - ⑬ 発電機
- (9) 救援・救護のための標示
- ① 市は、地震発生時のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
  - ② 市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。
- (10) 応急住宅
- ① 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

- ② 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

### 13 緊急輸送活動の体制の整備

道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

建設業者の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、県は将来にわたる担い手確保のため、建設業者の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

### 14 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 沼津市災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び別に定める仮集積場の確保に努める。
- (3) 広域処理体制の確立に努めるものとする。

### 15 公共土木施設等の応急復旧

市は、その所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

- (1) 工作作業隊の編成

災害時の応急復旧を円滑に行うため、車両、人員、機械等の実態を把握するとともに、あらかじめ建設事業者による工作作業隊（以下「工作作業隊」という。）の編成方法を定め、平素より連絡体制の円滑化を図る。

また、工作作業隊の活動を円滑にするため、資機材、燃料等に関する協定を締結する。

資料編「応急復旧班及び建設業工作作業隊編成及び出動可能人員・機械一覧表」

資料編「工作作業隊区域割図」

資料編「市有建設機械一覧表」

資料編「市内建設機械保有（リース）業者」

### 16 情報システムの整備

災害時において、情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な防災対策を実施するよう、情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

### 17 地震防災(災害)対策用車両の確保

大規模地震対策特別措置法第 21 条及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定される、防災(災害)応急業務に従事すると認められる車両について、事前に必要事項の届出を行うとともに、制度の周知徹底に努める。

## 18 文化財に対する防災対策

我々の祖先が数百年、数千年にわたって国民的財産として伝えてきた文化財を地震災害から守り、歴史を正しく理解し精神文化を向上させる糧として、文化財を後世に伝承するための計画を進める。

### (1) 安全対策の方針

文化財の地震対策については、文化財ごとに地震防災応急計画として定めるところであるが、次の点に重点を置いた対策を進めるよう指導する。

#### ① 建造物

建造物の管理状況、特に危険箇所や防災施設の実態を把握、防災施設の点検等常に安全確保に留意し、可能な修理補強等を実施する。

② 美術工芸品、民俗資料保存のための諸施設を整備し、緊急時における美術工芸品の盗難防止措置をあらかじめ定めるとともに、鉄砲、刀剣類の安全管理には万全を期す。

#### ③ 史跡、名勝、天然記念物

土地が指定の対象となっている史跡、名勝、天然記念物等については崩壊、倒木など危険箇所の実態を把握するとともに、立入禁止など一般への周知を徹底するとともに危険箇所の整備を実施し、安全を確保する。

### (2) 防災組織の結成等地域の防災対策の推進

文化財所有者等は、防災組織の確立、防災訓練の実施等防災体制の確立を地域住民等の協力を得て行い、地域ぐるみの保存対策をすすめる。

### (3) 行政機関の対応方針

市等文化財行政機関にあつては、管内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対する指導を行い、あわせて歴史民俗資料館等の既存施設の充実を図り、諸文化財の保存に努める。

また、市民に対して文化財愛護団体の諸活動を通じて文化財に対する防災知識の啓発を図る。

## 19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されたため、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市は津波避難対策緊急事業計画を作成する場合は、その計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標およびその達成期間について、定めておくものとする。

# 第3章

## 地震防災施設緊急整備計画

## 第1節 計画の目的

本章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業等により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針を定めるものである。

## 第2節 地震防災施設整備方針

### 1 方針策定の主旨

南海トラフ地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

### 2 防災業務施設の整備

#### (1) 消防用施設の整備

地震発生時に予想される火災から、住民等の生命、身体及び財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

#### (2) 通信施設の整備及び情報処理体制の整備

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に予想される電話のふくそう、途絶に対する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

また、情報を集約、分析するための情報処理システムの高度化を図る。

住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

- ① 地域防災無線システム 基地局・中継局・子局整備等

### 3 地域の防災構造化

#### (1) 避難地の整備

避難困難地区の解消、避難者の受入能力増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地及び広域避難地の整備を図る。

農村、山村、漁村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

#### (2) 避難路の整備

幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

#### (3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができない恐れがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

#### (4) 電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、電線共同溝の電線等公益物件を収容するための施設について、各事業者と調整を行いつつ整備を図る。

#### (5) 老朽住宅密集市街地地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

### 4 緊急輸送路の整備

#### (1) 道路の整備

緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

地震発生時に予想される道路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めて構築された緊急輸送ネットワークと連携しつつ、緊急輸送路の整備、交通障害の防止又は軽減の措置を図る。

第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、国道1号、246号、414号及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と市役所を連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と物資集積地、避難地、市役所、市民窓口事務所を連絡する道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

#### (2) 漁港施設の整備

人員、緊急物資、復旧用資機材等を輸送するため、漁港の整備を図る。

### 5 防災上重要な建物の整備

#### (1) 医療施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

#### (2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

#### (3) 学校施設の整備

児童・生徒の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため学校等の施設の整備を図る。

#### (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

#### (5) 庁舎・消防施設の整備

庁舎、消防施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

#### (6) 地域防災拠点施設の整備

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの整備を図る。

### 6 災害防止事業

#### (1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震による災害の発生が予想さ

れる土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）について防災施設の整備又は住宅の移転等の事業の推進を図る。

(2) 津波による災害の防止

津波により著しい被害が生じる恐れのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

## 7 災害応急対策用施設等の整備

(1) 上水道施設の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備または資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

## 第3節 地震対策緊急整備事業計画

市は、東海地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災上緊急に整備する施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業を行うための計画を定める。

なお、施設全体が未完成であっても、一部の完成によって相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。本計画の事業期間は、令和6年度までである。

## 第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備する施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施している。

# 第4章

## 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

## I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

- ・市は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準」に基づき「情報連絡体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。
- ・関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	情報連絡体制 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

## II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準」に基づき「事前配備体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第2節通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節組織計画 第4節通信情報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	<p>事前配備体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の伝達</li> <li>・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。</li> </ul> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

## 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

### Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、「災害時の職員配備体制の基準に基づき「災害対策本部」を設置し、全庁的な情報共有体制をとるとともに、速やかに所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第2節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	<p>災害対策本部体制</p> <p>全庁的な情報共有体制をとるとともに、速やかに所要の指示に基づく災害応急対策を実施する体制をとる。</p> <p>必要に応じ、市長、副市長及び各部長等で構成する本部員会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。</p> <p>その他に次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>イ 必要な事業を継続するための措置</p> <p>ウ 日頃から地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>エ 施設及び設備等の点検</p> <p>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</p> <p>カ 防災対応実施要員の確保等</p> <p>キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>

#### 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画」に準ずる。

### 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第4節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域(以下「事前避難対象地域」という。)の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

- ・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

- ・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等以外の地域住民等及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

#### 1 地域住民等の事前避難行動等

##### (1) 基本方針

市長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

##### (2) 事前避難対象地域の設定

市は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者など事前避難対象地域を以下の通り設定する。

- ・住民事前避難対象地域

沼津市津波避難計画に定める津波避難困難地区のうち戸田地区の大中島地区・小中島地区・一色地区の一部

- ・高齢者等事前避難対象地域

静岡県第4次地震被害想定における最大浸水想定区域(住民事前避難対象地域を除く。)

とし、避難対象者は沼津市災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者とする

##### (3) 避難指示等の基準

市長は、国から指示が発せされた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。

- ・住民事前避難対象地域：避難指示
- ・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

#### (4) 避難指示等の伝達方法

市長は、避難の指示等をしたときは直ちに指示等が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

#### (5) 避難に関する情報の平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- ① 事前避難対象地域の地区名等
- ② 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- ③ 安全な避難場所・避難経路等の確認
- ④ 避難行動における注意事項

#### (6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

## 2 避難所の運営

### (1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

### (2) 避難所の設置及び避難生活

#### ① 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

#### ② 設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

#### ③ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

#### ④ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

## 第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関・消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

## 第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

## 第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

### 2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

### 3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

### 4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

### 5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等

が防災行動等をとるために、必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がいのある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

## 第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

## 第9節 交通

### 1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、警察は、地域住民等に周知するものとされている。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

### 2 海上

在港船舶の避難等対策について、海上保安部及び漁港管理者は、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとされている。

津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、漁港管理者は、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとされている。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

## 第10節 市が管理等を行う施設等に関する対策

### 1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>・海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</li><li>・津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。</li><li>・港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。</li></ul>

河川及び海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。</li> <li>・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。</li> <li>・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。</li> </ul>
ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等との連絡体制を整える。</li> <li>・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。</li> </ul>
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

## 2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報の伝達</li> <li>イ 必要な事業を継続するための措置</li> <li>ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</li> <li>エ 施設及び設備等の点検</li> <li>オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置</li> <li>カ 防災対応実施委員の確保等</li> <li>キ 職員等の安全確保</li> </ul>

施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。</li> <li>・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。</li> <li>・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。</li> <li>・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。</li> </ul>
	学校	<p>児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について</p> <p>ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。</p> <p>イ 上記に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。</p>
	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。</li> </ul> <p>なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、避難行動要支援者等の避難誘導について、配慮するものとする。</li> </ul>

## 第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

# 第5章

## 災害応急対策

## 第1節 計画の目的

地震災害が発生した場合の、市、防災関係機関等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

## 第2節 防災関係機関の活動

### 1 計画の目的

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに災害対策本部との関連について定める。

### 2 市

#### (1) 災害警備本部等の設置

地震が発生し、又は遠隔地における地震等により本市沿岸部に対し、津波に関する注意報・警報が発令された場合で、災害対策本部を設置するに至らないときは、情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要に応じて沼津市災害警備本部（以下「警備本部等」という。）を設置する。

資料編「沼津市災害警備本部編成表」

#### (2) 災害対策本部の設置

市長は、地震が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するとともに、その旨を県（静岡県災害対策本部が設置された場合は、静岡県災害対策本部東部支部（以下「県災害対策支部」という。）に報告する。

#### (3) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部はおおむね次の事項を所掌し、事務分掌は沼津市災害対策本部事務分掌による。

##### ① 災害対策本部

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急の復旧
- キ 防疫その他の保護衛生
- ク 避難指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス ボランティアの受入れ

##### ② 消防団

- ア 被害状況等の情報の収集と伝達
- イ 消火活動、水防活動及び救助活動
- ウ 避難地の安全確保及び避難路の確保
- エ 地域住民等の避難地への誘導
- オ 危険区域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導、支援
- キ 地域住民等への避難指示の伝達

#### (4) 災害対策本部の運営

「沼津市災害対策本部条例」(昭和 37 年沼津市条例第 26 号)「沼津市災害対策要綱」及び、「沼津市災害対策本部運営要領」の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

##### ① 本部室

本部室は、市庁舎 4 階の危機管理センターに設置し、本部長、副本部長、部長、副部長、統括及び調整部各班員のうち、あらかじめ各班長が指名する職員のほか沼津市災害対策本部運営要領に定める各部より派遣される職員をもって構成する。

② 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について、本部室と所属部等との連絡調整に当たる。

③ 災害時に市庁舎が被災し、災害対策本部としての機能を果たすことができないときは、南消防署、市民文化センター、図書館の順位でその機能を代替する。

##### ④ 本部設置及び廃止の通知

本部長は災害対策本部を設置又は廃止したときは、災害対策関係機関及び沼津市災害対策本部運営要領に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

#### (5) 避難地

地域における情報の収集、伝達及び自主防災組織との連絡調整、その他災害応急活動を行うための地域拠点として、避難地に市職員を派遣する。

① 職員のうち 1 人をあらかじめ責任者と定め、責任者が事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

② 震度 4 以上の地震を覚知したとき、又は本市沿岸部に津波警報が発令されたときは、避難地を開設する。

ただし、津波警報発令時は、津波危険地域の避難地のみとする。

##### ③ 避難地における職員の行動基準

ア 避難地職員の分担する業務はおおむね次のとおりとする。

(ア) 担当地区内の被害状況の把握

(イ) 市本部等への避難状況、被害状況の報告

(ウ) 市本部等からの指示、その他の情報を、避難者へ伝達並びに避難者の指導

(エ) その他自主防災組織、避難地施設管理者等との連携による避難場所の管理

イ 避難地における職員の行動基準

(ア) 避難者を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。

(イ) 自主防災組織役員、消防団員等と協力し、避難者の冷静な行動を呼びかける。

(ウ) 避難地内及び周辺部の被害状況を把握し、市本部等へ無線等を使用して報告する。

(エ) 市本部等からの指示及びテレビ、ラジオ等により収集した情報を避難者に伝達する。

(オ) 周辺部に火災、要救護者等が発生した場合は、避難者と協力して、初期消火、救出・救護を行う。

(カ) 避難地内の各種問題点については、市本部等と連絡しながら処理する。

#### (6) 職員動員（配備）

##### ① 職員自動参集基準

「災害時の職員配備体制の基準」による。

② 本部室に勤務する職員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに本部室において、災害応急対策に当たる。

③ 災害対策本部の各班に所属し、災害応急対策を実施するものとして、あらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに所定の場所において災害対策に当たる。

④ 勤務所に登庁することが困難な場合は、最寄りの避難地等に出動して、その旨を所属長等に報告し、指示を受ける。

⑤ 動員班長は、地震災害発生後速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

### 3 消防本部

市災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(1) 被害状況等の情報収集と伝達

(2) 消火活動、水防活動及び救助活動

### 4 防災関係機関

（共通対策編 第1章総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。）

### 第3節 情報活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。）

### 第4節 広報活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。）

### 第5節 緊急輸送活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「輸送計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 第6節 広域応援活動

（共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。）

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

また、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

## 第7節 災害の拡大及び二次災害防止活動

### 1 計画の目的

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動及び救出活動について、市、消防本部、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

### 2 消防活動

#### (1) 基本方針

地震災害により発生する火災は、各地区で同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

- ① 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- ② 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。  
特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- ③ 消防署及び消防団は、地震発生時の同時多発火災に対処するため、駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- ④ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

#### (2) 消防本部及び消防団の活動

##### ① 火災発生状況等の把握

消防長にあつては消防署を、市長にあつては消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

##### ② 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない区域は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

#### (3) 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

##### ① 火災予防措置

火気の消火及び都市ガス、高圧ガス（LPガスを含む。）、石油類等の供給の遮断の確認、

ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

② 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス（L P ガスを含む。）、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で、必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

① 各家庭等におけるガス栓の閉止、L P ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。

③ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(5) 市民の活動

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、L P ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

### 3 水防活動

地震による洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、沼津市水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

① 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。

なお、呼びかけを行った旨を沼津警察署長に通知するとともに、沼津土木事務所及び富士土木事務所を経由して静岡県知事へその旨を報告する。

② 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

③ 河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定して隣接水防管理者に対し応援を要請する。

イ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、沼津警察署長に対して、警察官の出動要請をする。

② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊又は海上保安庁の派遣要請を県知事に、警察官の派遣要請を沼津警察署長にそれぞれ要求する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 期間その他応援に必要な事項

#### 4 人命の救出活動

(共通対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

#### 5 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編 第3章 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

### 第8節 避難活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

### 第9節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

### 第10節 交通の確保対策

(共通対策編 第2章災害予防計画 第3節「防災知識の普及計画」、第3章災害応急対策計画 第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

### 第11節 地域への救援活動

#### 1 計画の目的

日常生活に支障をきたしたり災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体の捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

#### 2 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。)

#### 3 給水活動

(共通対策編 第3章 第11節「給水計画」に準ずる。)

#### 4 燃料の確保

(共通対策編 第3章 第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

#### 5 医療救護活動

(共通対策編 第3章 第13節「医療助産計画」に準ずる。)

#### 6 し尿処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

#### 7 廃棄物(生活系)処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

#### 8 災害廃棄物処理

(共通対策編 第3章 第15節「清掃計画及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

#### 9 防疫活動

(共通対策編 第3章 第14節「防疫計画」に準ずる。)

#### 10 遺体の搜索及び措置

(共通対策編 第3章 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

#### 11 応急住宅の確保

(共通対策編 第3章 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

#### 12 ボランティア活動への支援

(共通対策編 第3章 第25節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

#### 13 被災者生活の支援

(共通対策編 第3章 第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

### 第12節 学校における災害応急対策及び応急教育計画の内容

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第21節「応急教育計画」に準ずる。)

### 第13節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第22節「社会福祉計画」に準ずる。)

## 第 14 節 市有施設及び設備等の対策

### 1 計画の目的

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 2 行政無線施設

#### (1) 同報無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合、また受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな復旧措置を講ずる。

#### (2) 行政無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、携帯局との通信を確保する。また、県防災行政無線施設（ファクシミリを含む。）についても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に障害がある場合は災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。

#### (3) 地域防災無線

基地局施設等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ、移動局等通信を確保する。

### 3 公共施設等

#### (1) 道路

##### ① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

##### ② 応急措置の実施、2次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

##### ③ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

#### (2) 河川及び海岸保全施設

##### ① 被害情報の収集・施設の点検・情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

##### ② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

##### ③ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれがある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

##### ④ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

⑤ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(3) 砂防、急傾斜地等

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

② 応急措置の実施、2次災害の防止

2次災害のおそれがある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

③ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急復旧工事を実施する。

④ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(4) 港湾及び漁港施設等

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

② 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所への立ち入り禁止措置や陸閘・水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

③ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(5) 雨水貯留池、ため池及び用水路

① 被害状況の把握

雨水貯留池、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

② 応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるように要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎等

① 庁舎管理者は、消防署、市庁舎等、防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。

② 施設及び設備が破損した場合は防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(7) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、作業員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(8) コンピュータ

- ① コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- ② コンピュータ・システムに障害が生じた場合は速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

## 第 15 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

### 1 計画の目的

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

### 2 防災関係機関の対策

#### (1) 水道（市）

- ① 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。
- ② 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- ③ 配管の仮設等による応急給水に努める。
- ④ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

#### (2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）

- ① 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- ② 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- ③ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ④ 電力の供給再開までに、長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

#### (3) ガス（静岡ガス株式会社・一般社団法人静岡県LPガス協会）

- ① 都市ガスは、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- ② 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- ③ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。
- ④ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- ⑤ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- ⑥ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

#### (4) 通信（西日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ東海支社）

##### ① 西日本電信電話株式会社

ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。
- (ウ) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (エ) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

##### ② 株式会社NTTドコモ東海支社

ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

- (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸し出しに努める。
  - (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
  - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
  - ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (5) 放送（日本放送協会、民間放送会社）
- ① 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により、放送が不可能となった場合は、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
  - ② 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
  - ③ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
- (6) 市中金融機関
- ① 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
  - ② 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
  - ③ 東海財務局静岡財務部は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申合せを行い次の措置を講ずる。
    - ア 必要に応じて営業時間の延長、休日の臨時営業等
    - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
    - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後、交換持出し、不渡処分猶予等
- (7) 鉄道
- ① 不通区間が生じた場合は、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。
  - ② 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
  - ③ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (8) 道路
- ① 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被災箇所を迅速に把握する。
  - ② 道路管理者は、他の道路管理者その他関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
  - ③ 道路管理者は、道路の応急復旧のため、建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
  - ④ 交通信号が倒壊、断線等により、機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
- (9) 旅客船
- ① 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
  - ② 海上運送業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

## 第 16 節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策

### 1 計画の目的

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

## 2 計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

## 3 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
  - ① 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
  - ② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
  - ① 地震及び津波に関する情報収集、伝達
  - ② 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

## 4 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
  - ① 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - ② 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
  - ③ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
  - ① 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
  - ② 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
  - ③ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による被害が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への避難等の必要な措置を講ずる。
- (4) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園、社会福祉施設  
避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 水道、電気及びガス事業
  - ① 水道（市）  
水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

② 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

③ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

(6) 道路

津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

# 第6章

## 復旧・復興対策

## 第1節 計画の目的

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

## 第2節 防災関係機関の活動

### 1 計画の目的

復旧・復興対策組織の設置、職員の確保及び活動並びに防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

### 2 震災復興本部

#### (1) 沼津市震災復興本部の設置

- ① 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、沼津市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- ② 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- ③ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

#### (2) 組織及び所掌事務

- ① 復興本部の編成及び運営は、震災後に制定する沼津市震災復興本部条例及び沼津市震災復興本部運営要領で定める。
- ② 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
  - ア 沼津市震災復興計画の策定
  - イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
  - ウ 県その他の防災関係機関に対し震災復興対策の実施又は支援の要請
  - エ 静岡県震災復興基金への協力
  - オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保並びに相談窓口等の運営
  - カ 民心安定上必要な広報
  - キ その他の震災復興対策

### 3 災害対策本部との調整

復興本部は、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

### 4 防災会議の開催等

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- (3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

## 5 震災復興対策会議

- (1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。
- (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領に定めるところによる。

## 6 他の自治体に対する応援要請

市長は、復旧・復興対策を実施するために必要があると認めるときは、他の自治体の長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

## 7 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

### (1) 指定地方行政機関

#### ① 警察庁関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整
- イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
- ウ 警察通信施設の復旧・復興
- エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整

#### ② 総務省東海総合通信局

- ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
- イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

#### ③ 農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
- コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

#### ④ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

#### ⑤ 国土地理院中部地方測量部

- ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
- イ 地理情報システムの活用を図る。
- ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

#### ⑥ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

（陸上輸送に関すること）

- ア 緊急輸送の必要性があると認めた場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に

関しての措置

- イ 市からの要請に対する車両等のあっせん  
(海上輸送に関すること)
  - ア 市内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
  - イ 市内船舶が使用できない場合の他市町村に対する支援要請
- ⑦ 海上保安庁第三管区海上保安本部
- ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
  - イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
- ⑧ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
- ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。
  - ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
- ⑨ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- ⑩ 林野庁関東森林管理局
- 市からの要請に対する復旧・復興用材（国有林材）の供給
- ⑪ 経済産業省関東経済産業局
- ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集
  - イ 中小企業の復旧・復興資金の融通
  - ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
  - エ 電気の安定供給に関すること
  - オ ガスの安定供給に関すること
- ⑫ 経済産業省関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
  - イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
  - ウ 電気の安全確保に関すること
  - エ ガスの安全確保に関すること
- ⑬ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
- ア 被災者の資金の需要状況に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請する。
  - イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときには、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置をとる。
- ⑭ 厚生労働省東海北陸厚生局
- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
  - イ 関係職員の派遣
  - ウ 関係機関との連絡調整
- ⑮ 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）

- ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
- イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
- ⑩ 環境省関東地方環境事務所
  - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- ⑪ 環境省中部地方環境事務所
  - ア 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ⑫ 防衛省南関東防衛局
  - ア 所管財産使用に関する連絡調整
  - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
  - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (2) 指定公共機関
  - ① 日本郵便株式会社東海支社
    - ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除
    - イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
    - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
    - エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
  - ② 日本銀行
    - ア 通貨の円滑な供給の確保
    - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保
    - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
    - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
    - オ 各種措置に関する広報
  - ③ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
    - ア 応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。
  - ④ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
    - ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
    - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
    - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
  - ⑤ 日本赤十字社静岡県支部
    - ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
    - イ 協力奉仕者の連絡調整

- ⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
  - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止に関する広報を実施する。
- ⑦ 電源開発株式会社、電源開発発送変電ネットワーク株式会社
  - ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業に実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗状況に関する広報を実施する。
- ⑧ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- ⑨ 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
  - ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
  - イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
  - ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
- ⑩ 日本放送協会（静岡放送局）
  - ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
  - イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
  - ウ 生活再建支援等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
  - エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
- ⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社  
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- ⑫ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス  
被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。
- ⑬ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社  
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (3) 指定地方公共機関
  - ① 静岡ガス株式会社（東部支社）
    - ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧

か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

- ② 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）  
必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
- ③ 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）  
復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
- ④ 社団法人静岡県バス協会（沼津バス協会）  
復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
- ⑤ 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 生活再建支援等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

- ⑥ 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社

復旧・復興事業に係わる船舶の確保及び運行

- ⑦ 商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

- ⑧ 土地改良区

ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

- ⑨ 公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

- ⑩ 一般社団法人静岡県建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

#### (4) その他

- ① エフエムぬまづ株式会社

災害時における緊急情報放送に関する協定に基づく放送の実施

### 第3節 激甚災害の指定

（共通対策編 第4章 第2節「激甚災害の指定」に準ずる。）

## 第4節 震災復興計画の策定

### 1 計画の目的

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

### 2 計画策定の体制

- (1) 本部長は、必要があると認めたときは、副市長を委員長とし、関係部長等を委員とする震災復興計画策定委員会を設置し、震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や避難行動要支援者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。
- (2) 震災復興計画策定委員会の下部組織として、関係課長等で構成する幹事会及び部会を設置する。
- (3) 本部長は、必要があると認めたときは、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、沼津市震災復興計画審議会を設置する。審議会には必要に応じて専門部会を置く。
- (4) 本部長は、震災復興計画策定委員会が策定した計画案を速やかに沼津市震災復興計画審議会に諮問する。

### 3 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、第8節以下に定める都市復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画等により構成する。

### 4 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市の総合計画、都市計画マスタープラン等、関連計画との整合を図るものとする。

### 5 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

### 6 国・県等との調整

計画策定にあたっては、国・県等との調整を行う。

## 第5節 復興財源の確保

### 1 計画の目的

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できる限り早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

### 2 予算の編成

復旧・復興対策を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

- (1) 財政需要見込額の算定

被害状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ① 復旧・復興事業
- ② 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- ③ その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき事業と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

### 3 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み等、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじの発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

(2) 市債による財源の確保

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の市債により財源を確保する。

- ① 災害復旧事業債
- ② 歳入欠かん等債
- ③ その他

(3) その他の財源確保策

復興を目的とした、その他の財源確保策を検討する。

## 第6節 静岡県震災復興基金への協力

### 1 計画の目的

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県が行う震災復興基金の設立に協力する。

### 2 震災復興基金の設立

- (1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、震災復興基金への設立に協力する。
- (2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

## 第7節 復旧事業の推進

### 1 計画の目的

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点から十分加味した速やかな復旧事業の推進を図る。

## 2 復旧計画の策定

被災地の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、並びに都市復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的に実施できる復旧計画を策定する。

### (1) 被害状況の把握

各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、その被害について調査する。

### (2) 復旧計画の策定

各基盤施設管理者は、被害状況、地域の特性等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、必要に応じ再度災害防止の観点を十分加味した復旧計画を策定する。

### (3) 防災関係機関

#### ① 被害状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処理を講ずるため、その被害について調査する。

#### ② 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を策定する。

## 3 基盤施設の復旧

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

### (1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

### (2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### (3) 地籍調査の実施

平常時より、地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

### (4) 防災関係機関

#### ① 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

#### ② 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

## 第8節 都市の復興

### 1 計画の目的

被災した市街地及び周辺地域の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

### 2 都市復興計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不

可欠である。このため、地域としての面的な被害状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市復興計画を策定する。

(1) 都市復興計画の策定

震災復興計画策定委員会の下部組織として都市復興計画部会を設置し、都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。

### 3 都市の復興

市街地及び周辺地域が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 緊急復興地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。

(3) 建築基準法第 84 条による建築制限の実施

① 緊急復興地区を対象に建築基準法第 84 条による建築制限区域を、必要に応じ指定する。

② 必要に応じ、建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施

① 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

② 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

(7) 支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から復興アドバイザーを委嘱し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

## 第9節 被災者の生活再建支援

### 1 計画の目的

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 2 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

震災復興計画策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。なお、策定にあたっては、県と連絡調整を図る。

## (2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

## (3) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

- ① 災害復興公営住宅の建設に関すること。
- ② 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関すること。

## (4) 災害公営住宅等の供給

- ① 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。
- ② 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。

## (5) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

## 3 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

### (1) 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

### (2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法は、「沼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

## 4 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の支援」に準ずる。)

## 5 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建のため、雇用の維持推進を図る。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援を実施する。

### (1) 事業者支援の周知

市内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

### (2) 離職者の生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

### (3) 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

- ① 職業訓練、能力開発等制度のPR
- ② 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の推進
- ③ 合同就職説明会の開催

## 6 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

### (1) 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ① 要配慮者の被害状況及び生活実態
- ② 被災地内の社会福祉施設の被害状況及び再開状況

### (2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所を実施する。

### (3) 福祉サービスの拡充

- ① 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ③ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

### (4) 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

### (5) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

## 7 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

### (1) 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報ぬまづ等を用い、次のような生活情報を整理し広報・PRする。

- ① 義援金の募集等
- ② 各種相談窓口の案内
- ③ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- ④ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- ⑤ 被災者生活再建支援金に関する情報
- ⑥ ボランティアに関する情報
- ⑦ 雇用に関する情報
- ⑧ 融資・助成情報
- ⑨ その他生活情報等

### (2) 外国人への広報

外国人を対象とした外国語や「やさしい日本語」による情報紙等を作成し配布する。

## 8 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

### (1) 相談窓口等の開設

- ① 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置する。
- ② 相談員等の動員にあたり、必要に応じ県等に対して相談員等の派遣を要請する。

### (2) 相談窓口等の業務の遂行

- ① 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- ② 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

### (3) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

## 9 保険の活用

### (1) 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

## 第10節 地域経済復興支援

### 1 計画の目的

被災地域の活性化を図り、活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

### 2 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

#### (1) 産業復興計画の策定

震災復興計画策定委員会の下部組織として、産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

### 3 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

#### (1) 中小企業の被害状況の把握

各機関・団体と協力し、中小企業の被害状況調査を行い、県に報告する。

#### (2) 支援制度・施策の内容の周知

- ① 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

- ② 次の施策を必要に応じ、実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

(3) 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。

(5) 金融面での支援

中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被害中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国・県への要望

中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を県を通じて国に要望する。

#### 4 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被害状況の把握

各機関・団体と協力し、農林漁業者の被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

① 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

② 次の施策を必要に応じ、実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）に関する措置の実施

天災融資法の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 金融面での措置

市独自の災害対策に関する融資制度を検討する。

(5) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、株式会社日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

#### 5 地域経済の復興への支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体の活性化につながる支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

① 集客や物産販売のイベント

② 企業の活動PRや立地集積のためのイベント

③ 販売促進のための商談会

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ、県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

① 観光地での復興・誘客イベント等の実施

② マスコミを活用したPR

③ 大規模な会議等の誘致等

# 別紙

## 東海地震に関連する情報 及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

## 第1節 計画の目的

東海地震注意情報の発表により、政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された情報が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

## 第2節 防災関係機関の活動

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災応急活動を円滑に実施することを目的とする。

### 2 活動の内容

#### (1) 市

##### 【東海地震注意情報発表時等】

#### ① 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて災害対策本部を迅速に設置できるよう準備する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集伝達及び連絡体制を確保する。

#### ② 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時において実施する応急対策の主な内容は次のとおりである。

ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有

イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生時の社会的混乱の防止措置

カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

- キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- ク 駿東伊豆消防組合職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設
- コ 必要に応じて災害対策本部の設置準備
- サ 県への要請・報告等県との応急対策活動
  - (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
  - (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。
  - (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

#### 【警戒宣言発令時】

##### ① 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令されたときは、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

組織構成は、資料編「沼津市災害対策本部編成表」による。

##### ② 所掌事務

災害対策本部はおおむね次の事項を実施し、事務分掌等は資料編「沼津市災害対策本部運営要領」によるが、地震の発生前においては、資料編「沼津市地震災害警戒本部運営要領」に規定された事項のうち、別表2「沼津市地震災害警戒本部 事務分掌」の内容についても取り組むものとする。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等、県との地震防災活動の連携

(ア) 沼津市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、静岡県地震災害警戒本部長に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を要請することができる。

(イ) 本部長は、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を静岡県知事、静岡県警察本部長等にそれぞれ要請することができる。

(ウ) 本部長は、住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県警戒本部東部支部（以下「県警戒支部」という。）へ報告する。

ウ 避難指示又は、警戒区域の設定

エ 駿東伊豆消防組合職員、消防団員及び水防団の配備等災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入

ケ 地震災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

コ 自主防災組織活動の指導、連携

サ その他地震防災上の措置

##### ③ 運営

沼津市災害対策本部条例（昭和37年沼津市条例第26号）及び沼津市災害対策本部運営要

領に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 総括事項

- (ア) 災害対策本部の活動は、住民の冷静、的確な地震防災対策を確保することを最重点に実施するものとする。
- (イ) 災害対策本部は、災害による危険がなくなったと判断したとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは廃止する。

イ 災害対策本部

- (ア) 本部室は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。  
本部室の配置は、資料編「沼津市災害対策本部配置図」による。
- (イ) 総括  
本部に各情報の分析及び各部活動の調整を図るため、統括を置く。
- (ウ) 本部各部、各班は相互に協力し、災害対策本部に係る地震防災応急対策を実施する。
- (エ) 避難地  
地域における情報の収集、伝達及び自主防災組織との連絡調整を図り、地域の拠点とするため、要とする箇所に避難地を設置する。
  - ・避難地には、本編第4－2章第10節6に定める業務を分担するための最小必要限度の職員を配備する。
  - ・職員のうち1人をあらかじめ責任者と定め、責任者が事故あるときを想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。
  - ・避難地配備職員は、職員の配備の命令を知った時には直ちに避難地に急行する。
  - ・あらかじめ必要な係（指導係、情報係、調整係等）を定めておくものとする。

(2) 消防機関

【東海地震注意情報発表時】

① 消防機関の措置

- ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
- イ 消防団（水防活動を含む。）は団員の連絡体制の確保
- ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

- ① 消防機関は、特に次の事項を実施するが、細部事項については別途定める駿東伊豆消防組合警防規程及び沼津市消防団災害活動実施要領による。

ア 消防本部

災害対策本部、防災関係機関との緊密な連携をとり、次の措置を行う。

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 地域住民への避難指示の伝達
- (エ) 出火防止のための広報

イ 消防団

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施
- (エ) 水利の確認と確保（流水の堰止め等を含む。）
- (オ) 市民の避難誘導

- (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (キ) 要避難地区における避難確認のパトロール
- (ク) 救助用資機材の確保準備
- (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

### (3) 防災関係機関

#### 【東海地震注意情報発表時】

##### ① 防災体制の確保

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

##### ② 応急対策の内容

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有
- イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて安全措置の実施
- エ 利用者の社会的混乱を防止する活動
- オ 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- カ 東海地震応急対策活動要領に基づく広域的な受入れ準備
- キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

#### 【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

##### ① 指定地方行政機関

- ア 警察庁関東管区警察局
  - 管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
- イ 総務省東海総合通信局
  - 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
  - 金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
- エ 厚生労働省東海北陸厚生局
  - (ア) 災害状況の情報収集、連絡調整
  - (イ) 関係職員の派遣準備
  - (ウ) 関係機関との連絡調整
- オ 農林水産省関東農政局
  - (ア) 情報収集
  - (イ) 関係機関との連絡調整
  - (ウ) 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
- カ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
  - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- キ 国土地理院中部地方測量部
  - 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即

応した効果的な措置を図る。

ク 林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林）の供給等に関する準備

ケ 経済産業省関東経済産業局

(ア) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

(イ) 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保

(ウ) 電気の安定供給に関すること

(エ) ガスの安定供給に関すること

コ 経済産業省関東東北産業保安監督部

(ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

(イ) 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

(ウ) 電気の安全確保に関すること

(エ) ガスの安全確保に関すること

サ 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）

(ア) 施設対策等

・河川管理施設等の対策等

・道路施設対策等

・港湾施設対策等

・営繕施設対策等

・電気通信施設等対策等

(イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理

(ウ) 他機関との協力

(エ) 広報

シ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

(ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導

(イ) 運輸関係等事業者に対し、迅速、正確な情報の伝達

(ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請

ス 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

(ア) 東海地震予知情報の照会に対する対応、解説

(イ) 地震防災応急対策に必要な資料の収集及び情報の提供

(ウ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を行う。

セ 海上保安庁第三管区海上保安本部

(ア) 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達

(イ) 港内における船舶交通の制限、禁止

(ウ) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達

(エ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

② 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社東海支社（沼津支店、沼津西支店）

(ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

(イ) 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報

(ウ) 郵便物、施設等の被災防止

イ 日本銀行

- (ア) 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導
- (イ) 通貨の円滑な供給の確保
- (ウ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (エ) 金融機関の業務運営に係る措置
- (オ) 地震防災応急対策に関する広報

ウ 日本赤十字社静岡県支部

- (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- (イ) 血液製剤の確保及び供給の準備
- (ウ) 救援物資の配布準備
- (エ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

エ 日本放送協会（静岡放送局）

- (ア) 地震に関する迅速な伝達
- (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

オ 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）

- (ア) 警戒宣言等の伝達
- (イ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (ウ) 交通対策
- (エ) 緊急点検

カ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (ア) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (イ) 列車の運転規制
- (ウ) 旅客の避難、救護
- (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

キ 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社

- (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続の確保
- (ウ) 地震発生に備えた資機材、人員の確保及び配置

ク 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

市及び防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

ケ 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）

- (ア) 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
- (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備の要請
- (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し、対策の促進
- (エ) 電気による災害の予防、広報の実施
- (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
- (カ) 工具、車両、発電機車、変圧機車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに手持資機材の数量の確認及び緊急確保

コ 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社

必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施

サ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- シ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会  
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
  - ス 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、  
ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社  
LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガス  
の配送
- ③ 指定地方公共機関
- ア 静岡ガス株式会社（東部支社）
    - (ア) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防の広報
    - (イ) 施設の点検等災害予防措置
  - イ 一般社団法人静岡県LP ガス協会（東部支部）
    - (ア) 需要家に対するLP ガスによる災害予防広報
    - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検災害予防措置
  - ウ 伊豆箱根鉄道株式会社、千鳥観光汽船株式会社  
東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
  - エ 一般財団法人静岡県トラック協会（東部支部）  
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
  - オ 商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）  
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
  - カ 一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）  
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
  - キ 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第  
一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
    - (ア) 報道特別番組の編成
    - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況  
の放送
    - (ウ) 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
  - ク 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人薬剤師会、  
公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
    - (ア) 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
    - (イ) 救護班の派遣又は派遣準備
  - ケ 土地改良区
    - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
    - (イ) 緊急点検
- ④ 公共団体及び防災上重要な施設管理者
- ア 一般社団法人沼津医師会  
救護班の派遣による医療救護の実施準備
  - イ エフエムぬまづ株式会社
    - (ア) 報道特別番組の編成
    - (イ) 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
    - (ウ) 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- ⑤ 自衛隊

### 【東海地震注意情報発表時】

- ア 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - (ア) 非常勤務態勢への移行
  - (イ) 指揮所の開設
  - (ウ) 各部隊の災害派遣準備
  - (エ) 情報組織の展開
  - (オ) 県庁等への連絡班の派遣
  - (カ) 通信組織の編成等
- イ 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - (ア) 司令部の設置準備
  - (イ) 各部隊の災害派遣準備
  - (ウ) 市役所等への連絡班の派遣
  - (エ) 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
  - (ア) 非常勤務態勢への移行
  - (イ) 指揮所の開設
  - (ウ) 情報組織の展開
  - (エ) 県庁等への連絡班の派遣
  - (オ) 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

### 【警戒宣言発令時】

- ア 陸上自衛隊東部方面隊ほか
  - (ア) 県庁等への方面現地調整所の開設
  - (イ) 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
  - (ウ) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
- イ 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
  - (ア) 司令部の設置（災害派遣命令後）
  - (イ) 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
  - (ウ) 地震防災派遣を開始
  - (エ) 東部方面総監部への連絡員の派出
  - (オ) 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
- ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか
  - (ア) 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
  - (イ) 地上部隊の災害派遣の準備
  - (ウ) 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
  - (エ) 救難機の周辺基地への集中
  - (オ) 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

## 第3節 職員配備

### 1 計画の目的

この計画は、東海地震に関する情報が発表されたときの市職員の配備について定める。

## 2 配備の発令

- (1) 市長は、警戒宣言発令の情報を県から受けたとき、又はテレビ、ラジオ等の報道で知ったときは、直ちに職員の配備を発令する。
- (2) 職員の配備が発令されたときは、人事課は各部連絡員を通じ各部長等に連絡するとともに、あらかじめ定められた職員非常招集連絡網により、全職員に周知する。
- (3) 配備の発令を受領した職員は直ちに出勤し、あらかじめ定められた配備体制につくものとする。
- (4) 配備の命令を、より早く、正確に伝達するため、あらかじめ略文を別に定める。

## 3 職員の配備

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 4 配備の基本

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 5 配備体制の移行

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 6 活動の報告

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 7 応援職員の要請

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 8 各部の組織計画

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第2節「組織計画」に準ずる。)

## 第4節 通信活動

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震災害に関する情報の収集及び伝達並びに応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信施設を最高度に活用するとともに、その機能の確保と整備を図り通信体制の強化を期すために定める。

### 2 通信網の整備

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時等、地震関連情報に対して、直ちに必要な対策をたてるためには、各種の情報等の収集、伝達が迅速かつ正確に行われることが重要であり、そのためには通信網の整備が必要となる。

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

## 第5節 情報活動

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集と伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県、国及び防災関係機関との連携を密にし、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制を明らかにし、情報活動に支障のないよう措置することを目的とする。

### 2 市

#### (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知

##### ① 情報の受理

県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理は、次のとおりとする。

ア 勤務時間内 資料編「情報伝達系統図（勤務時間内の場合）」

イ 勤務時間外及び休日 資料編「情報伝達系統図（勤務時間外及び休日の場合）」

##### ② 情報の伝達、周知

ア 警戒宣言の発令を知った時は、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて住民等に伝達するものとする。

地震防災信号は下記のとおり。

サイレン	警鐘
(45秒吹鳴・15秒休止の5回繰り返し) ● ——— ● ——— ● ———	(5点) ● — ● — ● — ● — ● — ● — ● — ● — ● —
備考 1 サイレン又は警鐘は、適宜の時間継続する 2 必要があればサイレン又は警鐘を併用する。	

イ 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報は、同報無線、有線放送、広報車及び自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

#### (2) 地震防災に関する情報の収集及び伝達

##### ① 情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について市及び防災機関は、その種類、優先順位、担当部局その他必要事項を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報を避難地に連絡する責任者をあらかじめ定め、迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

ア 情報の種類の主なもの

(ア) 避難の状況

(イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況

(ウ) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(エ) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

- (オ) 情報の変容、流言等の状況
- (カ) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (キ) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- (ク) 消防団員等の配備指示（地震防災応急対策実施時のみ）
- (ケ) 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示（地震防災応急対策実施時のみ）

② 資料編「情報収集伝達系統図」

(3) 県警戒本部に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部への報告は、東部方面本部を通じて県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める項目について、すみやかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- ① 避難の状況
- ② 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

### 3 防災関係機関

(1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

① 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

② 災害対策本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

## 第6節 広報活動

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民が的確な対応ができるよう必要な広報について定めることを目的とする。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

### 2 市

(1) 広報事項

市は東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、市民が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

広報事項は別に定める「情報広報実施要領」によるが、主要なものは次のとおりである。

- ① 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- ② 避難対象地域住民等に対する避難指示並びに警戒区域の設定
- ③ 交通機関運行状況及び道路交通情報
- ④ 家庭における実施すべき防災対策

- ⑤ 自主防災組織に対する防災活動の要請
  - ⑥ 社会秩序を維持するための情報
  - ⑦ 食料、生活必需品、医療関係情報
- (2) 広報実施方法

広報は次の方法により実施する。

- ① 同報無線による広報
- ② 自主防災組織を通じたの連絡
- ③ テレビ、ラジオ、インターネットによる広報
- ④ コミュニティFM、CATV
- ⑤ 県に対する広報の要請

### 3 防災関係機関

#### (1) 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、市民が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

- ① 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- ② 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

#### (2) 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市と連携を密にするものとする。

### 4 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

#### (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ

警戒宣言

#### (2) ラジオ、テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等、地域の情報指示・指導等

#### (3) 同報無線放送、広報車、有線放送、CATV、コミュニティFM

主として市域内の情報、指示、指導等

#### (4) 携帯電話、スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

#### (5) 自主防災組織を通じたの連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

#### (6) サイレン、半鐘

警戒宣言が発令されたことの伝達

#### (7) インターネット

地域の情報・指示・指導等

#### (8) デジタルサイネージ

地域の情報・指示・指導等

## 第7節 自主防災組織活動

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命、財産を住民自らの手で守るため、自主防災組織が行なう対策活動を定めることを目的とする。

### 2 活動の内容

#### 【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診察の受診を控えるよう呼びかけ
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の、避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

#### 【警戒宣言発令時】

- (1) 自主防災組織本部の設営  
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- (2) 情報の収集、伝達
  - ① 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
  - ② 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
  - ③ 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- (3) 初期消火の準備  
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- (4) 防災用資機材の配備・活用  
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底  
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
  - ① 家具の転倒防止  
家具類の固定状況を確認する。
  - ② 落下等防止  
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスの飛散防止措置等安全対策を施す。
  - ③ 出火防止  
地震が発生した場合、もっとも恐ろしいのは地震にともなう火災の発生と延焼であり、火災を発生させないように、火の始末を徹底させる。

ア 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令された時には、ガスの元栓を閉めること、石油ストーブの使用を中止するなどの呼びかけを行い、隣近所互いに確認しあうことを徹底させる。

イ 警戒宣言発令時でも、食事の用意など火気を使用する場合もあるが、いつでも止められるような用意をした上で使用する。この場合できるだけ屋外など危険の少ない場所で使用するよう心がける。

ウ ベンジンなど引火しやすいような薬品類は棚などから安全な場所に移しておくこと。LPガスなどは元栓を閉止するほか、建物等に十分に固定させておくようにする。

エ 備蓄食料・飲料水の確認  
備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ 病院・診療所の外来診療  
災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

## (6) 避難活動

### ① 避難行動

ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。

イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には自主防災組織において避難地まで搬送する。

ウ 山間地で避難地までの距離が長く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地又は避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられたときに市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

### ② 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。

## (7) 社会秩序の維持

① ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

② 生活物資買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

## 第8節 緊急輸送活動

### 1 計画の目的

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

## 2 市

### (1) 基本方針

- ① 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最小限必要な人員、物資について行う。
- ② 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
- ③ 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

### (2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- ① 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- ② 緊急の処置を要する患者
- ③ 輸送の安全が確保された場合は、状況に応じて次の輸送を行う。
  - ア 食料
  - イ 日用品等
  - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

### (3) 実施事項

- ① 要員、車両、船舶、燃料等の確保及び点検
- ② 緊急輸送を行う輸送業者との連絡体制の確立
- ③ 地震防災応急対策のための要員、資機材の輸送事前検討

### (4) 緊急輸送の調整

市、その他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。この場合は次によることを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

### (5) 輸送体制の確立

#### ① 輸送の方法

##### ア 陸上輸送

緊急輸送路により必要な輸送を行い、使用する自動車の確保は次による。

資料編「緊急輸送路図」「緊急輸送路図（戸田地区）」「緊急輸送路一覧表」

(ア) 市が所有する自動車 資料編「緊急輸送車両一覧表」

(イ) 輸送を業とする者が所有する自動車

(ウ) 市域内で自動車の確保が困難な場合、県及び他市町村に協力を要請するものとする。

##### イ 海上輸送

原則として海上輸送は行わないものとする。

##### ウ 航空機による輸送

状況により航空輸送を必要とするときは、県知事に対し自衛隊、海上保安庁等への支援要求の手続きをするものとする。

なお、現地ヘリポートは、学校の校庭等を利用し、その都度設定するものとする。設定

基準及び設定方法は、資料編「ヘリポート設置予定場所」による。

② 輸送手段の確保

ア 市有車両の活用

イ 民間車両の借上げ

ウ 輸送手段のための県への協力要請

エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

③ 燃料の確保

市燃料供給契約店及び油槽所の保有燃料を確認する。

資料編「燃料供給契約店」、「油槽所一覧表」

### 3 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

## 第9節 自衛隊の支援

### 1 計画の目的

警戒宣言が発令された場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請をするものとする。

### 2 県に対する要請

市長は、知事に対し、自衛隊の派遣を必要とする事由、派遣を必要とする期間、派遣を希望する区域及びその他、参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、派遣を要する業務は次のとおりである。

- (1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- (2) 地震発生直前の航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

### 3 地震防災派遣部隊の受入

市は、派遣された自衛隊が業務を円滑に行えるよう必要な受入体制をとる。

## 第10節 避難活動

### 1 計画の目的

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む。）の避難を実施することができるものとする。

この計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

## 2 避難対策

### (1) 基本方針

- ① 市が地域防災計画において定める津波危険予想地域、急傾斜地危険箇所等は災害の発生  
の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地域」  
という。）の住民等は、警戒宣言が発令された時は、速やかに危険地域外のあらかじめ定  
めた避難地へ避難する。（火災危険地域については、火災の発生等により避難の必要が生  
じた場合、あらかじめ定めた避難地へ避難する。）

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地域のうち、避難地までの距離  
が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、  
当該地域の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することがで  
きるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を  
図り、要配慮者の避難を実施する地域を定めておくものとする。

- ② 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるもの  
とする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難  
対象地区」の住民については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、  
避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- ③ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- ④ 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。
- ⑤ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある  
場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

### (2) 避難のための指示

#### ① 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

#### ② 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後すみやかに避難対象地域の住民等に対し、同報無線、広報車等  
により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達につ  
いて協力を要請するものとする。

なお、市長は必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

#### ③ 避難に際しての周知事項

市及び警察署は、常日頃から避難対象地域住民に対し、避難に関する次の事項について周  
知を図る。

東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指  
定された地域にあっては、要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令さ  
れた時は、警戒宣言が発令されたこと、避難すべき地域名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地域の地域名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

### (3) 警戒区域の設定

#### ① 警戒区域設定対象地域

市は警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第 26

条において準用する災害対策基本法第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。

#### ② 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられたときは速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立ち入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

#### (4) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

#### (5) 避難状況の報告

(共通対策編 第 3 章 第 7 節 3-(5)「避難状況の報告」に準ずる。)

### 3 避難の方法

#### (1) 地域住民の避難

① 避難対象地域では、原則として集団避難方式とし、自主防災組織単位で行動し、避難地は危険区域外の市指定避難地又は広域避難地とする。

② 上記以外の地域では自主避難とし、原則として自宅内又は自宅周辺の安全な空地若しくは自主防災組織で定めた暫定避難場所等に家族単位で避難し、状況に応じ避難地に避難する。

③ 避難は徒歩とし、非常持出品は最低 7 日分と生活に耐え得るものとする。

④ 高齢者、幼児等の要配慮者等も、家族と共に自主防災組織の中で行動する。

#### (2) 事業所等の避難（劇場、百貨店、旅館、ホテル等）

##### ① 避難対象地域の場合

ア 管理者はテレビ、ラジオ等により東海地震注意情報及び警戒宣言の内容等を確認し、従事者に対しあらかじめ定めた方法により情報の伝達を行う。

従事者は各々分担に従い、すみやかに利用者の避難の準備を行うとともに、火気等の使用停止、危険物施設等の地震防災上必要な応急措置、備蓄物品の搬出等を行う。

イ ①により避難の準備が整い次第、管理者はあらかじめ定められた次の内容により、利用者等に伝達し避難誘導する。

(ア) 東海地震注意情報及び警戒宣言の発令。

(イ) 避難対象地域外の空地等安全な場所への避難。

(ウ) 交通機関の運行状況。

(エ) 帰宅可能な者はすみやかに帰宅する。

(オ) 自宅が避難対象地域内にあれば、指定された避難地（避難地、広域避難地）へ避難する。

(カ) 帰宅不能な者は避難誘導係の誘導に従い、避難地へ避難する。

(キ) 帰宅不能な者に対しては、管理者がテント、食料、寝具等、避難地において必要なものを斡旋すること等を伝達し、利用者の避難誘導を行う。

周囲の状況によっては地域の避難場所への避難隊形を準用し、責任者の誘導により

避難する。

ウ 管理者及び従事者は、利用者の避難と地震防災上必要な応急措置の完了を確認し、避難地へ避難する。

② その他の地域の場合

ア 管理者はテレビ、ラジオ等により東海地震注意情報及び警戒宣言の内容等を確認し、従事者に対し、あらかじめ定めた方法により、情報の伝達を行う。

従事者は各々分担に従い、すみやかに利用者の避難の準備を行うとともに、火気の使用停止危険物施設等の地震防災上必要な応急措置を行う。

## 4 船舶の避難対策

(1) 漁船の避難対策

地震による漁船等、船舶の被害は洋上（航行中）での発生はあまりなく、どの場合も狭隘な港等における停泊又は、上架中における津波の影響により発生している。このため、警戒宣言発令と同時に漁船を安全な海域（沖出し）に移動させ、漁船の被害を未然に防止し、あわせて陸上の各施設の二次災害を軽減する措置を図る。

① 情報活動

漁船に対する東海地震注意情報及び警戒宣言発令の伝達及び避難情報の収集は、漁業無線局をもって行うこととするが、現在は無線搭載の船舶が減少していることから、海上保安部の実施している緊急情報配信サービスの活用を進めていく。

② 避難活動

警戒宣言を知ったときは、避難活動を次により実施する。

ア 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型、中型船舶は、入港をさしひかえる。

③ 施設、設備等の点検

各管理者は、次の施設、設備についての安全を確保するため、点検を実施する。

ア 無線通信施設、機器等の点検

イ 港湾及び上架場所における係留設備等の点検

ウ 給油施設の点検

エ 給水施設の点検

(2) その他の船舶

汽船、ヨット、モーターボート、作業船等は、(1)ー②及び③に準ずるものとする。

## 5 避難地の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の施設管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するよう、必要な措置を講ずる。

(2) 避難地の設置及び避難生活

① 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波危険地域、山・がけ崩れ危険地域の住民及び帰宅できない旅行者等で、居住する場所を確保できない者とする。

## ② 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行ううえでやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

## ③ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は、警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

## ④ 避難地の運営

ア 避難地は、自主防災組織及び市が、避難地の施設の管理者等の協力を得て、相互扶助の精神に則り運営する。

イ 避難地の安全確保及び秩序維持のため、必要に応じ、警察官を配置する。

ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

⑤ 市は、生活必需品が不足している者に対し生活必需品のあっせんに努める。

## 6 避難地配備職員の活動

(1) 情報の収集、伝達、自主防災組織との連携、その他災害救助活動を円滑に行うため避難地に市職員を配置する。

(2) 設置場所 資料編「避難地一覧表」

(3) 避難地配備職員の分担する業務はおおむね次のとおりとする。

- ① 担当地区内の避難等（被害）状況の把握
- ② 災害対策本部への避難等（被害）状況報告
- ③ 災害対策本部からの指示、その他の情報の住民への伝達
- ④ その他自主防災組織との連携による避難場所の管理

(4) 避難地における職員の行動基準

- ① 避難した住民を自主防災組織単位でまとめ、避難地内に待機させる。  
(状況により社会的弱者その他を建物内に収容する場合もある。)
- ② 自主防災組織役員と協力し、住民の冷静な行動を呼びかける。
- ③ 自主防災組織と協力し、避難地の状況等を無線などで災害対策本部に報告する。
- ④ 災害対策本部、テレビ、ラジオなどから情報収集を行い、住民等に伝達する。
- ⑤ 避難地における各種問題点については、災害対策本部と連絡しながら処理する。

## 第 11 節 社会秩序を維持する活動

### 市の対応措置

#### (1) 物資物価対策

① 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令後、直ちに産業振興部産業・観光班は物価物資動向の掌握を行う。

#### ② 実施事項

ア 生活物資の価格、需給動向の掌握

イ 調査員、消費モニターの協力

#### (2) 広報による混乱防止対策

① 本部長は、警察情報等により、各種の混乱の生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。

② 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、災害対策本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

## 第 12 節 交通の確保活動

### 1 計画の目的

警戒宣言発令時の交通混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策にかかわる緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する計画を定めるとともに、幹線避難路及び緊急輸送路に指定された道路について、障害物の除去計画を定める。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

### 2 陸上交通の確保対策

#### (1) 交通規制の方針

##### 【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

① 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

② 警戒宣言が発せられた時の交通規制について情報提供を行い、混乱防止に努める。

③ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や判断等の準備を行なう。

##### 【警戒宣言発令後】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

① 市内における一般車両の通行は極力抑制する。

② 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。

③ 東名高速道路及び新東名高速道路については、インターチェンジからの流入を制限する。

④ 国道 1 号、国道 246 号及び国道 414 号等の幹線道路において、必要な交通規制又は指導を行うとともに、自動車利用の抑制を図る。

⑤ 交通規制に際しては、沼津警察署、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

## (2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

### ① 県内への一般車両の流入制限

愛知県境の主要各道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として規制しない。

### ② 市内における車両の走行抑制

市内における一般車両の走行は極力抑制する。

### ③ 緊急輸送路等を確保するための措置

緊急輸送路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急通行車両以外の通行を禁止する。

路線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津 I C
東名高速道路	沼津 I C
東駿河湾環状道路	沼津岡宮 I C

## (3) 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

確認手続きの効率化・簡素化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出を行う。

これらの届出等及び確認等の手続きについては、別に定める。

## (4) 自動車運転者のとるべき措置

### 【東海地震注意情報発表時】

- ① 走行中の自動車運転者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- ② 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

### 【警戒宣言発令時】

- ① 走行中の自動車運転者は次の要領により行動すること。
  - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
  - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- ② 避難のために車両を使用しない。

## 3 海上交通の確保対策

### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- ② 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の漁港施設の利用や大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- ③ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令された時に講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

**【警戒宣言発令時】**

(1) 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。
- ② 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港則法の適用をうけない漁港

漁港管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- ① 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- ② 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- ③ 大型・中型船舶は、入港を差し控える。

## 4 障害物の除去

(1) 対策の内容

① 除去区域

- ア 避難地から広域避難地に至るまでの幹線避難路
- イ 緊急輸送路に指定された道路

② 除去する物件

- ア 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- イ (1)に掲げるものの他道路上に放置されている物件
- ウ 沿道にある構築物、工事用仮設足場等で、設置状態が不安定である等、災害のおそれがあると見受けられるもの

③ 実施事項

警戒宣言発令時の障害物除去等の指示及び要請は原則として市長が行う。

- ア 道路管理者は、災害復旧に要する重機械、資機材、人員等の把握を行い、速やかに出動できる体制を整える。
- イ 道路工事等を施工中のものについては、道路工事を中止し、安全確認と応急措置を実施させる。

④ 役割

ア 市

- (ア) 避難路ごとに消防団員を派遣し、災害対策本部からの情報、命令の伝達にあたる。
- (イ) 障害物の除去の指示、要請
- (ウ) 車両通行自粛の呼びかけ

#### イ 道路管理者

- (ア) 緊急出動体制の確立をするための指示、要請
- (イ) 市長の要求に基づく障害物除去指示の代行（市長以外の道路管理者）

#### ウ 警察

- (ア) 緊急輸送路及び避難路内への車両の流入の規制
- (イ) 緊急輸送路及び避難路から一般道路への車両の誘導
- (ウ) 障害物の除去

#### エ 自治会、自主防災組織

- (ア) 市職員の指示に従い、軽微な障害物（車両を除く。）の除去（主として人力作業）

#### オ 民間業者等

- (ア) 警察官、市長の指示、要請により主として重機械類を駆使した障害物の除去作業

#### ⑤ 除去障害物の処分

住宅密集地区等除外すべき障害物が多量であり、かつ、処分が困難な地区においては、除去の処分場所の確保に努め、緊急時において処分を行う場所がない場合、避難路又はそれ以外の路上の路端で避難等に支障のない場所で処分する。

## 5 工作作業隊の編成

避難路及び緊急輸送路に指定された道路の利用が円滑にできるように障害物等を除去するため、車両、人員、資機材等の準備及び工作作業隊の編成を行う。

#### (1) 応急復旧班の編成

本部長は応急復旧班の職員を所定の配置先に急行させ、各地区工作作業隊の責任者との連絡体制を確立する。

#### (2) 工作作業隊の編成

建設事業者に対し、技術者、労務者、資材、重機等の現状の確認、報告を求め、工作作業隊の結成及び直ちに出勤しうる体制づくりを要請する。

(3) 燃料、復旧用資材の保有量を確認し、調達の手続きを行う。

(4) 応急復旧班は、幹線避難路及び緊急輸送路沿道の空地の調査把握を行う。

## 第13節 地域への救援活動

### 1 計画の目的

警戒宣言発令時における食料、飲料水、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

#### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 緊急物資等の調達協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- (2) 緊急物資の調達協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- (3) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。

- (4) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (6) 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

## 2 食料及び日用品の確保

### (1) 調達の方針

- ① 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- ② 市又は県の緊急物資の供給は、前号を補充するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ③ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

### (2) 市及び防災関係機関等がとる措置

#### ① 市

ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の調達協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。

ウ 緊急物資の調達協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 広域物資輸送拠点等の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

#### ② 防災関係機関

ア 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

イ 経済産業省関東経済産業局

県の要請に基づき、所管にかかる生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。

ウ 日本赤十字社静岡県支部

地震発生後すみやかに救援物資の配付ができるよう県を通して県トラック協会等の協力を求めて配付の準備を行う。

#### ③ 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確保等緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

### (3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、緊急物資の調達を要請する。

## 3 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

### (1) 市

#### ① 水道部災害対策本部の設置

警戒宣言発令時、災害対策本部警戒本部の下部組織として水道部内に、水道部災害対策本部を設置する。ただし、地震の発生前においては、資料編「水道部地震災害警戒本部事務分掌」に規定された事項のうち、災害応急対策を講じる必要がある内容についても取り組むものとする。資料編「水道部災害対策本部組織表」

水道部災害対策本部に次の班を設け、班長は応急対策の実施状況等を速やかに水道部災害対策本部長に報告する。水道部災害対策本部長は、この旨を直ちに災害対策本部へ報告する。

##### ア 給水班

資料編「水道部災害対策本部事務分掌」及び「水道部地震災害警戒本部事務分掌」

##### イ 復旧班

資料編「水道部災害対策本部事務分掌」及び「水道部地震災害警戒本部事務分掌」

水道部災害対策本部は、災害による危険がなくなったと判断したとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは廃止する。

#### ② 応急対策実施状況の報告

水道部災害対策本部長は、応急対策実施状況について各班からの報告に基づき、災害対策本部へ報告後、直ちに静岡県くらし・環境部環境局水資源課へその状況を報告する。

#### ③ 緊急貯水

市民の飲料水を汲みおきすることに伴う一時的な水需要の増量に備え施設のフル運転を行い、水の供給を確保、継続する。

#### ④ 施設点検及び工事の中止

二次災害を防止するため、塩素滅菌設備、緊急遮断弁等水道施設の点検並びに水道に係る工事は中止する。

#### ⑤ 市民への広報

テレビ、ラジオ等報道機関の報道と併せ、同報無線を通じて、飲料水の緊急貯水及び自主防災組織が管理するろ水機等給水活動用機材の点検、作動の確認など応急給水体制の準備を呼びかける。

#### ⑥ 資機材等の確保

応急給水、応急復旧に使用する重機、給水機器、資機材等を確保する。

資料編「水道部所有車両一覧表」「水道部所有機械器具一覧表」

### (2) 市民

① 備蓄している飲料水等を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

② 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

## 4 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

### (1) 医療救護活動

① 関係機関に、医療救護活動の準備を要請する。

② 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。

③ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

④ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。

⑤ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

### (2) 清掃、防疫及び保健衛生活動

① 市

- ア 仮設便所設置について準備を行う。
- イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- ウ 清掃プラント、衛生プラント、最終処分場の応急対策を実施する。  
資料編「清掃プラント・衛生プラント・最終処分場の応急対策組織表」
- エ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

② 市民

- ア し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- イ 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検を行い、仮設便所の設置を準備する。

(3) 廃棄物処理

① し尿処理

- ア 市
  - (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
  - (イ) 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
  - (ウ) し尿収集業者等への発災時の協力を要請する。
  - (エ) し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

② 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

- ア 市
  - (ア) 関係機関との連絡体制等について確認する。
  - (イ) 仮集積所の確認を行う。
  - (ウ) ごみ収集業者への発災時の協力を要請する。

## 第 14 節 市有施設設備等の防災措置

### 1 計画の目的

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

### 2 無線通信施設等

- (1) 通信施設（予備電源を含む）を点検するとともに、動作を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。

### 3 公共施設等

#### 【東海地震注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

① 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

② 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用者等に支障を来たさない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(3) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎

市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。

① 防潮施設等

津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。

また、水防資機材の点検、配備を行う。

② 岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。

(3) 道路

① 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。

② 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

- ③ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。
- ④ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。
- ⑤ 幹線避難路における障害物除去に努める。
- (4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等  
土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。
- (5) 工事中の公共建物、建築物、その他  
工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
- (6) 市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎  
市庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

## 4 コンピュータ

コンピュータシステムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- (1) 機器の固定を確認する。
- (2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- (3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータシステムを除いて、運用を停止する。

## 第15節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保の措置

### 1 計画の目的

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民生活に密着な関係のある防災関係機関が市民の生活と安全を確保するための措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活確保のため、平常の業務や営業できる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

### 2 防災関係機関の計画

#### 【東海地震注意情報発表時】

- (1) 水道（市）  
飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
- (2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）  
電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- (3) ガス（静岡ガス株式会社）  
ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- (4) 通信（西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社）
  - ① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応

じ、一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

② 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

(5) 放送

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のための必要な準備的措置を実施する。

(6) 市中金融

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）

① 列車の運転規制等

ア 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

② 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(8) バス

① 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

② 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。

③ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

(9) 道路

① 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

② 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(10) 旅客船

① 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運行を中止することができる。乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。

② 警戒宣言発令後の運行中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

③ 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(11) 病院・診療所

- ① 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- ② 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- ④ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(12) 百貨店・スーパー等

- ① 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- ② 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) 水道（市）

- ① 飲料水の供給は継続する。
- ② 地震の発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに、応急給水の準備をする。

(2) 電力（東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社）

- ① 電力の供給は継続する。
- ② 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社）

- ① ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- ② 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ東海支社）

- ① あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため必要に応じて、一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色、及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- ② 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

(5) 放送

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を

行う。

(6) 市中金融

① 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発令された場合は、次による。

(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻しの業務については、顧客および従業員の安全に十分に配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分に配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含むすべての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において営業の継続等に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

② 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業期間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）

① 列車の運転規制等

ア 新幹線

(ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

(イ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続す

る。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

イ 在来線

(ア) 強化地域への進入を禁止する。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

② 旅客等に対する対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(8) バス

① バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、同報無線等によって警戒宣言の発令を覚知する。

② 警戒宣言が発令されたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

(9) 道路

① 市内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

② 市内から市外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

③ 市内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

④ 高速道路では、一般車両の市内への流入を制限し、市内のインターチェンジからの流入を制限する。

⑤ 走行車両は低速走行する。

(10) 旅客船

① 東海地震予知情報等は、無線等で連絡する。また、乗客には、テレビ・ラジオで直接情報を伝えるよう努める。

② 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。

③ 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

④ 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

⑤ 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

(11) 病院・診療所

① 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

② 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを実施する。

③ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等へ

の移送、家族等への引渡しを実施する。

(12) 百貨店・スーパー等

- ① 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- ② 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- ③ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

## 第 16 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

### 1 計画の目的

大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる施設又は事業は政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

### 2 計画の内容

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
  - ① 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
  - ② 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
  - ③ 施設内外の消防施設の確認等の消防及び水防に関する事項
  - ④ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
  - ⑤ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
  - ⑥ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
  - ⑦ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
  - ① 東海地震注意情報の内容と意味等

- ② 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
- ③ 冷静な対応の実施
- ④ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
- ⑤ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ⑥ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
- ⑦ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

(4) 避難対象地域内にある施設の準備的措置

避難対象地域内にある施設において、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

**【警戒宣言発令時】**

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
  - ① 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
  - ② 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
  - ① 利用者、顧客、従業員等の避難誘導に関する事項
  - ② 情報収集・伝達手段の確保
  - ③ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
  - ④ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
  - ⑤ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
  - ⑥ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
  - ⑦ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
  - ⑧ 商品、製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
  - ⑨ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事
  - ① 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
  - ② 当該施設における地震防災応急対策の内容
  - ③ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
  - ④ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地域内の施設の避難対策

避難対象地域に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

**<各施設・事業所の計画において定める個別事項>**

各施設の特異性・公益性に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

- (1) 病院・診療所

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(11) 病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(11)病院・診療所に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- ① 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- ② 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じない措置を講ずる。
- ③ 県や市との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- ④ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- ① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
  - ② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
  - ③ 県や市との間で、緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
  - ④ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
- (3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。  
なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急保安措置を実施する。

(4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

【東海地震注意情報発表時】

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(7)

鉄道 (8)バス (10)旅客船に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 15 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(7)鉄道 (8)バス (10)旅客船に準ずる。

(5) 学校・保育所・認定こども園

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や家族等と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- ① 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。
- ② 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。  
また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。
- ③ 家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在学中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。

家族等への引き渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

(6) 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- ① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。
- ② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。  
ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置  
イ 家族等への引渡しが必要な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

**【警戒宣言発令時】**

- ① 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しを実施する。
- ② 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
  - ア 家族等への引渡し
  - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

(7) 放送事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(5)放送に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(5)放送に準ずる。

(8) その他の施設又は事業

① 水道事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(1)水道に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(1)水道に準ずる。

② 電気事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(2)電気に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(2)電気に準ずる。

③ ガス事業

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(3)ガスに準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(3)ガスに準ずる。

④ 道路

**【東海地震注意情報発表時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【東海地震注意情報発表時】(9)道路に準ずる。

**【警戒宣言発令時】**

第15節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置【警戒宣言発令時】(9)道路に準ずる。

⑤ 従業員 1,000 人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

## 第 17 節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急計画

### 1 計画の目的

市が管理し、又は運営する施設又は事業所の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

### 2 応急計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

(1) 各施設が共通して定める事項

- ① 東海地震注意情報、応急対策の内容等を施設利用者への伝達
- ② 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ③ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- ④ 施設設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特성에応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 16 節の規定に準ずる。

① 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

② 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

③ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

④ 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

(1) 各施設が共通して定める事項

- ① 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- ② 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ③ 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- ④ 消防、水防等の事前措置
- ⑤ 応急救護
- ⑥ 施設及び設備の整備及び点検

⑦ 防災訓練及び教育広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 16 節の規定に準ずる。

① 病院

警戒宣言発令時の診療体制

② 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入れ方法等

③ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

④ 水道用水供給施設及び工業用水道施設

溢水等による災害予防措置

# 津波対策編

# 津波対策編 目 次

総 則		
<b>第1章 総 則</b>		<b>頁</b>
<b>第1節 計画の目的</b>		<b>1</b>
	危機管理課	1
<b>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>		<b>1</b>
1 市	危機管理課	1
2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	2
3 静岡県	危機管理課	2
4 指定地方行政機関	危機管理課	2
5 指定公共機関	危機管理課	5
6 指定地方公共機関	危機管理課	7
7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	産業振興部 健康づくり課 広報課 危機管理課	8
8 自衛隊	危機管理課	8
<b>第3節 予想される災害</b>		<b>8</b>
1 第4次地震被害想定	危機管理課	9
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	危機管理課	9
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	危機管理課	9
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	9
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	10
6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波（宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル）の想定結果	危機管理課	10
7 遠地津波	危機管理課	10
<b>発 災 前</b>		
<b>第2章 平常時対策</b>		<b>頁</b>
<b>第1節 防災思想の普及</b>		<b>11</b>
	危機管理課	11
<b>第2節 自主防災活動</b>		<b>11</b>
	危機管理課	11
<b>第3節 津波避難訓練の実施</b>		<b>11</b>
市の計画	危機管理課	11
<b>第4節 津波災害予防対策の推進</b>		<b>11</b>
1 避難計画の策定	危機管理課 道路建設課 まちづくり政策課	12
2 平常時に実施する災害予防措置	危機管理課 水産海浜課 観光戦略課	12
3 津波に強いまちづくり	危機管理課 政策企画課 道路建設課 まちづくり政策課	13
4 津波避難施設等の整備	危機管理課 水産海浜課 水道部	15

発 災 後

第3章 災害応急対策

		頁
第1節	計画の目的	17
	危機管理課	17
第2節	防災関係機関の活動	17
	危機管理課	17
第3節	情報活動	17
	津波警報等の種類	17
第4節	広報活動	21
	広報課 危機管理課	21
第5節	災害の拡大防止活動	21
	1 水防活動	21
	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課 水産海浜課 河川課	
	2 人命の救出活動	22
	危機管理課 人事課	
第6節	避難活動	22
	1 避難対策	22
	危機管理課 地域自治課 広報課 福祉事務所 総務課 契約検査課 政策企画課 水産海浜課 観光戦略課 道路管理課 道路建設課	
	2 避難所の設置及び避難生活	26
	危機管理課 地域自治課 健康づくり課 福祉事務所 水産海浜課 教育委員会事務局 住宅政策課 公共建築課	
第7節	広域応援活動	27
	1 市	27
	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課	
	2 自衛隊の支援	27
	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課	
	3 海上保安庁の支援	28
	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課	
第8節	地域への救援活動	28
	防疫活動	28
	健康づくり課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室	
第9節	市有施設及び設備等の対策	29
	公共施設等	29
	地域自治課 水産海浜課 道路建設課 道路管理課 河川課	

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する「沼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」については、「共通対策編」、「地震防災施設緊急整備計画」及び「復旧・復興対策」については、「地震対策編」によるものとする。

### ・第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、予想される災害)

### ・第2章 平常時対策

(防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練の実施、津波災害予防対策の推進)

### ・第3章 災害応急対策

(計画の目的、防災関係機関の活動、情報、広報、災害の拡大防止、避難、広域応援、地域への救援活動及び市有施設・設備等の対策)

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、消防本部、県及び本市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災上重要な施設の管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 1 市

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導その他市民の津波対策の推進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 消防、水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

## 2 消防本部

- (1) 津波警報等その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 住民の安全避難の確保
- (3) 消防施設、消防本部体制の整備又は点検
- (4) 被災者の救助、救急に関すること
- (5) 津波対策活動中の火災防御
- (6) 他消防機関への応援要請
- (7) 市、関係機関との連絡調整に関すること

## 3 静岡県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

## 4 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
  - ① 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
  - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
  - ③ 管区内防災関係機関との連携に関すること
  - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
  - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関すること
  - ⑥ 津波、噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
  - ① 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
  - ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
  - ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
  - ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
  - ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

- ⑥ 非常通信協議会の運営に関する事
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
  - ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事
  - ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
  - ① 災害状況の情報収集、連絡調整
  - ② 関係職員の派遣
  - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
  - ① 事業場に対する津波防災対策の周知指導
  - ② 事業場等の被災状況の把握
- (6) 農林水産省関東農政局
  - ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
  - ② 応急用食料・物資の支援に関する事
  - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関する事
  - ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
  - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
  - ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
  - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
  - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
  - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
  - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
  - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関する事
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
  - ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
  - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
  - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
  - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局
 

災害復旧用材（国有林材）の供給
- (10) 経済産業省関東経済産業局
  - ① 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関する事
  - ② 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
  - ③ 被災中小企業の振興に関する事
  - ④ 電気の安定供給に関する事
  - ⑤ ガスの安定供給に関する事
- (11) 経済産業省関東東北産業保安監督部
  - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事

- ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
  - ③ 電気の安全確保に関すること
  - ④ ガスの安全確保に関すること
- (12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
- 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ① 災害予防
    - ア 所管する施設の耐震性の確保
    - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
    - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
    - オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
  - ② 初動対応
 

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
  - ③ 応急・復旧
    - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
    - ウ 所管施設の緊急点検の実施
    - エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
    - オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
    - カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
  - ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
  - ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
  - ④ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
  - ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
  - ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
  - ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
  - ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
  - ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
  - ⑩ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
  - ⑪ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ① 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
  - ② 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
  - ③ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
  - ④ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
- ① 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
  - ② マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関する情報の伝達
  - ③ 海上における人命救護、海難船舶等の救助
  - ④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
  - ⑤ 危険物及び油の流出等海上災害に対する応急措置
- (16) 環境省関東地方環境事務所
- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
  - ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所  
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
- ① 所管財産使用に関する連絡調整
  - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
  - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

## 5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社
- ① 郵便事業の運営に関すること
  - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
  - ③ 施設等の被災防止に関すること
  - ④ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本銀行
- ① 通貨の円滑な供給の確保
  - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
  - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
  - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
- ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
  - ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
  - ③ 被災者に対する救援物資の配布
  - ④ 義援金の募集
  - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
  - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）

- ① 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上
- ② 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
- ③ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- ④ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
  - ① 交通対策に関すること
  - ② 災害応急対策に関すること
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ① 津波警報等の伝達
  - ② 列車の運転規制措置
  - ③ 旅客の避難、救護
  - ④ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
  - ⑤ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
  - ⑥ 施設等の整備
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社
  - ① 災害時における重要通信の確保
  - ② 災害時における通信疎通状況等の広報
  - ③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社  
 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
  - ① 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
  - ② 復旧用資材等の整備
  - ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
  - ① 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
  - ② 災害予防広報
- (11) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社  
 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会  
 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
  - ① 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
  - ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社  
 LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

## 6 指定地方公共機関

- (1) 静岡ガス株式会社（東部支社）
  - ① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
  - ② 災害時におけるガス供給の確保
  - ③ 施設設備の耐震予防対策の実施
  - ④ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
  - ① 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
  - ② 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
  - ③ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
  - ④ 燃料の確保に関する協力
  - ⑤ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (3) 千鳥観光汽船株式会社
  - ① 津波警報等津波に関する情報の伝達
  - ② 船舶の運航規制措置
  - ③ 船舶の運航状況、乗客の避難状況等の広報
- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）  
防災関係機関の要請に基づき、加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
  - ① 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
  - ② 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
  - ③ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
  - ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
  - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
  - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 社団法人静岡県警備業協会  
災害時の道路交差点等での交通整理支援
- (8) 土地改良区
  - ① 災害予防
  - ② 応急・復旧
    - ア 関係機関との連携による応急対策の実施
    - イ 所管施設の緊急点検
    - ウ 農業用水及び非常用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
  - ① 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
  - ② 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

### (1) 産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。

- ① 防災対策の指導
- ② 必要資機材、融資の斡旋等
- ③ 災害時の被害状況調査等

### (2) 医療機関、厚生社会事業団

一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。

### (3) エフエムぬまづ株式会社

災害情報その他災害広報について協力する。

### (4) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。

また、沼津市その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

## 8 自衛隊

### (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか

- ① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- ② 災害時における応急復旧活動

### (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか

- ① 災害時における人命保護のための救助
- ② 災害時における応急復旧活動

### (3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか

- ① 災害時における人命保護のための救助
- ② 災害時における応急復旧活動

## 第3節 予想される災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

## 1 第4次地震被害想定

地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震（※1） 安政東海型地震（※1） 5地震総合モデル（※1）	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※1 本県の津波浸水想定に必要な範囲で内閣府と相談しながら新しい知見に基づく独自の津波断層モデルを、検討対象に追加した（平成27年6月）。

※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

## 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

## 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

## 4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

## 5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照)

## 6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波(宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル)の想定結果

(地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照)

## 7 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

### (1) 概要

遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震地帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。

過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第一波が到達する場合がある。

### (2) 特徴等

津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。

遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。

遠地津波では、到着途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。

遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

# 第2章

## 平常時対策

## 第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 第3節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

## 第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 第6節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

## 第3節 津波避難訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 市の計画

#### (1) 訓練の内容

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で津波避難訓練を行う。

- ① 3月11日を含む10日間で「津波対策推進旬間」と定められており、津波危険地域及び津波避難訓練対象区域において実施する。
- ② この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。
- ③ 訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。
- ④ 津波避難訓練は、年1回以上実施する。
- ⑤ 訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

#### (2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- ① 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。
- ② 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

## 第4節 津波災害予防対策の推進

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策」「避難計画策定指針」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。また、市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。

市は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

市は、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。

本市は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における首都直下地震緊急対策区域に指定されており、必要な対策の実施期間及び目標等については、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」が兼ねるものとする。

## 1 避難計画の策定

### (1) 要避難地区の指定

第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

### (2) 避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

### (3) 避難地、津波避難施設、避難路の指定

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。

① 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

② 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。

また、必要に応じ避難地を指定する。

③ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難ビル等の施設を指定する。

### (4) 要避難地区にある自主防災組織は、地域の実情に合わせた津波避難計画書を策定する。

## 2 平常時に実施する災害予防措置

### (1) 避難誘導體制整備

① 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

② 市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

③ 市は津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

### (2) 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

#### ① 津波危険予想図

市は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。

#### ② 避難方法等の周知

市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対

して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

### ③ 避難対策

市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

市は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

### (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

### (4) 地震発生時

市長は、突発地震に備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。

当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等から指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

## 3 津波に強いまちづくり

(1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。

(4) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(6) 市は、行政関連機関、要配慮者にかかる施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、構築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るものとする。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を検討するとともに、「民」の力を活用し、対策をより早く、リスクをより低くすることを目指す。

(7) 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

### ① 津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進

ア 市等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応す

るものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。

イ 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。

ウ 市は、地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

② 適切な避難行動の周知徹底

市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

③ 市民への伝達手段の多重化・多様化

ア 津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

イ 市は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

(8) 津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項

① 市は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設又は、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ ア～エに掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

② 市は、地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

③ 市は、津波防災地域づくり法に基づき指定避難施設が指定されたときは、①イの避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を①アに掲げる事項として定めるものとする。

④ 市は、指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を①イの避難施設に関する事項として定めるものとする。

⑤ 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。

ア 津波発生時における避難促進施設の防災体制

イ 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導

ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施

エ 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項

- ⑥ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

#### 4 津波避難施設等の整備

- (1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 市は、避難地（屋内施設含む。）・津波避難施設の整備に当たり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- (3) 市は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (4) 避難地（屋内施設含む。）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- (5) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

##### ① 津波を防ぐ施設高の確保

レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていく。

##### ② 施設の質的強化

津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。

管理施設については、定期的に点検を行うものとする。

また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。

##### ③ 「静岡モデル」防潮堤の整備

津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるといふ本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。

##### ④ 安全な避難空間の確保

レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

# 第3章

## 災害応急対策

## 第1節 計画の目的

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関等の災害応急対策について定める。

なお、ここに定めのないものについては、「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

津波発生時の市及び防災関係機関の組織体制を明らかにし、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

## 第2節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の組織体制の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

(地震対策編 第5章 第2節「防災関係機関の活動」に準ずる。)

## 第3節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、共通対策編 第3章 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

## 津波警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- ① 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- ② 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

① 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

② 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予

報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

③ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

④ 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- (ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- (ア) 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### (4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想される とき(津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配は なく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が 継続するとき(津波に関する その他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する 可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 第4節 広報活動

(共通対策編 第3章 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

## 第5節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

### 1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織及び水防活動の具体的内容については、沼津市水防計画の定めるところによる。

#### (1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

- ① 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。  
なお、呼びかけを行った旨を沼津警察署長に通知するとともに、沼津土木事務所を経由して知事へその旨を報告する。
- ② 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- ③ 河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

#### (2) 水防活動の応援要請

- ① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。  
ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定して隣接水防管理者に対し応援を要請する。  
イ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、沼津警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

- ② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊又は海上保安庁の派遣を知事に、警察官の派遣を沼津警察署長にそれぞれ要求又は要請する。
- ア 応援を必要とする理由
  - イ 応援を必要とする人員、資機材等
  - ウ 応援を必要とする場所
  - エ 期間その他応援に必要な事項

## 2 人命の救出活動

### (1) 人命救出活動の基本方針

- ① 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ② 県、警察、自衛隊及び海上保安庁は、市長が行う救出活動に協力する。
- ③ 県は救出活動に関する応援について市との総合調整を行う。
- ④ 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について、総合調整を行う。
- ⑤ 自主防災組織、事業所及び住民等は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ⑥ 自衛隊及び海上保安庁の救出活動は、本章第7節「広域応援活動」に定めるところによる。

### (2) 市

- ① 職員を動員し負傷者等を救出する。
- ② 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体に協力を求める。
  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 応援を必要とする人員、資機材等
  - ウ 応援を必要とする場所
  - エ 応援を必要とする期間
  - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

### (3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を図り、地域での救出活動を行う。
- ④ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- ⑤ 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察又は海上保安部等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

## 第6節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

### 1 避難対策

#### (1) 避難対策の基本方針

- ① 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身

体の安全確保に努める。

- ② 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- ③ 避難対策の周知にあたっては、住民において、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

## (2) 情報・広報活動

- ① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は本章第3節「情報活動」に準ずる。
- ② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は本章第4節「広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。
- ③ 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

## (3) 避難のための指示

### ① 指示の基準

- ア 市長は、津波災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。
- イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示を行った旨を市長に通知する。
- ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（以下「災害派遣の自衛官」という。）は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を市長に報告する。

### ② 指示の内容

避難の指示等を行う際は、可能な限り次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化を図る。

- ア 避難の指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

### ③ 指示の伝達方法

避難の指示を行ったときは、直ちに対象となる地域の住民等に対して同報無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、災害派遣の自衛官及び自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

## (4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

### ① 市が実施する自衛措置

沿岸地域においては、次の措置をとるものとする。

#### ア 津波注意報が発表された場合

- (ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

なお、市長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(3) 避難のための指示等」に準ずる。

- (イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。
- (ウ) 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

イ 大津波警報・津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(ア) 海面の監視

気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。

(イ) 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

(ウ) 避難の指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(エ) 遠地津波が発生した場合

気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視など必要な措置をとる。

津波注意報又は津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

② 住民等が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

イ 海水浴客等は、上記アの他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

(5) 警戒区域の設定

① 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいない時、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）、警察官又

は海上保安官が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

② 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣の自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた自衛官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(6) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため市職員（消防団員を含む。以下この章において同じ。）を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。

(7) 避難の方法

災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。

① 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。

資料編「要避難地区一覧表（津波危険予想地域の部）」

② 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する。

③ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される時、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(8) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により、幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(9) 避難地における業務

① 避難地に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集

イ 津波等に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

② 市が設定した避難地を所有し、又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急救護に協力するものとする。

(10) 避難状況の報告

① 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者から直接又は当該地区を管轄する警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として次のイに関する報告を求めないものとする。資料編「避難報告書」

ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い、発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市等に対する要請事項

- ② 市長は、避難状況について知事へ報告する。

## 2 避難所の設置及び避難生活

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

### (1) 避難所の設置

#### ① 避難生活者

災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者を対象とする。

#### ② 設置場所

ア 津波などの危険のない地域に設置する。

イ 市は、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難所を設置する。

ウ 高齢者及び障がいのある人など、援助が必要な者は、事前に指定した社会福祉施設等の活用を考慮する。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設又は民間宿泊施設等を確保する。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支部に船舶のあっせんを要請する。

カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

#### ③ 福祉避難所

ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。

イ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、協定を結ぶものとする。

#### ④ 2次的避難所

2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

ア 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避

難者を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

イ 市は、大規模な災害により、事前に協定を締結した宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

#### ⑤ 設置期間

市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

#### ⑥ 避難所の運営

ア 市、自主防災組織及び避難所の学校等の施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県を通じ、国等へ報告を行うものとする。

#### ⑦ その他

ア 災害救助法に基づく実施事項は、「共通対策編」による。

イ 市管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」に準ずる。

### (2) 避難生活

避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため自主防災組織等は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るようつとめるものとする。

## 第7節 広域応援活動

広域かつ激甚な災害に対応する市、県、自衛隊等の広域応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 市

(共通対策編 第3章 第24節 「応援協力計画」に準ずる。)

### 2 自衛隊の支援

(共通対策編 第3章 第26節 「自衛隊派遣要請計画」に準ずる。)

### 3 海上保安庁の支援

(共通対策編 第3章 第27節 「海上保安庁に対する支援要請計画」に準ずる。)

## 第8節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたしたり災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

### 防疫活動

#### (1) 市

- ① 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- ② 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
- ③ 知事により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことがその管理者に命ぜられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。
- ④ 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
- ⑤ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- ⑥ 地震による災害のため防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、また不十分であるときは、県に代執行を要請する。
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の定めにより、知事から指定された場合、市は次の措置をとる。
  - ア 感染症患者及び保菌者の早期発見並びに感染症の発生防止のため、検病調査及び検病調査の措置を講ずる。
  - イ 感染症が発生したとき、又はそのおそれのあるときは、発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止等又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の必要な防疫措置を講ずるとともに、汚染場所・物件の消毒家用水（井戸水等）の消毒・ねずみ族・昆虫の駆除等必要な防疫指導を行う。

#### (2) 実施要領

- ① 防疫班の編成及び能力（資料編「防疫班編成基準表」）
- ② 実施基準

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

#### (3) 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

#### (4) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

## 第9節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 公共施設等

#### (1) 河川及び海岸保全施設

##### ① 被害情報の収集・施設の点検・情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

##### ② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

##### ③ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれがある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

##### ④ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

##### ⑤ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

#### (2) 港湾及び漁港施設等

##### ① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

##### ② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

##### ③ 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所への立ち入り禁止措置や陸閘・水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

##### ④ 緊急輸送路岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

#### (3) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、作業員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章災害復旧計画によるものとする。)

# 風水害対策編

## 風水害対策編 目 次

総 則		
	第1章 総 則	頁
	第1節 計画の目的	1
	危機管理課	1
	第2節 予想される災害と地域	1
	1 風水害	1
	2 高潮・高波	2
	3 土砂災害	2

発 災 前		
	第2章 災害予防計画	頁
	第1節 総則	3
	河川課 危機管理課 まちづくり政策課	3
	第2節 河川災害予防計画	3
	1 本市の河川の特徴	3
	2 浸水想定区域の指定と通知	4
	3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	4
	4 連携体制の構築	5
	第3節 港湾漁港保全災害防除計画	5
	危機管理課 水産海浜課	5
	第4節 道路・橋りょう災害防除計画	6
	道路管理課	6
	第5節 土砂災害防除計画	6
	1 防災パトロールの実施	6
	2 土砂災害警戒情報の提供と活用	6
	3 土砂災害緊急情報の提供	7
	4 土砂災害防止法の施行	7
	5 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	8
	6 その他のソフト対策	8
	第6節 倒木被害防除計画	9
	危機管理課 農林農地課	9
	第7節 盛土災害防除計画	9
	開発指導課 農林農地課	9
	第8節 避難情報の事前準備計画	9
	1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	9
	2 住民への周知・意識啓発	10
	第9節 避難誘導体制の整備計画	10
	危機管理課 河川課 水産海浜課	10
	第10節 防災知識の普及計画	11
	危機管理課 河川課 水産海浜課	11
	第11節 自主防災活動	11
	危機管理課	11

第3章 災害応急対策計画			頁
第1節	計画の目的		13
		河川課 水産海浜課 危機管理課	13
第2節	組織計画		13
	1 災害対策組織	危機管理課 河川課	13
	2 災害時の配備体制とその基準	危機管理課 河川課	14
第3節	情報収集・伝達		14
		河川課 危機管理課	14
第4節	広報活動		14
		河川課 危機管理課 広報課	14
第5節	水防計画		14
	計画の目的	河川課	14
第6節	水防に関する予警報		15
	道路の通行規制に関する情報	危機管理課 河川課 道路管理課	15

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「風水害対策編」(「共通対策編」で定めるものを除く。)を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

### ・第1章 総則

(計画の目的、予想される災害と地域)

### ・第2章 災害予防計画

(総則、河川災害予防計画、港湾漁港保全災害防除計画、土砂災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動)

### ・第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、水防に関する予警報)

## 第2節 予想される災害と地域

### 1 風水害

市内の主要河川は、市の中央部を流れる狩野川であるが、昭和33年の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策を進めている。しかし、近年、気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。季節的には6月、7月の梅雨前線活動の活発化により大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月から10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

#### (1) 狩野川流域(一級河川)

流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。しかし、狩野川放水路の整備や河道堀削・堤防の整備など河川改修により流下能力は大きく向上しているが、施設的能力を上回る洪水が発生した場合には、越水や浸食、内水等による洪水氾濫の恐れがある。

#### (2) 沼川流域(一級河川)

市北部を流れる多くの河川が流れ込むため、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。なお、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増などにより、浸水被害が頻発している。

#### (3) 高橋川流域(一級河川)

高橋川流域は低平地で過去幾多の内水による浸水を繰り返してきた。そのため、河道改修や排水機場増設などを行い治水安全度の向上を図っているが、水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがある。

## 2 高潮・高波

駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため防潮堤のない地域は災害が予想される。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。

## 3 土砂災害

市内では、土砂災害警戒区域が380箇所、土砂災害特別警戒区域が311箇所（いずれも令和7年3月31日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。なお、土砂災害防止法改正に伴い、本計画に定めることとされた事項については、資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」による。

## 第2章

# 災害予防計画

## 第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止し、災害の発生時における被害を最小限度に止めるため、平素から防災に関する調査、研究、危険区域を解消するための施策及び防災訓練の実施について定めるものとする。

市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画に位置付けている防災指針に基づくハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策により、まちの魅力と安全性を高めることを目指すものとする。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、特に危険が高いとされる地区においては、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

## 第2節 河川災害予防計画

この計画は、本市における河川等の氾濫を防止するため河川の状況を調査把握し、水害危険箇所の指定、下水道事業等による排水計画の概要を定めるものとする。

- ・水防上の注意箇所 沼津市水防計画による。
- ・「下水道事業の概要」

### 1 本市の河川の特徴

本市の河川の特徴として、市内の中級河川は一級河川狩野川、沼川などに流入し駿河湾に流れ込むが、南部地域は山地からの急流河川が多く、直接駿河湾に流れ込んでいる。狩野川については河口部にあたるため、市内の降雨量とは別に天城山系及び周辺市町の降雨量等に注意する必要がある。

以上が、本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化に伴う水衝部の変化、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

## 2 浸水想定区域の指定と通知

- (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。
- (2) 県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定したものについて、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。

## 3 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下総称して「浸水想定区域」という。）の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
  - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
  - ② 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
  - ③ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があつた施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
  - ④ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - ⑤ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ⑥ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
  - ⑦ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
  - ⑧ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (3) 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### 4 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を軽減・防止するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### 第3節 港湾漁港保全災害防除計画

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

## 第4節 道路・橋りょう災害防除計画

市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

## 第5節 土砂災害防除計画

土石流・地すべり・がけ崩れによる人家災害防止のため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所、法面工、擁壁工等急傾斜地の崩壊防止工事の実施を推進する。

危険箇所に対する安全措置が完全でない間は、住民等に対する避難措置の確立が最も必要である。

がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合、迅速かつ適切な避難指示を行なえるよう避難計画の確立につとめる。また避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得などあらかじめ徹底させておくものとする。

### 1 防災パトロールの実施

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度に止めるためにまず事前措置として平素から危険予想箇所を把握しパトロールを実施する。

実施時期と場所

実施時期は、6月上旬及び豪雨が予想されるとき。

実施場所は、資料編「急傾斜地崩壊危険箇所」とする。

### 2 土砂災害警戒情報の提供と活用

#### (1) 県及び静岡地方気象台

県と静岡地方気象台は、市民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。

また県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 市

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等の確認・把握に努める。

### 3 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

### 4 土砂災害防止法の施行

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

- ① 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。
- ② 市は、県により指定された土砂災害警戒区域等について、住民に周知するものとする。

#### (2) 市防災会議

- ① 市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ② 市防災会議は、市地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

#### (3) 住民への周知

- ① 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所

及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

② 県は、電子地図の提供等により、市を支援するものとする。

#### (4) 避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

資料編「土砂災害（特別）警戒区域一覧表」

#### (5) 事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 5 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

(1) 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

(3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

## 6 その他のソフト対策

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

県は、インターネットによる土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(2) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

## 第6節 倒木被害防除計画

市は、県、電気事業者及び電気通信事業者とともに、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間で協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

## 第7節 盛土災害防除計画

市は県と連携し、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

市は、県が設置する不適切盛土事案の課題解決を図るための「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である「地域部会」を通じ、県や関係機関と連携し的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

## 第8節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

### 1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生す

るおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。
- (4) 市が「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たり、県は技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

## 2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 第9節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

## 第10節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。  
決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きい池から、ハザードマップの作成・周知を図る。  
中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成について、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

## 第11節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節 「自主防災組織の育成」及び第7節 「事業所等の防災活動」に準ずる。)

# 第3章

## 災害応急対策計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに風水害に対する市の対応を定め、もって管下の各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防衛し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画による。

## 第2節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにするとともに、総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

### 1 災害対策組織

#### (1) 沼津市防災会議

##### ① 編成

防災会議の編成は、資料編「沼津市防災会議委員編成表」による。

##### ② 運営

資料編「沼津市防災会議条例」及び資料編「沼津市防災会議運営要綱」の定めるところによるものとする。

#### (2) 沼津市災害警備本部

災害の発生が予想される場合は、状況に応じ情報連絡体制又は事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。

ただし沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

災害警備本部の組織及び編成は、資料編「沼津市災害警備本部編成表」の定めるところによる。

#### (3) 沼津市災害対策本部

##### ① 編成

災害対策本部の編成は、資料編「沼津市災害対策本部運営要領」による。

##### ② 事務分掌

沼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編「沼津市災害対策本部事務分掌」による。

##### ③ 設置基準

ア 大規模な災害が発生し又は発生が予想され、市長がその対策を必要と認めるとき。

イ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

##### ④ 運営

沼津市災害対策本部条例及び沼津市災害対策本部運営要領の定めるところとし、その概要は次のとおりである。

##### ア 本部室

本部室は、本部長、副本部長、部長、副本長及び調整部各班員の内、あらかじめ各班長が指名する職員のほか、沼津市災害対策本部運営要領の定める各部より派遣される職員により構成する。

イ 本部室に勤務する職員は、本部長の指揮を受け、災害対策上の指示又は情報について各部及び防災関係機関との連絡調整に当る。

⑤ 本部の設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部が設置又は廃止された時は、災害対策関係機関及び沼津市災害対策本部運営要領に定める者のうち、必要と認める者に通知する。

資料編「災害対策関係機関一覧表」

(4) 避難地

① 地域における情報の収集・伝達及び自主防災組織等との連絡調整、その他、応急活動を行うための拠点として、避難地を設置する。

資料編「避難地一覧表」

② 避難地には、市職員を派遣する。

③ 職員の内1人をあらかじめ責任者と定め、責任者に事故ある時を想定し、責任者を代理、補佐する者も同時に定めるものとする。

## 2 災害時の配備体制とその基準

災害の発生が予想される場合は情報連絡体制又は事前配備体制をとるものとし、必要に応じて災害警備本部又は災害対策本部に移行するものとする。その体制及び基準は、災害時の配備体制とその基準表による。

資料編「災害時の職員配備体制の基準」

## 第3節 情報収集・伝達

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

## 第4節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

## 第5節 水防計画

### 計画の目的

災害対策基本法及び水防法に基づき、河川等の洪水、津波又は高潮等による災害を警戒・防御するとともに、これらによる被害を軽減することを目的とする水防計画は、沼津市水防計画による。

沼津市水防計画は、おおむね次の事項について定める。

- ・水防組織及び活動
- ・避難
- ・決壊等の通報及び処置
- ・重要水防箇所
- ・水防用資器材及び設備の整備並びに輸送
- ・通信連絡
- ・洪水予報
- ・水防警報
- ・水位周知河川における水位到達情報

- ・ 協力応援
- ・ 水防てん末報告
- ・ 水防計画及び水防訓練

(復旧・復興については、共通対策編 第4章 災害復旧計画 によるものとする。)

## 第6節 水防に関する予警報

### 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

# 火山災害対策編

# 火山災害対策編 目 次

## 総 則

第1章 総 則		頁
第1節	計画の目的	1
	1 本計画について	1
	2 計画の構成	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
	1 関係する機関と実施すべき事項（平常時）	2
		危機管理課 危機管理課(駿東伊豆消防本部) 広報課 観光戦略課 商工振興課 産業政策課 地域自治課 ウィズスポーツ課 市民税課 納税管理課 資産税課 資産活用課 政策企画課 人事課 建設デザイン政策課 病院事務局 農林農地課 福祉事務所 教育委員会事務局 道路管理課 道路建設課 環境政策課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 健康づくり課 河川課 まちづくり政策課 住宅政策課 公共建築課
第3節	予想される災害	5
	1 想定火口範囲	5
	2 予想される噴火現象とその危険性	5
	3 火山災害警戒地域の指定	7
第4節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	7
	1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	7
	2 その他の火山現象に関する予報	9
	3 火山現象に関する情報等	10
第5節	避難計画	11
	1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア	11
	2 段階的な避難	12

発 災 前

第2章 災害予防計画(平常時対策)

頁

<b>第1節</b>	<b>情報連絡体制の整備</b>		15
	1 異常現象の通報体制	危機管理課	15
	2 協議会内の情報伝達体制	危機管理課	16
	3 避難に係る情報伝達体制	危機管理課 広報課 観光戦略課 商工振興課 産業政策課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 まちづくり政策課 福祉事務所 教育委員会事務局 健康づくり課 地域自治課 ウィズスポーツ課 市民税課 資産税課 納税管理課	16
<b>第2節</b>	<b>市避難計画の策定</b>		17
	1 避難体制の準備	危機管理課 危機管理課(駿東伊豆消防本部) 観光戦略課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局 資産活用課 政策企画課 健康づくり課 商工振興課 産業政策課 住宅政策課 公共建築課 まちづくり政策課	17
<b>第3節</b>	<b>市が定める避難場所、避難所、避難経路</b>		17
	1 避難場所及び避難所	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局 資産活用課 政策企画課 住宅政策課 公共建築課	17
	2 避難経路	危機管理課 危機管理課(駿東伊豆消防本部) 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課	17
<b>第4節</b>	<b>避難促進施設</b>		18
	1 避難促進施設の指定	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局	18
	2 指定の基準	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局	18
	3 避難促進施設への情報提供、助言	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局	18
<b>第5節</b>	<b>予防教育及び研修・訓練の実施</b>		18
	1 啓発活動	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局 人事課 観光戦略課 商工振興課 産業政策課	18
	2 自主防災組織の活動	危機管理課 福祉事務所 教育委員会事務局 地域自治課	19
	3 防災訓練	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局 人事課 市民税課 資産税課 納税管理課 観光戦略課 商工振興課 産業政策課 健康づくり課	19

発 災 後

第3章 災害応急対策計画		頁
<b>第1節</b>	<b>噴火警報・噴火予報の伝達</b>	<b>21</b>
	1 噴火警報・噴火予報の伝達（気象庁→県→市）	危機管理課
<b>第2節</b>	<b>避難指示等</b>	<b>22</b>
	1 避難指示の発令	危機管理課 広報課
	2 警戒区域の設定	危機管理課 危機管理課（駿東伊豆消防本部） 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課
	3 観光客等への対応	危機管理課 広報課 観光戦略課
	4 一般住民の段階的な避難	危機管理課
	5 避難行動要支援者の避難	福祉事務所 教育委員会事務局 健康づくり課
	6 救出救助	危機管理課 危機管理課（駿東伊豆消防本部）
	7 一時帰宅の実施	危機管理課 危機管理課（駿東伊豆消防本部）
	8 広域避難	危機管理課 住宅政策課
<b>第3節</b>	<b>市の体制</b>	<b>29</b>
	1 配備体制及び災害対策本部体制	危機管理課
	2 災害対策本部の設置	危機管理課
	3 協議会（または合同会議）との調整	危機管理課
	4 避難場所及び避難所の開設	危機管理課 福祉事務所 地域自治課 教育委員会事務局 資産活用課 政策企画課 住宅政策課 公共建築課
	5 避難先	危機管理課
<b>第4節</b>	<b>学校・児童関連施設の避難体制</b>	<b>30</b>
	1 休校等の措置	福祉事務所 教育委員会事務局
<b>第5節</b>	<b>交通規制</b>	<b>31</b>
	1 一般道路の交通規制	危機管理課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 危機管理課（駿東伊豆消防本部）
	2 高速道路等の交通規制	危機管理課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 危機管理課（駿東伊豆消防本部）
	3 鉄道の運行規制	危機管理課
	4 航空機に対する措置	危機管理課
<b>第6節</b>	<b>避難者の輸送</b>	<b>34</b>
	1 避難者の輸送対応	危機管理課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 危機管理課（駿東伊豆消防本部）
<b>第7節</b>	<b>広域避難路の降灰等</b>	<b>34</b>
	1 除灰等に係る対応	危機管理課 河川課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 環境政策課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 地域自治課
<b>第8節</b>	<b>社会秩序維持活動</b>	<b>35</b>
	1 秩序維持に係る取組	危機管理課 広報課
<b>第9節</b>	<b>被害拡大防止対策</b>	<b>35</b>
	1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市	危機管理課 河川課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 環境政策課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 地域自治課
	2 降灰があった地域の住民及び事業者	危機管理課 河川課 道路管理課 道路建設課 建設デザイン政策課 環境政策課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室 地域自治課
<b>第10節</b>	<b>継続災害対応計画</b>	<b>36</b>
	1 土石流の対応	河川課

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、沼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、沼津市及び防災機関が行うべき市の地域にかかる大綱を「火山災害対策編」（「共通対策編」で定めるものを除く）として定めるものである。

### 1 本計画について

県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

そして、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和3年3月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が到達する地域を抱える本市の特性を踏まえた火山防災対策を定める。

なお、市及び関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

### 2 計画の構成

「火山災害対策編」は、以下の各章から構成する。

#### 第1章 総則

（計画の目的、防災関連機関の処理すべき事務又は業務の大綱、予想される災害、気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等、避難計画）

#### 第2章 災害予防計画（平常時対策）

（情報連絡体制の整備、市避難計画の策定、市が定める避難場所、避難所、避難経路、避難促進施設、予防教育及び研修・訓練の実施）

#### 第3章 災害応急対策計画

（噴火警報・噴火予報の伝達、避難指示等、市の体制、学校・児童関連施設の避難体制、交通規制、避難者の輸送、広域避難路の降灰等、社会秩序維持活動、被害拡大防止対策、継続災害対応計画）

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、国、県、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

## 1 関係する機関と実施すべき事項(平常時)

実施主体		内容
市	情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討)</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者、外国人等への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等)</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> </ul>
	避難計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> <li>・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知</li> <li>・自主防災組織等ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握(市避難計画等の策定)</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・避難場所の検討</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> </ul>
	訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・県及び他市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定</li> <li>・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定(市避難計画等の策定)</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(市避難計画等の策定)</li> </ul>

実施主体		内容
市	交通	・避難ルートにおける避難誘導
	降灰	・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定 ・降灰に関する土砂対策
	畜産	・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数) ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	医療	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町 (受入市町としての本市の対応)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・山小屋組合等への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・鉄道事業者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・観光客・登山者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>・市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) 例)聴覚障がいのある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置、視覚障がいのある人:受信メールを読み上げる携帯電話、手に障がいのある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・市が設定した避難ルートの把握</li> <li>・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> </ul>

実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・市の広域避難対象者の把握</li> <li>・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・市の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・市町の安否情報確認訓練への支援</li> <li>・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数)</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>・国内外への情報発信体制の構築</li> <li>・火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>・除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>・除灰作業計画の策定</li> <li>・放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制の事前検討</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町と連携して交通規制箇所(道路)の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> </ul>
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の避難計画の策定</li> </ul>

実施主体	内容
社会福祉施設等	・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

※業務の分担については、資料編「17 火山災害対策編関係 図1」を参照

### 第3節 予想される災害

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

#### 1 想定火口範囲

約 5,600 年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周囲 1 km の範囲に、山頂から半径 4 km 以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

#### 2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
噴石（大きな噴石、小さな噴石）	<p>(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。</p> <p>(2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。</p> <p>(3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。</p> <p>(4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。</p> <p>(5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。</p>

火砕流・ 火砕サージ	<p>(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。</p> <p>(3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。</p> <p>(4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。</p>
溶岩流	<p>(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。</p> <p>(2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。</p> <p>(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。</p> <p>(4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。</p> <p>(5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。</p>
融雪型 火山泥流	<p>(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。</p> <p>(2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。</p> <p>(3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。</p>
空振	<p>(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。</p>
降灰	<p>(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。</p> <p>(5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p>
降灰後土石 流	<p>(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。</p> <p>(2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。</p> <p>(3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。</p>

火山性地震 ・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・ 山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

### 3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	都道府県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

## 第4節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

### 1 噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこと

としている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等へ の対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれよ り火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li>【その他の噴火事例】</li> <li>貞観噴火(864～865年):北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</li> <li>延暦噴火(800～802年):北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前):地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月14日まで(噴火開始数日前):山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり</li> <li>【宝永(1707年)噴火の事例】</li> <li>12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>

	火口周辺	2(火口 周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(高齢者等避難)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。

## 2 その他の火山現象に関する予報

### 降灰予報

予報の種類	発表基準	内容	発表時期
降灰予報(定時)	噴火警報が発表されている火山で、噴火が発生したときに降灰が住民等に影響を及ぼすおそれがある場合	18 時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	定期的(3時間ごと)に発表。
降灰予報(速報)	降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合 ※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火後速やかに(5～10 分程度で)発表

降灰予報 (詳細)	降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合 ※降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ※降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表する。	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火後20～30分程度で発表
--------------	--	---	--

### 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満
少量	0.1mm 未満

### 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

## 3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に火山活動の状況等を周知するため、以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※) ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度等)を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図(6、12、18 時間先まで予測)も合わせて発表される。	責任領域(※)内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※) 責任領域: 国際民間航空機関(ICAO)のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター(VAAC: Volcanic Ash Advisory Center)があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

## 第5節 避難計画

### 1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を 資料編「17 火山災害対策編関係図 2 から図 7」に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象	説明
火口形成 火砕流 大きな噴石 溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図2を参照) (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(1時間－3時間以内)到達範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間－24 時間)到達範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流(24 時間－7日間)到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間－約 57 日間)到達範囲

融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図5を参照) (融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)(図3を参照)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石の降下が想定される範囲(図4を参照)
降灰後 土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図7を参照) (降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。

また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

## 2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は、第3章に記す。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	溶岩流 <sup>※1</sup>					
			火砕流、大きな噴石 <small>融雪型火山泥流(事前の避難が必要な区域)<sup>※2</sup></small>					
			火口形成					
			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 (5合目以上)	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	—

	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※5】 避難 入山規制	避難 【必要な範囲※5】 避難 入山規制	— 避難準備 —	— 避難準備 —

—: 避難行動の対象外

区分	噴火警戒レベル	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流※1	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア※4
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	—	—	—	—	—
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	—	—	—	—
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

—: 避難行動の対象外

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者 区分	溶岩流						
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	
	—	溶岩流の流下の場合						
	—					※6	※6	※7
噴火状況判明後	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	—
	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】	入山規制 【必要な範囲※8】

区分	避難対象者 区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		避難対象エリア※2	避難対象エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア※4
発現象の 発生	—		火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険が ある場合
後噴火状況判明	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲(第3章第2節第4項を参照)。

※6 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※7 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

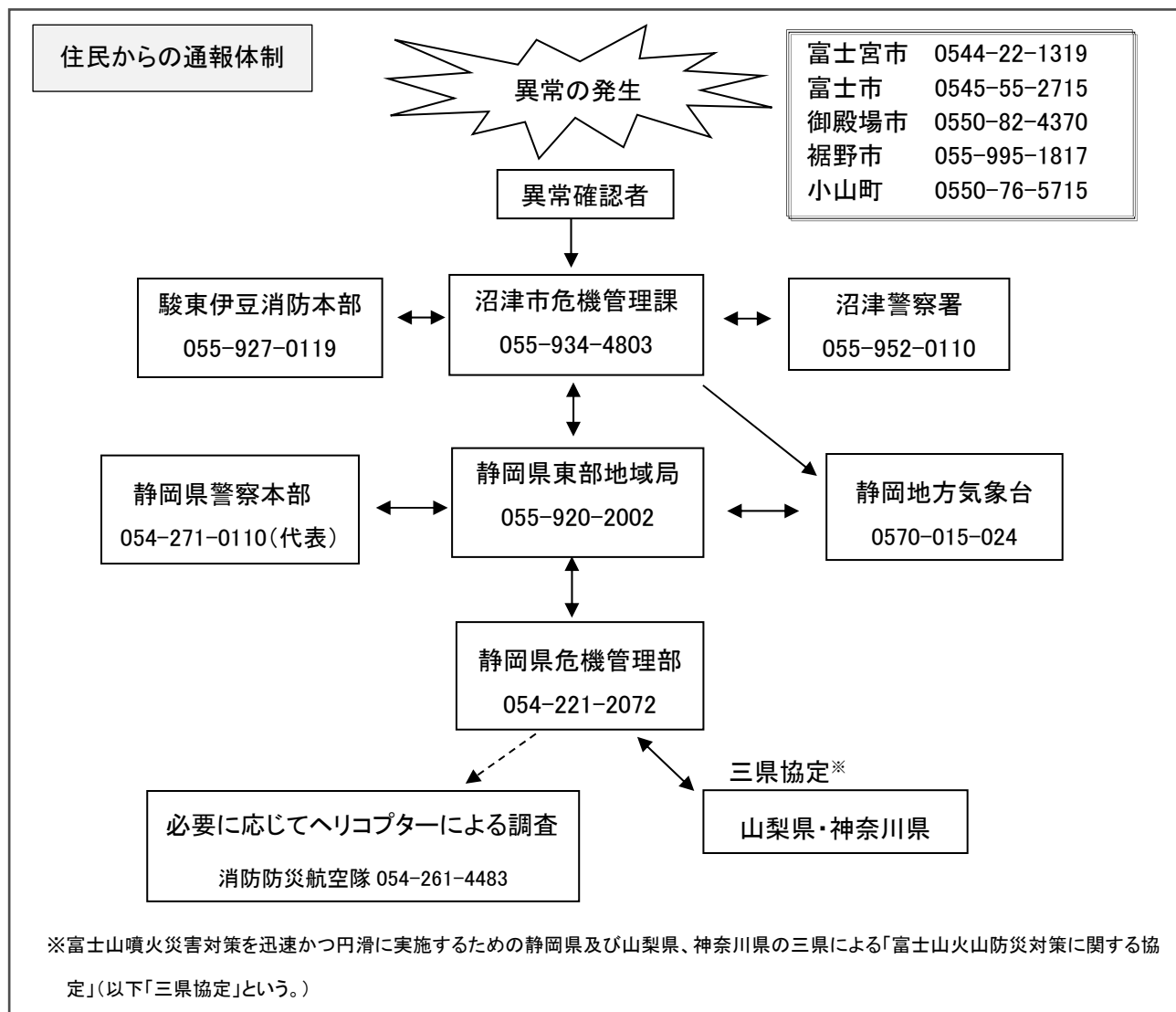
## **第2章**

# **災害予防計画 (平常時対策)**

## 第1節 情報連絡体制の整備

### 1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

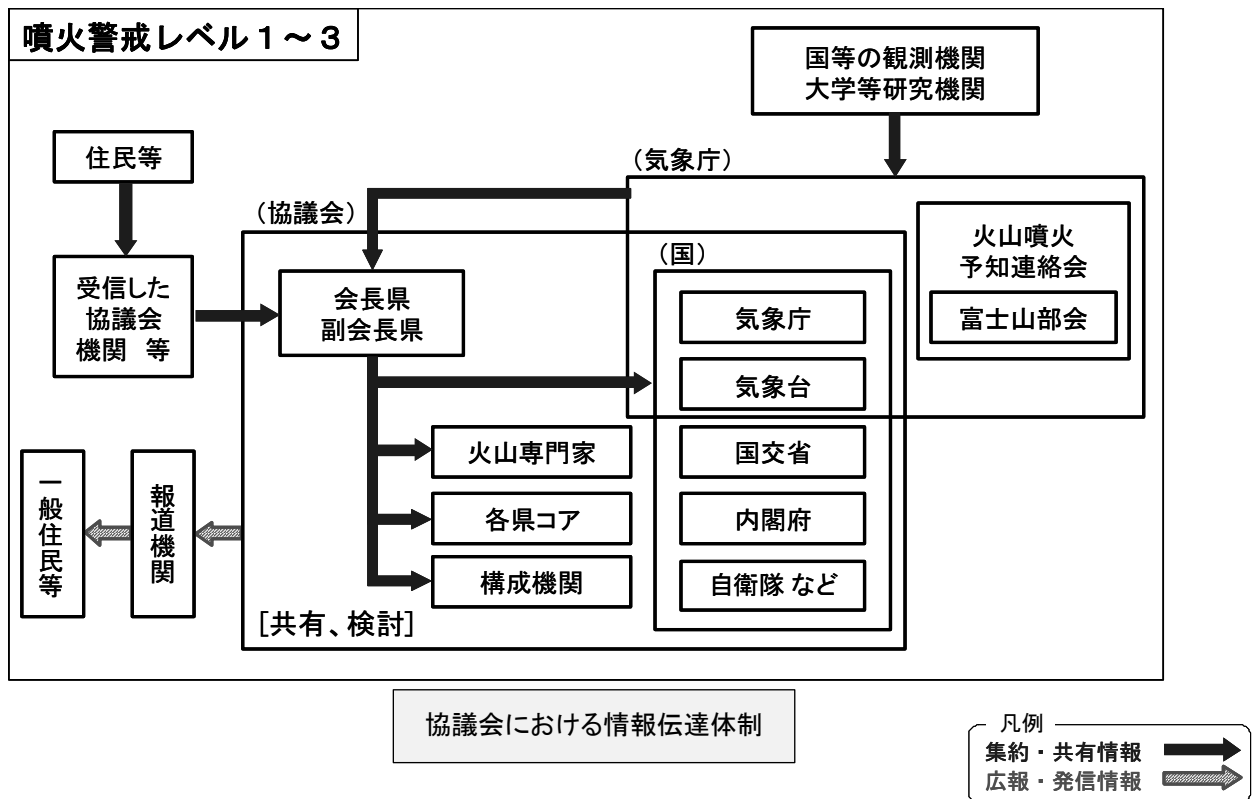


実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町又は警察官に通報する。
警察官	警察官は、住民等から火山活動現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報する。
市長	市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。
知事	知事は、富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

## 2 協議会内の情報伝達体制

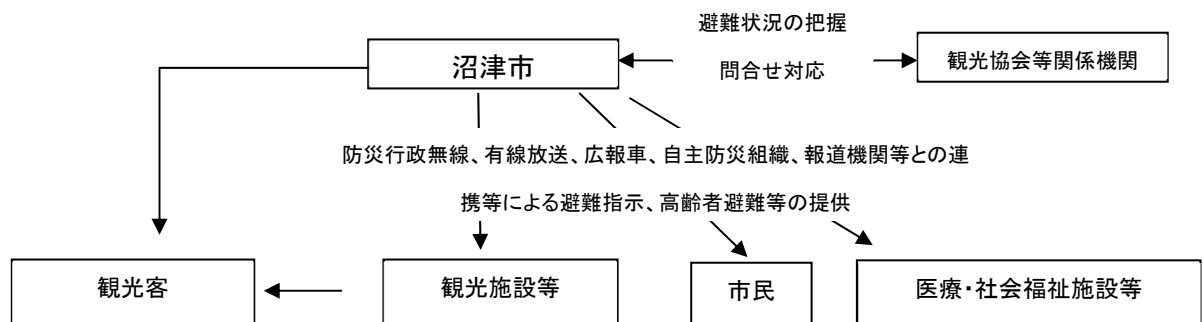
協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。



## 3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。



## 第2節 市避難計画の策定

### 1 避難体制の準備

- (1) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
- (2) 市避難計画は、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路、手段等を含めた具体的且つ実践的な内容のものとする。
- (3) 市は、あらかじめ近隣市町に避難するための計画を策定し、必要に応じて近隣市町と協定を締結する。
- (4) 県は、市が避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (5) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (6) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

## 第3節 市が定める避難場所、避難所、避難経路

### 1 避難場所及び避難所

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- (1) 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定する。
- (2) 避難場所及び避難所の開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- (3) 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難場所及び避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

### 2 避難経路

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定する。

- (1) 住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。
- (2) 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、避難場所までの経路は、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- (3) 降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- (4) 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

## 第4節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として指定し、避難確保計画を作成させるものとする。

指定された施設の名称及び所在地は、資料編「17 火山災害対策編関係 図8」に明記するものとする。

### 2 指定の基準

避難促進施設の指定については、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

### 3 避難促進施設への情報提供、助言

市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

## 第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

### 1 啓発活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校等との連携により、住民、自主防災組織又は観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li><li>・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難場所及び避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</li><li>・火山防災マップ等の配布時には、必要に応じて説明会などを催し、正しい情報を提供する。</li><li>・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</li><li>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難計画等の周知を図る。</li><li>・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</li><li>・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。</li></ul>

	・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方気象台	火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県・市町と協力して啓発する。
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。
教育委員会 学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

## 2 自主防災組織の活動

避難行動をすべき地域内の自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1) 「ハザードマップ」に基づく火山現象の影響想定範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・予報の種類、発表基準の確認
- (3) 火山災害時の避難経路及び避難場所・避難所の確認
- (4) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者台帳に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 避難行動要支援者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

## 3 防災訓練

実施主体	内 容
県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 ・県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
市民	市民は、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

# 第3章

## 災害応急対策計画



<表1>

区 分	名 称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」</li> <li>・「噴火警報(レベル3(入山規制))」</li> <li>・「噴火警報(レベル4(高齢者等避難))」</li> <li>・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」</li> <li>・「噴火警報(レベル5(避難))」</li> <li>・「噴火速報」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」</li> <li>・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報(臨時)」</li> </ul> <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報(レベル3(入山規制))」</li> <li>・「火口周辺警報(レベル2(火口周辺規制))」 が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第2節 避難指示等

### 1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、市は、避難基本計画及び市避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
市長	<p>ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。</p> <p>イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p> <p>ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。</p>

#### <代行処理>

実施者	内 容
警察官	<p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。</p> <p>この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p>

知事	<p>ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。</p> <p>イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

## 2 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずることができる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第 1 項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の实情に合わせて設定を行う。</li> <li>・噴火開始前は、第 1 次避難対象エリア及び第 2 次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。</li> <li>・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</li> <li>・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。</li> <li>・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。</li> <li>・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul>	

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

### 3 観光客等への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を持つ者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。観光客の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

#### 観光客等への避難支援 実施基準

実施時期	対応
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

### 4 一般住民の段階的な避難

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

#### (1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

#### (2) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

#### (3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が

短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」（資料編「17 火山災害対策編関係 図9」）を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

沼津市に影響する溶岩流の流下パターン	パターンD
--------------------	-------

(4) 溶岩流等からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難先と避難方法は、次のとおり検討し、噴火の状況により自市内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は、第8項に示す。

- ・避難対象エリアの住民は、指定された避難場所（一時集結地含む）・避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。

(5) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用を努める。

## 5 避難行動要支援者の避難

- (1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市町が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。
- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア(全方位)
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア(全方位)
噴火警戒レベル5(噴火前)	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火開始直後	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

## 6 救出救助

### (1) 人命の救出救助

共通対策編 第3章第7節「2 被災者の救助」により、市は関係機関による救出活動について総合調整を行う。

### (2) 避難未実施者等の救助

市は、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

## 7 一時帰宅の実施

(1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

(3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

## 8 広域避難

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

県及び受入市町は、避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

### (1) 基本的な考え方

- ・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、三県や合同会議において調整を行うこととしている。
- ・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8に規定する広域一時滞在をいう。
- ・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。
- ・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。
- ・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調

整を参考として対応する。

- ・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入を要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入を要請する。

## (2) 広域避難の基本的な対応と避難先

以下の項目により、広域避難の枠組を定める。

### ① 基本的な対応（避難対象地域設定と避難開始）

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。

#### ア 事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

詳細は資料編「17 火山災害対策編関係 7 噴火前の事前避難先」のとおり。

#### イ 流下パターンによる避難（噴火開始直後）…ウの避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。

複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね24時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

詳細は資料編「17 火山災害対策編関係 7 噴火開始直後の流下パターンごとの避難先」のとおり。

#### ウ ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

詳細は資料編「17 火山災害対策編関係 8 ドリルマップ等避難時（最大影響）の避難先」のとおり。

### ② 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定める。以下の条件を考慮した。

- ・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響を受ける場合の避難者数とする。
- ・溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない）
- ・山体周囲に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。

## (3) 広域避難先の枠組み

### ① 想定される溶岩流（流下パターン・ドリルマップ等）毎の避難対象区域

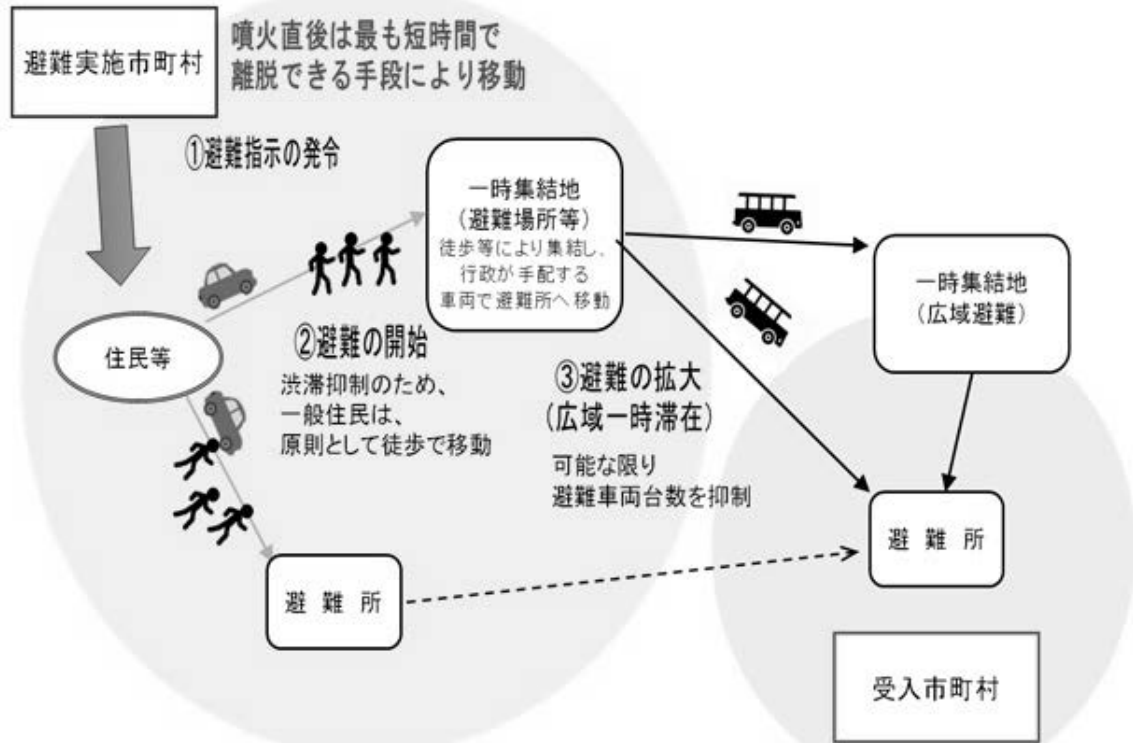
想定される溶岩流に対する対象地区の区割り（自治会等）と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。

発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時（噴火後）に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容に留め、避

難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

## ② 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（広域避難）へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地（広域避難）を設ける。



噴火直後はある程度幅広く避難指示を出す必要が想定されるが、噴火状況の判明後は、リアルタイムハザードマップ等により避難指示対象の絞りこみが可能となる。

### 広域避難の実施概念図

避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地（広域避難）の開設と運営を依頼する。なお、一時集結地（広域避難）の開設予定地は資料編「17 火山災害対策編関係 9 一時集結地（広域避難）の開設予定地」のとおりとし、発災時に避難規模等に応じて開設する。

## ③ その他

### ア 県外避難に関する調整

県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。

### イ バス協会との協定に基づく災害時の対応

県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。

※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」（H21.10.29締結）

3県が連携して「避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること」に取り組むと規定

#### (4) 広域避難先の事前調整

- ・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。
- ・受入市町毎の受入可能人数の算定は、今後、県が市と調整する。
- ・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用することができるものとする。
- ・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設（公民館等）は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。
- ・避難所の開設期間（避難者の受入期間）は、原則として1ヶ月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、地域防災計画共通編に基づき、他の都道府県と協議を行う。
- ・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。
- ・避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。
- ・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、市が調達する等）こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）。

#### (5) 避難実施市町の行政機能の支援について

受入市町は、以下の用途の為、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等の斡旋を行う。

- ・避難実施市町の代替庁舎
- ・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置

#### (6) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（資料編「17 火山災害対策編関係 図10」）。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

## 第3節 市の体制

### 1 配備体制及び災害対策本部体制

資料編 1-(1)組織 「24 災害時の職員配備体制の基準」に準ずる。

### 2 災害対策本部の設置

火山噴火の重大性及び拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

### 3 協議会(または合同会議)との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会(会議)を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒(対策)本部が設置された場合は、国は、協議会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。

市災害対策本部は、協議会(または合同会議)に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会(または合同会議)での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

### 4 避難場所及び避難所の開設

- (1) 市長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難場所及び避難所を開設する。
- (2) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

### 5 避難先

- (1) 市内避難
  - ・避難先の対象となる施設は、第4～6次避難対象エリア外にある 資料編「10 避難地・避難所関係」、「7 指定緊急避難場所一覧表」及び「8 指定避難所一覧表」から選定する。
  - ・避難場所及び避難所は、避難住民の徒歩移動を考慮し、原則、第4～6次避難対象エリア近くにある対象施設から適宜開放する。ただし、施設の使用状況や避難住民の避難生活環境等を勘案し、必要がある場合にはこの限りではない。
- (2) 避難方法
  - ・避難の開始基準は、第1章第5節「2 段階的な避難」のとおり設定する。ただし、噴火後、第3章第2節「4 一般住民の段階的な避難 (3) 噴火開始直後における溶岩流からの避難」に記載した溶岩流流下パターンのうち、本市が影響を受ける流下パターンであると協議会が判断した場合は、噴火状況判明前においても避難開始の可能性があることに留意する。
  - ・避難行動については、徒歩による移動を基本とするが、警戒レベル1～3のうちに影響範囲外へ自主的な分散避難を実施する場合や要配慮者の移動手段として必要な場合は、自家用車の利用を可とする。

## 第4節 学校・児童関連施設の避難体制

### 1 休校等の措置

第4次から第6次避難対象エリア内に位置する幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設及び関連施設は、協議会が策定した「協議会統一基準」に基づき、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。

## 第5節 交通規制

### 1 一般道路の交通規制

#### (1) 基本的な考え方

ア 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

イ 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。

ウ 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路（株））は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

#### 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制対応
噴火警戒 レベル3	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒 レベル4	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒 レベル5	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

#### (2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路

線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

## 交通規制の内容

実施者	内 容
県公安委員会 (警察)	<p>ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</p> <p>イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p>ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>

## 2 高速道路等の交通規制

- (1) 一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）」とする。
- (2) 警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。
- (3) 中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- (4) 高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

### 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>・帰宅する観光客等、分散避難者の交通誘導</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る)</li> <li>・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導のための交通規制</li> <li>・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め (溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)</li> </ul>	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

### 3 鉄道の運行規制

- (1) 火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施にあたっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。
- (2) 積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。
- (3) 鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。
- (4) 避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。
- (5) 溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである。
  - ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線

#### 鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等 発令時	避難指示等が発令された 地域を含む区間	(状況に応じて)運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

### 4 航空機に対する措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議し、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）の発出を検討する。

県は、報道機関の取材及びその他の事由により飛行制限区域を航行しようとする航空機の安全を確保するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じ注意を喚起するよう関係機関に広報する。

## 第6節 避難者の輸送

### 1 避難者の輸送対応

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施にあたり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

## 第7節 広域避難路の降灰等

### 1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（または協議会）において迂回路を検討する。

#### (1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

#### (2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能である。

#### (3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰状況の把握体制</li> <li>・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</li> <li>・調達可能な除灰作業用資機材の把握</li> <li>・優先除灰路線の設定</li> <li>・人員、資機材投入パターンの検討</li> <li>・資機材用の燃料確保</li> <li>・一時仮置き場の設定</li> <li>・輸送ルートの設定</li> <li>・最終処分方法、処分場所の決定</li> </ul>

#### (4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。

平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

## 第8節 社会秩序維持活動

### 1 秩序維持に係る取組

実施主体	内 容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。</li> <li>・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</li> </ul>
警察	警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穩情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

## 第9節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

## 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

## 2 降灰があった地域の住民及び事業者

- (1) 住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

## 第10節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

### 1 土石流の対応

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

(災害復旧計画については、共通対策編 第4章災害復旧計画によるものとする。)

# 大火災対策編

# 大火災対策編 目 次

総 則			
<b>第1章 総 則</b>			<b>頁</b>
<b>第1節</b>	<b>計画の目的</b>		<b>1</b>
	1 計画作成の目的	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
	2 計画の構成	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
<b>第2節</b>	<b>防災関係機関の業務の大綱</b>		<b>1</b>
	1 市	危機管理課	1
	2 消防本部	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	1
	3 県	危機管理課	2
	4 静岡地方气象台	危機管理課	2
<b>第3節</b>	<b>過去の顕著な災害</b>		<b>2</b>
		危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	2
<b>第4節</b>	<b>予想される災害と地域</b>		<b>3</b>
	1 風速、湿度などの気象条件	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	2 火災の発生しやすい条件	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	3 林野火災	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	3
	4 市及び周辺地域の気象条件	危機管理課	3
発 災 前			
<b>第2章 火災予防計画</b>			<b>頁</b>
<b>第1節</b>	<b>計画の目的</b>		<b>5</b>
		危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
<b>第2節</b>	<b>消防体制の整備</b>		<b>5</b>
	1 消防組織の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	2 消防施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	3 消防救急の広域化の推進	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	4 消防団員の教育	危機管理課	5
	5 消防団の活性化	危機管理課	5
	6 緊急消防援助隊の受援体制の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
<b>第3節</b>	<b>火災の予防対策</b>		<b>5</b>
	1 消防組織の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	2 消防施設の整備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	5
	3 消防救急の広域化の推進	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	4 消防団員の教育	危機管理課	6
	5 消防団の活性化	危機管理課	6
	6 緊急消防援助隊の受援体制の確立	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
<b>第4節</b>	<b>林野火災対策の推進</b>		<b>6</b>
	1 林野火災関係機関	危機管理課	6
	2 林道 (防火道) 等の整備	危機管理課	6
	3 予防施設の整備	危機管理課	6
	4 消防資機材の配備	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	5 山間部のパトロール	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	6
	6 防災知識の普及啓発	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	7
<b>第5節</b>	<b>火災気象通報の取扱い</b>		<b>7</b>
	1 火災気象通報の基準	危機管理課	7
	2 市長への伝達	危機管理課	7
	3 火災警報の発表	危機管理課 (駿東伊豆消防本部)	7

発 災 後

発 災 後			
第3章 災害応急対策計画			頁
第1節	計画の目的		9
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
第2節	大規模火災及び林野火災に対する消防活動		9
	1 消防活動体制	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	2 広域協力活動体制	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	3 大規模林野火災対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	4 緊急消防援助隊の応援要請	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
第3節	市の対応		9
	1 沼津市災害警備本部	危機管理課	9
	2 災害対策本部の設置	危機管理課	9
	3 大規模火災等が発生した場合の連絡体制	危機管理課	10

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大火災対策編」「共通対策編」で定めるものを除く。)を定めるものとする。

### 1 計画作成の目的

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

### 2 計画の構成

「大火災対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章災害復旧計画によるものとする。

#### 第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域)

#### 第2章 火災予防計画

(計画の目的、消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取り扱い)

#### 第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、大規模火災及び林野火災に対する消防活動、市の対応)

## 第2節 防災関係機関の業務の大綱

### 1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 消防団の活性化・消防団員の教育
- (5) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (6) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (7) 清掃、防疫その他保健衛生
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 災害復旧の実施
- (10) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

### 2 消防本部

- (1) 消防体制の整備
  - ① 消防組織の確立
  - ② 消防施設の整備
  - ③ 消防職員の教育
  - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- (2) 火災予防対策
  - ① 建物の不燃化の指導

- ② 消防用設備等の整備
- ③ 防火管理体制の整備
- ④ 防火対象物の火災予防
- ⑤ 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策
  - ① 予防設備の整備
  - ② 消防資機材の配備
- (4) 災害応急対策
  - ① 消防活動
  - ② 広域活動協力体制

### 3 県

- (1) 消防体制の整備
  - ① 消防救急の広域化の推進
  - ② 消防職員・消防団員の教育
  - ③ 消防団の活性化
  - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
- (2) 火災予防対策
  - ① 建物の不燃化の指導
  - ② 消防設備等の整備
  - ③ 防火管理体制の整備
  - ④ 防火対象物の火災予防
- (3) 林野火災予防対策
  - ① 林道（防火道）等の整備
  - ② 予防設備の整備
  - ③ 消防資機材の配備
- (4) 災害応急対策
  - ① 県防災ヘリコプターによる支援
  - ② 自衛隊への支援要請
  - ③ 消防庁への応援要請

### 4 静岡地方気象台

火災気象通報の発表

### 第3節 過去の顕著な災害

明治 36 年以降の市の主要な大火を列記する。（戦争による火災は除く。）

- 1 大正 2 年 3 月 3 日 通称、「焼き団子屋の火事」午後 3 時 30 分頃、沼津市出口町の青物店から出火。気象状況は、最小湿度 50%、風速南西 12m～15m、この烈風に煽られ、かまどで燃やしていた火のついたカンナ屑が飛散して建物に延焼拡大し 1451 戸、死者 9 名、けが人 177 名の被害となった。
- 2 大正 15 年 12 月 10 日、午後 11 時 40 分、末広町の空家から出火。気象状況は、最小湿度 46%最大風速南西 12m、この強風に煽られ北東へ延焼し添地町及び上土町方面に拡大し、また、沼津駅

付近に飛び火し駅舎喪失、沼津駅東側の石油タンク 3 基が爆発炎上、火災は翌日午前 6 時 30 分頃鎮火する。被害は、住家 756 戸、非住家 88 戸が全半焼した。

## 第4節 予想される災害と地域

### 1 風速、湿度などの気象条件

風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

### 2 火災の発生しやすい条件

大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがある。

- (1) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置  
(北西の強風、太平洋側のフェーン現象による突風)
- (2) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近を覆う気圧配置  
(連日晴天で空気が乾燥し、実効湿度が低下)

### 3 林野火災

- (1) 林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は、落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- (2) 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

### 4 市及び周辺地域の気象条件

- (1) 市
  - ① 気象統計は、平均気温 18.2 度、降水量 2,115.0mm となる。(沼津南消防署における令和 6 年 1～12 月の観測値)
  - ② 風は駿河湾から南西風、箱根連山・富士山方向からの北東風による海陸風が多く、愛鷹山の周囲などは地形に影響された局地的な風が吹く。
- (2) 富士山南東
  - ① この地域は、東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わる。
  - ② 風は富士山、愛鷹山、箱根山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。なお、冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風になりやすい。
- (3) 伊豆北部
  - ① 気温は、県内でも温暖な地域で平均気温は、16℃～17℃で沿岸地方は特に暖かい。
  - ② 低気圧、前線、台風等により強風、暴風が現れやすくなっている。
  - ③ 西海岸は、西ないし南西の風が卓越し、特に冬の季節風の影響が現れている。

## 第2章

# 火災予防計画

## 第1節 計画の目的

市は、火災予防のため、駿東伊豆消防本部(以下「消防本部」という。)と連携し、各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図ると共に、防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検、情報の収集伝達及び被害調査、その他災害の防御又は拡大防止のための措置を行うことにより、被害の軽減を図る。

## 第2節 消防体制の整備

### 1 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊編成及びその運用等に万全を期するものとする。

### 2 消防施設の整備

市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

### 3 消防救急の広域化の推進

市は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

### 4 消防団員の教育

市は、消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

### 5 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。

市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

### 6 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

## 第3節 火災の予防対策

### 1 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊編成及びその運用等に万全を期するものとする。

### 2 消防施設の整備

市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するも

のとする。

### 3 消防救急の広域化の推進

市は、災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。

### 4 消防団員の教育

市は、消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

### 5 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。

市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

### 6 緊急消防援助隊の受援体制の確立

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

## 第4節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

### 1 林野火災関係機関

市、消防本部、森林組合、（一社）沼津建設業協会、（一社）静岡県猟友会東部支部、沼津観光協会、静岡県トラック協会東部支部、中日本高速道路（株）御殿場保全・サービスセンター、陸上自衛隊第34普通科連隊

### 2 林道(防火道)等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

### 3 予防施設の整備

関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

### 4 消防資機材の整備

林野火災に対する消防資機材を整備する。

### 5 山間部のパトロール

市の関係課、消防本部及び消防団は、随時パトロールを実施し、火災の早期発見と被害軽減に努めるとともに、火災警報発令中の際の火の使用制限の徹底を図る。

## 6 防災知識の普及啓発

市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起りやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

## 第5節 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から静岡県知事(以下「知事」という。)に伝達される火災気象通報は、次により取扱うものとする。

### 1 火災気象通報の基準

- ・ 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当又は今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明記して通報する。
- ・ 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当又は該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。
- ・ 注意すべき事項は次の3つに区分する。  
火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】
- ・ 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報又は強風注意報の発表基準に該当又は該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

### 2 市長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

### 3 火災警報の発表

市長は、火災警報を発表したときは、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

# 第3章

## 災害応急対策計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

## 第2節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

### 1 消防活動体制

市は、その地域に係る大規模火災及び林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

### 2 広域協力活動体制

市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 消防本部の消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防御するため、他の市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

### 3 大規模林野火災対策

- (1) 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼拡大危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、知事に県防災ヘリコプター等による空中消火活動、その他の必要な活動支援を要請することができる。
- (2) 県防災ヘリコプター等による空中消火活動等が実施される場合は、消防機関があらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

### 4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、消防本部消防長の連絡を受け、消防本部の消防力だけでは対応できない場合には、消防組織法第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

## 第3節 市の対応

### 1 沼津市災害警備本部

市は、火災が発生し大規模火災等に進展するおそれがある場合は、状況に応じ事前配備体制をとり、必要がある場合には、沼津市災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。ただし、沼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、災害警備本部は災害対策本部に統合されるものとする。

### 2 災害対策本部の設置

大規模火災等が発生し市長がその対策を必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。

- (1) 任務
  - ① 防災対策の総合調整
  - ② 情報収集、発信、広報

③ 関係機関への支援要請

- ア 自衛隊への災害派遣要請
- イ 海上保安庁への支援要請
- ウ 医療機関等への協力要請
- エ その他関係機関への応援要請

**3 大規模火災等が発生した場合の連絡体制**

大規模火災等が発生した場合の連絡体制については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 突発的災害応急対策計画 2 連絡体制」に則り、実施するものとする。

# 大爆発対策編

# 大爆発対策編 目 次

総 則			
	第1章 総 則		頁
	<b>第1節 計画の目的</b>		1
	1 計画作成の目的	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	2 計画の構成	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	<b>第2節 防災関係機関の業務の大綱</b>		1
	1 市	危機管理課	1
	2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	3 県	危機管理課	2
	4 警察	危機管理課	2
	5 関係事業者	危機管理課	2
	<b>第3節 想定される災害</b>		2
	想定される災害	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	2

発 災 前			
	第2章 災害予防計画		頁
	<b>第1節 計画の目的</b>		3
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	<b>第2節 危険物災害予防計画</b>		3
	1 施設の現況	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	2 予防査察	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	3 危険物製造所等の自主保安体制の構築	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	4 保安教育	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	<b>第3節 ガス保安計画</b>		4
	1 ガス事業の現況等	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	2 ガス保安体制の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	3 ガス保安施設の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	4 ガス災害の予防対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	5

発 災 後			
	第3章 災害応急対策計画		頁
	<b>第1節 計画の目的</b>		7
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	7
	<b>第2節 関係機関の業務の大綱</b>		7
	1 市	危機管理課	7
	2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	7
	3 県	危機管理課	7
	4 警察	危機管理課	7
	5 発災事業者	危機管理課	7
	<b>第3節 ガス災害応急対策計画</b>		8
	1 保安対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	2 非常体制組織の確立	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	3 応急対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	4 市との連絡協議	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	5 市内のガス事業者	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	<b>第4節 市の対応</b>		9
		危機管理課	9

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画			頁
第1節	計画の目的		11
		危機管理課	11
第2節	原因究明と是正措置		11
	1 発災事業者の対応	危機管理課	11
	2 関係機関の対応	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	11
	3 産業や住民生活に関する普及措置	危機管理課	11
	4 情報公開、広報	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	11

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、沼津市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大爆発対策」の大綱を定めるものとする。

### 1 計画作成の目的

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

### 2 計画の構成

「大爆発対策編」は、以下の各章から構成する。

#### 第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の業務の大綱、想定される災害)

#### 第2章 災害予防計画

(計画の目的、危険物災害予防計画、ガス保安計画)

#### 第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、関係機関の業務の大綱、ガス災害応急対策計画、市の対応)

#### 第4章 災害復旧計画

(計画の目的、原因究明と是正措置)

## 第2節 防災関係機関の業務の大綱

### 1 市

- (1) 沼津市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (5) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 災害復旧の実施
- (9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

### 2 消防本部

- (1) 危険物製造所等の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火及び人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

### 3 県

- (1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可
- (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整
- (4) 大規模事故発生時の危機管理対応
- (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導

### 4 警察

- (1) 火薬類事業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

### 5 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因究明、再発防止措置の実施

## 第3節 想定される災害

### 想定される災害

- (1) 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。
- (3) 危険物、高圧ガス容器及び火薬類は、一般道路等を日常的に運搬されていることから、交通事故その他の要因で爆発災害が発生すると予測される。
- (4) 市内の危険物製造所等の施設の状況は、資料編「危険物製造所等の施設の現況」による。

## 第2章

# 災害予防計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害を未然に防止し、災害の発生における被害を最小限度に止めるため、平素から事業者に対し、許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置について定める。

## 第2節 危険物災害予防計画

消防本部が行う、危険物製造所等の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会、沼津市防火協会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

### 1 施設の現況

石油類の危険物製造所等は、資料編「危険物製造所等の施設の現況」のとおりである。

### 2 予防査察

- (1) 消防本部及びその他の監督機関は、それぞれの危険物製造所等に対する安全確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。
- (2) 消防本部は、危険物製造所等においてそれぞれ基準に適合していない施設については、改修等の指導を強化する。
- (3) 消防本部は、自衛消防組織等の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (4) 消防本部は、危険物製造所等の保安点検の推進を図る。
- (5) 化学消火剤の備蓄に努める。

### 3 危険物製造所等の自主保安体制の構築

- (1) 危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- ① 予防規程、地震防災計画等の策定
- ② 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- ③ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- ④ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施
- ⑤ 関係機関等の災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

- (2) 危険物事故防止対策

危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物製造所等の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集、解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

- (3) 危険物安全週間

- ① 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。
- ② 危険物関係事業者や危険物を業務上取扱う者をはじめ、広く市民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。

#### (4) 危険物運搬車両の安全指導

危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防本部他関係機関による保安活動を実施する。

- ① 事故対応マニュアルの策定
- ② 危険物運搬車両の監視指導
- ③ 事故対応合同訓練

#### (5) 防災訓練

市は、県、警察、消防本部、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

### 4 保安教育

消防本部は、危険物施設の従業員教育、特に保安監督者に対し必要な教育を、また防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時研修会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

## 第3節 ガス保安計画

ガス事業法に定めるガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に係るガス(以下「都市ガス」という。)及び高圧ガス保安法に定める高圧ガス(以下「高圧ガス」という。)による災害の発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

### 1 ガス事業の現況等

ガス事業法に定める一般ガス事業者及び簡易ガス事業者（以下「都市ガス事業者」という。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、「ガス施設の状況」のとおりである。

### 2 ガス保安体制の整備

#### (1) 保安規程の写の提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第 24 条、第 64 条及び第 97 条の規定による保安規程の写しを、消防本部に提出するものとする。

#### (2) 保安に係る連絡調整体制の整備

- ① ガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。
- ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める販売事業者（以下「都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を行うために必要な資料を、所轄消防署に提出する。

### 3 ガス保安施設の整備

#### (1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

#### (2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

## 4 ガス災害の予防対策

### (1) 都市ガス

- ① 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。
- ② 都市ガス事業者は、災害予防のため、従業員や協力会社等の関係者に対し、保全教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。
- ③ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の布設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。
- ④ 他工事業者は、工事を実施する際、ガス導管に係る災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡、協議するとともに、都市ガス事業者が行う保安のための措置に協力するものとする。
- ⑤ 都市ガス事業者並びに一般ガス事業者は、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

### (2) 高圧ガス

- ① 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
- ② 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
- ③ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者の取扱指導、啓蒙のためのパンフレットの配布、新聞等によるPRを行う。  
また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

# 第3章

## 災害応急対策計画

## 第1節 計画の目的

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助、消火活動、付近住民の避難誘導、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げるほか、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

## 第2節 関係機関の業務の大綱

### 1 市

- (1) 災害対策本部設置
- (2) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (3) 緊急輸送の確保
- (4) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

### 2 消防本部

- (1) 火災、災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 消火活動
- (3) 人命救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 事故調査

### 3 県

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 防災対策の総合調整
- (3) 情報収集・発信、広報
- (4) 国等への連絡調整
- (5) 自衛隊等への支援要請
- (6) 事故調査

### 4 警察

- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 誘導避難

### 5 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛防災対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力
- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

## 第3節 ガス災害応急対策計画

この計画は、災害の発生に際し市民の安全を図るとともに、ガス施設を防護し、二次災害を警戒し、ガスの供給を確保するための保安対策と災害対策について定める。

### 1 保安対策

沼津市ガス保安対策連絡会議を設置する。

#### (1) 編成

資料編「沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領」による。

#### (2) 運営

平常時におけるガスの安全対策、異常時における緊急措置、その他ガスの保安対策上必要な事項の協議については沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領の定めるところによる。

### 2 非常体制組織の確立

#### (1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関が、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、任務分担及び現場の活動については、資料編「ガス爆発事故防止対策に関する協定書」の定めるところによる。

#### (2) ガス事業者の緊急体制の整備

- ① ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。
- ② 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

### 3 応急対策

#### (1) 保護保安対策

- ① ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。
- ② ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。
- ③ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。
- ④ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。
- ⑤ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。
- ⑥ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。
- ⑦ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

#### (2) 危険防止対策

- ① 災害発生現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。
  - ② 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
- (3) 応急復旧対策
- ① ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
  - ② 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。
  - ③ 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。
  - ④ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

#### 4 市との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

#### 5 市内のガス事業者

市内のガス事業者は、資料編「市内ガス事業者一覧表」のとおりである。

### 第4節 市の対応

- 1 大規模な爆発事故が発生した場合は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 突発的災害応急対策計画」に則り、突発的災害応急体制とする。
- 2 上記1に準じ、沼津市災害対策本部を設置する。なお、沼津市災害対策本部の編成等は、資料編「沼津市災害対策本部要領」のとおりとする。
- 3 沼津市災害対策本部等の設置基準は、資料編「災害時の職員配備体制の基準」とする。

# 第4章

## 災害復旧計画

## 第1節 計画の目的

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

## 第2節 原因究明と是正措置

### 1 発災事業者の対応

- (1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。
- (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

### 2 関係機関の対応

- (1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。
- (2) 必要な場合は、国、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

### 3 産業や住民生活に関する普及措置

- (1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。
- (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガス供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。
- (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

### 4 情報公開、広報

- (1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- (2) 市及び消防本部は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

# 大規模事故等対策編

# 大規模事故等対策編 目 次

総 則			
第1章 総 則			頁
	第1節	計画の目的	1
		1 道路事故対策	1
		2 鉄道事故対策	1
	第2節	予想される事故と地域	1
		1 道路事故	1
		2 鉄道事故	2

発 災 前			
第2章 災害予防計画			頁
	第1節	防災体制の整備	3
		1 道路事故対策	3
		2 鉄道事故対策	3
	第2節	資機材等の整備	5
		1 道路事故対策	5
		2 鉄道事故対策	5
	第3節	防災訓練	5
		1 道路事故対策	5
		2 鉄道事故対策	5
	第4節	関係機関との相互連携体制の整備	5
		1 道路事故対策	5
		2 鉄道事故対策	5

発 災 後			
第3章 災害応急対策計画			頁
	第1節	計画の目的	7
			7
	第2節	情報連絡体制の整備	7
		1 道路事故対策	7
		2 鉄道事故対策	8
	第3節	応急体制	8
		1 道路事故対策	8
		2 鉄道事故対策	10

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画		頁
第1節	災害復旧計画の策定	13
		危機管理課 (JR東海) 道路建設課
第2節	施設の復旧	13
		道路管理課 道路建設課 危機管理課 (JR東海)
第3節	安全性の確認	13
		危機管理課 広報課
第4節	被害者等へのフォロー	13
	1 健康相談の実施	福祉事務所 健康づくり課
	2 心の健康相談の実施	福祉事務所 健康づくり課
第5節	再発防止策の検討	13
	1 対応の評価	危機管理課
	2 マニュアル等の見直し	危機管理課

# 第1章

## 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、「沼津市地域防災計画」の「大規模事故等対策編」として定める。

「大規模事故等対策編」は、「道路事故対策」及び「鉄道事故対策」について、以下の各章から構成する。

- ・第1章 総則

(計画の目的、道路事故対策、鉄道事故対策、予想される事故と地域)

- ・第2章 災害予防計画

(防災体制の整備、資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備)

- ・第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、情報連絡体制の整備、応急体制)

- ・第4章 災害復旧計画

(災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討)

### 1 道路事故対策

市内の市道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

### 2 鉄道事故対策

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関が取るべき行動を定める。

## 第2節 予想される事故と地域

### 1 道路事故

(1) 市内の道路状況 (令和7年3月31日現在)

道路の種類	路線数	実延長(m)
高速自動車国道	2	17,397
一般国道	3	29,050
県道	23	128,025
市道	4,385	1,142,534
合計	4,413	1,317,006

(2) 市内の交通事故件数等

令和6年中に市内で発生した人身交通事故は868件、死者数は4人で、前年に比べ交通事故件数、死者数、負傷者数はいずれも減少した。

(3) 予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊</li> <li>・河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失</li> </ul>
大規模な交通事故等に起因するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル内での車両火災</li> <li>・道路上での危険物等の漏洩</li> <li>・バスの転落等事故</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道での大規模火災等</li> </ul>

## 2 鉄道事故

(1) 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

(2) 静岡県内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ (km)
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	熱海 ～ 浜松	152.7
	東海道線	熱海 ～ 新所原	177.8
	御殿場線	沼津 ～ 駿河小山	35.6

## 第2章

# 災害予防計画

## 第1節 防災体制の整備

### 1 道路事故対策

実施主体	内 容
市	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、 中日本高速道路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立 (情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立 (情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
静岡地方気象台	ア 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備 イ 気象等の防災情報の提供等 ウ 気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

### 2 鉄道事故対策

実施主体	内 容
市	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

県	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>エ 防災訓練の実施</p> <p>オ 関係機関との相互連携体制の整備</p>
警察	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p>
中部運輸局	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査</p> <p>ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>エ 防災訓練への参加</p> <p>オ 関係機関との相互連携体制の整備</p>
消防機関	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p>
鉄道事業者	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施</p> <p>ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施</p> <p>エ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備</p> <p>オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成</p> <p>カ 応急対策用資機材の整備</p> <p>キ 防災訓練への参加</p> <p>ク 関係機関との相互連携体制の整備</p>
医療機関	<p>ア 情報連絡体制の整備</p> <p>イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>ウ 防災訓練への参加</p> <p>エ 関係機関との相互連携体制の整備</p>
関係団体	<p>情報連絡体制の整備</p>

## 第2節 資機材等の整備

### 1 道路事故対策

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

### 2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

## 第3節 防災訓練

### 1 道路事故対策

市、県、防災関係機関は、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練の実施について検討するものとする。

### 2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的の実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

## 第4節 関係機関との相互連携体制の整備

### 1 道路事故対策

連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

### 2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

（この計画以外の大規模事故は 共通対策編 第2章 災害予防計画に準ずる。）

# 第3章

## 災害応急対策計画

## 第1節 計画の目的

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制及び対策を行う。

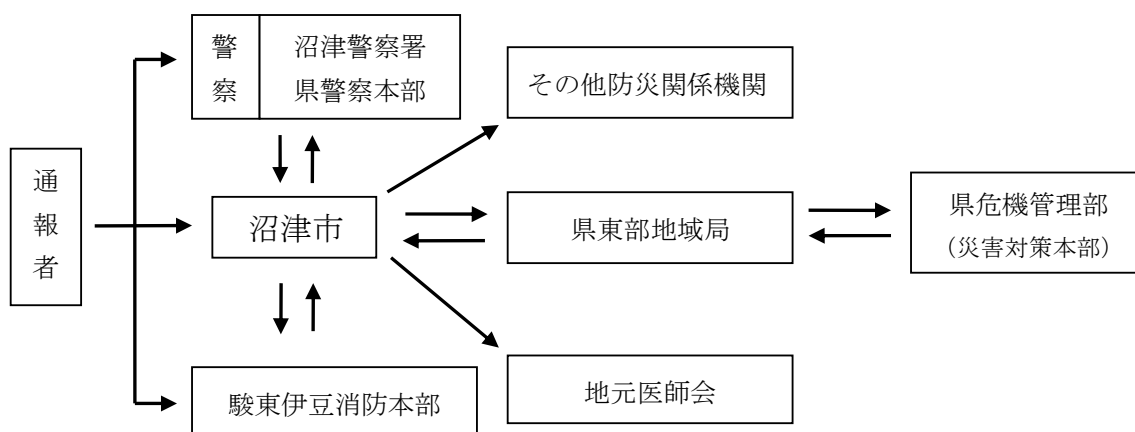
なお、ここに定めのない大規模事故については、共通対策編第3章災害応急対策計画による。

## 第2節 情報連絡体制の整備

### 1 道路事故対策

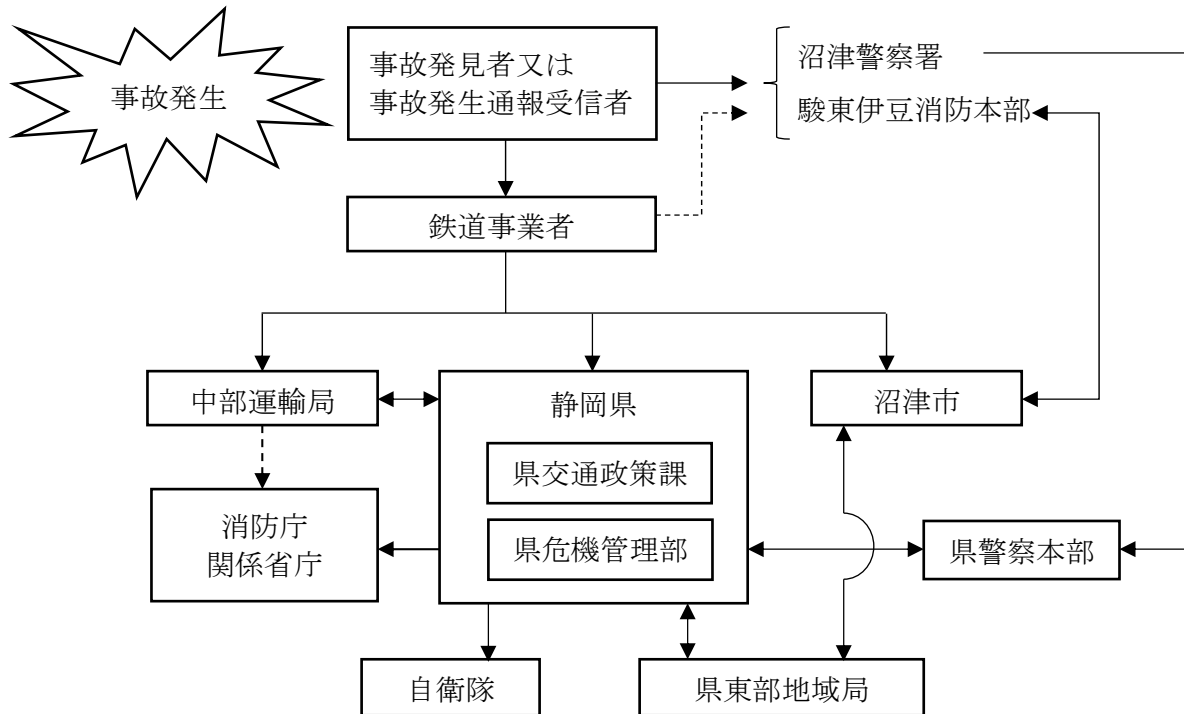
- (1) 道路災害発生の通報を受けた場合は、各部に内容を連絡する。また、県へ様式に基づき報告する。
- (2) 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を各部、県その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時市のホームページに掲載するとともに、県と協力して広報活動を行う。
- (3) 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



## 2 鉄道事故対策

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- (1) このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- (2) 市及び県は通報を受けたときは、直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

## 第3節 応急体制

### 1 道路事故対策

- (1) 市の体制
  - ① 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
  - ② 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
  - ③ 遺体の措置
  - ④ 道路の応急復旧

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
<p>県 (災害対策本部)</p>	<p>ア 防災対策の総合調整                      イ 情報収集、発信、広報                      ウ 関係機関への支援要請                      ・自衛隊への災害派遣要請                      ・海上保安庁への支援要請                      ・消防庁、他都県等への支援要請                      ・医療機関等への協力要請                      ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請                      ・その他関係機関への応援要請                      エ 2次災害等発生防止措置                      オ 消防庁への報告                      カ 広報に関する事項</p>
<p>県 (現地災害対策本部)</p>	<p>ア 消火活動に関する調整                      イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整                      ウ 負傷者搬送に係る調整                      エ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整                      オ 被災者情報に関すること                      カ 広報に関すること(緊急を要する事項)                      キ 遺体措置に関する調整                      ク その他必要な活動</p>
<p>道路管理者 (国土交通省中部 地方整備局、県、 市町、中日本高速 道路株式会社)</p>	<p>ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力                      ・主要交通路(迂回路)の確保                      ・災害時における通行の禁止又は制限                      イ 道路施設の応急復旧活動に関すること                      ・道路の応急復旧                      ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施</p>
<p>警察</p>	<p>ア 災害関係情報の収集及び伝達                      イ 被害実態の早期把握                      ウ 負傷者等の救出救助                      エ 緊急交通路の確保等交通上の措置                      オ 避難誘導及び二次災害の防止措置                      カ 検視及び行方不明者の捜索                      キ 県民の安全確保と不安解消のための広報                      ク 関係機関の行う災害復旧への協力                      ケ その他必要な警察業務</p>
<p>消防機関</p>	<p>ア 消火活動                      イ 被災者の救出、救護                      ウ 負傷者の医療機関への搬送</p>
<p>医療機関</p>	<p>ア 救護所の開設                      イ 負傷者に対する医療処置                      ウ 患者搬送</p>
<p>建設事業者</p>	<p>負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力</p>

## 2 鉄道事故対策

### (1) 市の体制

- ① 情報の収集・伝達
- ② 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立
- ③ 県又は防災関係機関への協力・応援要請
- ④ 医療救護活動の支援
- ⑤ 避難誘導、避難所の開設
- ⑥ 遺体安置所の設置
- ⑦ 住民に対する広報

### (2) 関係機関等

実施主体	内 容
県（災害対策本部）	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・消防庁、他都県等への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 オ 2次災害等発生防止措置 カ 消防庁への報告 キ 広報に関する事項
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 市民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 捜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送

<p>鉄道事業者</p>	<p>ア 情報の収集・伝達  イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置  ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配  エ 市や県に対する必要な支援の要請  オ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動  カ 後続列車の衝突等の2次災害の防止活動  キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告  ク 被災者の家族等への情報提供  ケ 被災者及び被災家族に対する必要な手配  コ 代行輸送等の手配  サ 避難誘導  シ 乗客等に対する広報</p>
<p>関係団体</p>	<p>日本赤十字社静岡県支部  ア 医療及び遺体措置に関すること  イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p>

# 第4章

## 災害復旧計画

## 第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

## 第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

## 第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

## 第4節 被害者等へのフォロー

### 1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康相談等を実施する。

### 2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

## 第5節 再発防止策の検討

### 1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

### 2 マニュアル等の見直し

本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。